

結の心を大切にし、支えあい、一人ひとりが生きいきと暮らせるまち

八重瀬町地域福祉（活動）計画

平成 25 年度～平成 29 年度

ゆいゆい八重瀬しあわせプラン



平成 25 年3月



八重瀬町・八重瀬町社会福祉協議会



はじめに



近年、社会環境においては、少子高齢化が急速に進行する中、過疎化や核家族化による高齢者世帯の増加、近所づきあいの希薄化等が益々進行するようになりました。それを象徴するように高齢者の所在不明問題や、無縁社会化問題が、全国的な社会問題に発展しています。また、住民の共同意識の希薄化と相互扶助機能の低下が懸念されています。

このような社会情勢の変化の中、現行の仕組みでは対応しきれない制度の谷間にある町民ニーズへの対応、公的サービス等を活用できない人への対応など、地域には多様な福祉課題が生じ、安心・安全の確保や次世代を生み、育む場としての地域社会の再生が求められています。

本町では、住民一人ひとりが個人として尊重され、人ととのふれあいを深めながら、安心して暮らせる地域を目指して、環境の変化に対応した地域福祉を実現するために行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定することに取り組み、地域福祉を推進するための条件を整備しながら圏域の設定、行政区（字・自治会）における生活課題への対応など、町の基本姿勢をまとめ策定いたしました。

本計画は、「八重瀬町総合計画」を上位計画とし、その福祉部門において、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）が、それぞれの役割を果たしながら「地域の助け合いによる福祉活動（地域福祉）」を行うことができる仕組みをつくるための指針となるものです。

本計画の策定にあたっては、地域福祉懇談会や、町民意識調査、自治会・地域福祉関係者、福祉・介護事業者、障害者団体、児童・教育関係者からなる「八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会」による審議や、パブリック・コメント（意見の公募）の実施等を通じて、多くの町民の皆様に参画いただきました。参画された皆様からは、お互いに協力・連携しながら地域課題に自ら取り組み、解決していくという意識や熱意を感じることができました。

今後は、この計画の基本理念である「地域住民を主体として、結の心で支えあうふれあいのまちづくり」を目指して、町民の皆様との協働により、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでまいります。結びにあたり、本計画策定にご尽力いただきました八重瀬町地域福祉（活動）計画作業部会並び策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉事業者などの関係各位に心から感謝を申し上げます。

町民の皆様が本計画の推進に参画されることは、住み良さを実感できる地域社会を実現するための第一歩です。町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成25年3月

八重瀬町長 比屋根 方次

はじめに



高度経済成長を辿ってきた日本経済は、バブル崩壊により 1990 年初頭から長引く不況に陥り、又、社会面では都市化、少子・高齢化、核家族化、女性の社会参画など社会状況も大きく変貌しました。その結果、旧来地域に根ざしていた相互扶助的な機能が低下し、新たに「引きこもり」、「孤立死」、「虐待」、「災害弱者」などの社会問題が生じてきています。これらの問題についての対応には地域社会全体のきめ細かな取り組みが求められています。

本会では、これまでも、区長・自治会長や民生委員・児童委員などの福祉関係団体のご協力により様々な地域福祉事業を実施し、地域福祉力を高めることに努めてまいりましたが、なお一層進むことが予想される地域の希薄化や相次ぐ自然災害などへの対応で、より一層町当局との連携や町民、福祉関係団体、社会福祉施設等との協働による画一的な地域福祉の仕組みづくりが必要であると考えます。

このような中、八重瀬町では、地域福祉活動計画と地域福祉計画を一体とした「ゆいゆい八重瀬しあわせプラン」を町社協と八重瀬町で一体的に策定いたしました。これまでの福祉計画とは大きく異なり計画の実施を見据え、取り組み当初より町職員と本会職員が共に事務局を担ってきた特徴があります。

また、町民の意見をより反映させるために、町民公募による策定委員の選出や町民意識調査の実施、町民ワークショップの開催などから意見を集約し、「地域は地域で支えあう」を基本理念に本計画の将来像として「結の心を大切にし、支えあい、一人ひとりが生きいきと暮らせるまち」を掲げました。

この将来像の実現のために、地域コーディネーターのコミュニティソーシャルワーク機能と本会の組織機能を活かして、本会に求められる地域に根差した関わりを更に深め、行政はもとより町民や自治会、民生委員・児童委員などの福祉関係団体との連携を図り、協働による取り組みを実施して参ります。

本計画の策定にあたりまして、多大のご尽力を賜りました各委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様方に、心から厚くお礼を申し上げますとともに、計画の円滑な実施と福祉事業の推進に一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月

社会福祉法人
八重瀬町社会福祉協議会
会長 神谷 榮助

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
1 「地域福祉」とは	1
2 地域福祉計画の背景	2
第2節 計画策定の目的	3
1 概要	3
2 地域福祉の視点から	3
第3節 計画の位置づけ	4
1 地域福祉（活動）計画の位置づけ	4
2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ	5
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	6
1 町地域福祉（活動）計画策定委員会	6
2 地域の現状や課題の把握方法	7
3 町地域福祉（活動）計画策定作業部会	8

第2章 八重瀬町の現況

第1節 統計調査からみる八重瀬町の現況	9
1 人口	9
2 人口動態	11
3 世帯の動向	12
4 就業の動向	14
第2節 八重瀬町の福祉の動向	15
1 社会福祉施設等の配置状況	15
2 保育園の在園児数	15
3 小学校の在校生数	16
4 中学校の在校生数	16
5 支援を必要とする人の動向	17
第3節 八重瀬町の地域活動等の動向	19
1 地域の各種団体	19
2 町社会福祉課の業務・事業内容	20
3 町社会福祉協議会の地域福祉関係事業	21

第4節 町民意識調査からみる八重瀬町の現況	22
1 町民の地域福祉の意識や地域活動の現状	22
(1) 回答者の基本属性について	22
(2) 住みよさ・環境について	25
(3) 地域とのかかわりや意識について	28
(4) 地域での助けあいについて	32
(5) ボランティア活動について	33
(6) 福祉サービスの利用について	34
(7) まちづくりについて	37
(8) 社会福祉協議会について	40
(9) 民生委員・児童委員について	44
2 調査結果のまとめ	45
第5節 地域福祉懇談会等での意見	54
1 東風平地区の現況	55
2 具志頭地区の現況	58
3 各種団体等からの意見	61

第3章 基本構想

第1節 基本理念	63
第2節 基本視点	63
第3節 計画がめざす将来像	64
第4節 将来像を実現するための基本目標	65
第5節 施策の体系	66

第4章 各論（施策の推進方策）

※第4章について	69
-----------------	----

I 調和のとれた安全・安心なまちづくり

I-1 生活環境の整備の推進

I-1-1 バリアフリーの整備の推進	70
I-1-2 移動交通手段の充実	71

I-2 防犯・防災対策の充実

I-2-1 防犯対策の強化	72
I-2-2 災害時要援護者支援対策の充実	73
I-2-3 地域防災体制づくりの推進	74

II 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

II-1 住民参加型事業の推進

II-1-1 住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援	75
II-1-2 配食サービスの推進	76
II-1-3 ミニデイサービスの推進	77
II-1-4 子育てふれあいサロンの推進	78
II-1-5 障がい者への支援の推進	79

II-2 小地域活動の推進

II-2-1 地域住民、当事者、他関係機関との地域課題の把握と共有	80
II-2-2 地域福祉活動への参加の仕組みづくり	81
II-2-3 字・自治会活動やボランティア団体等各種コミュニティ活動の支援	82
II-2-4 自治会への加入促進	83

II-3 当事者組織化推進と活動への支援

II-3-1 当事者福祉団体の推進	84
II-3-2 当事者団体の活動支援	85

III 結いの心で支えあう健康・福祉のまちづくり

III-1 結の心で支えあう活動の推進

III-1-1 見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進	86
III-1-2 小地域における助けあい活動の推進	87

III-2 福祉教育の推進

III-2-1 子ども対象の福祉教育の推進	88
III-2-2 大人対象の福祉教育の推進	89

III-3 推進基盤の確立

III-3-1 地域福祉推進資源・財源の強化	90
III-3-2 職員の資質向上	91
III-3-3 研修制度の強化、専門職員の配置・育成	91

IV 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

IV-1 相談支援の充実

IV-1-1 相談体制の確立	92
----------------	----

IV－2 情報伝達・共有の仕組みづくり	
IV－2－1 情報提供体制づくりの推進	94
IV－2－2 情報バリアフリー化の推進	95
IV－2－3 情報を共有する仕組みづくりの推進	95

IV－3 権利擁護体制の推進	
IV－3－1 苦情解決の仕組みづくりの推進	96
IV－3－2 権利擁護の仕組みづくりの推進	97
IV－3－3 虐待防止の仕組みづくりの推進	97

V 地域福祉推進のための人・組織づくり

V－1 地域福祉推進のための人づくり	
V－1－1 地域福祉を担う役職者の人材育成強化	98
V－1－2 各組織団体等のリーダーの養成	99
V－1－3 地域福祉を担う人材の育成支援	100

V－2 八重瀬町社会福祉協議会の強化・発展

V－2－1 八重瀬町社会福祉協議会の認知度向上	101
V－2－2 自主財源の確保	102
V－2－3 八重瀬町社会福祉協議会組織の基盤強化	103

第5章 地域福祉の推進体制について

第1節 計画における「地域」の範囲	105
第2節 推進基盤の整備	106
第3節 町民及び関係機関等への「期待」、社会福祉協議会、行政の「役割」	107

第6章 資料編

1. 八重瀬町地域福祉計画策定委員会設置要綱	109
2. 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会名簿	111
3. 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定作業部会名簿	112
4. 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定の経過	113
5. 八重瀬町地域福祉（活動）計画について（諮問）	115
6. 八重瀬町地域福祉（活動）計画について（答申）	117
7. 用語集	119

第1章

地域福祉（活動）計画策定にあたって

第1章

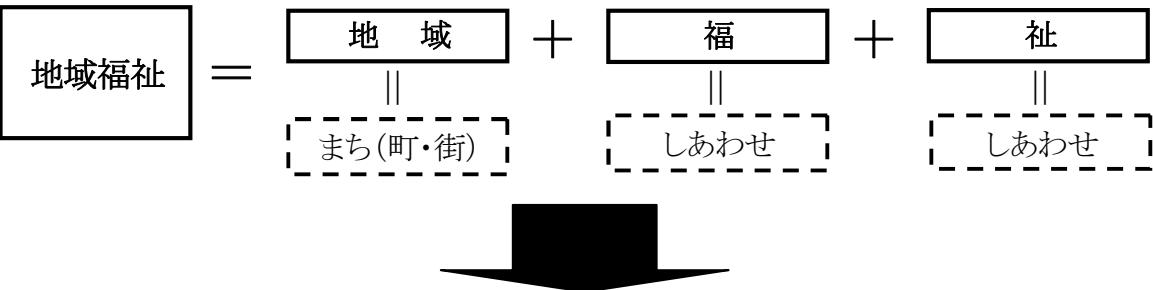
地域福祉(活動)計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1. 「地域福祉」とは

『地域福祉』という言葉の意味

『地域福祉』は、「福祉」という言葉に「地域」という言葉を足してつくられた言葉です。「福祉」という言葉は、さらに「福」と「祉」という2つの文字に分解することができますが、実は2つとも「しあわせ」という意味があります。「しあわせ」という同じ意味の言葉を2つ重ねるのは、それがたくさん集まつた状態を表したいからです。そして、そこに地域を足して・・・。「自分と町のみんながしあわせでいられる」そんな状態像を一言で表したのが『地域福祉』という言葉です。



『しあわせ』になるために・・・

じぶんが暮らすまちに「しあわせ」がたくさん集まつた状態にするには、そこで暮らす人たち、みんなで協力しあって、「しあわせ」になるための努力をすることが必要なのです。

地域を見渡すと・・・

地域の中を注意深く観察すると、さまざまな問題があることに気がつくと思います。このような問題を、みんなで協力して解決していく、あるいは解決していくための仕組みづくりを行うことが、今求められています。そして、その方針を定めたものが「地域福祉(活動)計画」です。

2. 地域福祉計画の背景

これまでの社会福祉は、「経済的困窮者や高齢者、障がい者、児童など」限られた人を対象に、行政主導の措置による施設利用や給付などを中心として発展してきました。

しかし、高度経済成長以降、都市化、少子・高齢化、核家族化、女性の社会参画など社会状況も大きく変化し、この結果、旧来地域にあった相互扶助的な機能が低下し、新たに「引きこもり」、「孤立死」、「虐待」、「災害弱者」などの問題が生じてきています。このような状況下、社会福祉制度も「措置」を中心とした弱者救済の制度から、国民の生活全体の安定を支えるための制度へ変革を求められるようになり、平成9年11月以後の「社会福祉基礎構造改革」を契機に新たな社会福祉制度の展開が始まっています。

この社会福祉基礎構造改革による新たな展開のおもな内容としては、

- ①福祉サービスの提供主体の多様化や『措置』から『契約』へとした利用者によるサービスの選択、権利擁護制度の導入・強化など社会福祉事業の推進
- ②サービス評価制度の導入や人材の確保・育成等の福祉サービスの質と効率性の確保
- ③社会福祉協議会を地域の公益的な組織として位置付けることや地域福祉計画の導入などによる地域福祉の確立

の3点が上げられます。

そして、これらを具現化する施策として、社会福祉事業の共通基盤を規定した社会福祉事業法が平成12年に改正され社会福祉法となったほか、平成9年の介護保険法の制定や障がい者福祉分野での支援費制度（平成15年4月）の導入、障害者自立支援法（平成18年4月）の施行などがあげられます。

これらの変革が目指すものは、福祉サービスの利用者が、地域社会で地域の一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野での社会参加を可能とする社会です。具体的には、福祉サービスの利用者の多様なニーズに適切に対応していくためには、制度や環境のみならず、元気な高齢者の社会活動への積極的な参加をはじめ、住民活動などによるインフォーマルなサービスも含め、多様なサービスの調整や住民の福祉に対する意識の向上など総合的な支援の展開を図って行く必要が生じています。

このような背景から、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進していくため、町民の合意形成を図りつつ、地域の特性に応じた計画の策定が求められています。

※社会福祉基礎構造改革

急速な少子高齢化、核家族化の進展に伴って、社会福祉への需要が多様化したことから、21世紀の社会福祉の制度を利用者本位の視点で整理していくことを目的として実施された改革

※福祉サービス

行政や社会福祉法人、民間事業者などが公的な制度のもとに行う福祉関連のサービス

※インフォーマル（サービス）

家族、隣人、知人などの地域社会が不定期かつ無報酬などで提供する非公式なサービス

第2節 計画策定の目的

1. 概要

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、行政計画として地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が作成する民間の活動・行動計画であり、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体の参加や協力、協働などによる多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的としています。

2. 地域福祉の視点から

両計画でいう「地域福祉」とは、社会福祉法第4条の規定にあるとおり、地域住民や福祉サービスの提供者などが相互に協力することにより、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」という社会をつくって行こうとするものです。そして、この地域福祉の実現のためには単に福祉サービスを提供するのではなく、関連分野のサービスとの連携や環境及び制度の整備、地域住民のインフォーマルな活動や福祉意識の向上など総合的な取り組みが必要となります。

両計画では、社会福祉法の理念に基づき、それぞれの立場において、地域における福祉サービスの適切な利用の促進のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進などを発展させることにより地域福祉を推進していきます。具体的には、地域における多様な人々の多様な生活課題に対して、行政、住民、地域の団体やサービス提供事業者など様々な関係者と関係機関が連携し、その課題解決のために地域全体で取り組んで行くための「仕組みづくり」とその「実践」を促進して行くことにより、地域住民が安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

【参考】社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

平成19年8月『厚生労働省通知』

要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項（要援護者の支援方策）

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
3. 要援護者の支援に関する事項

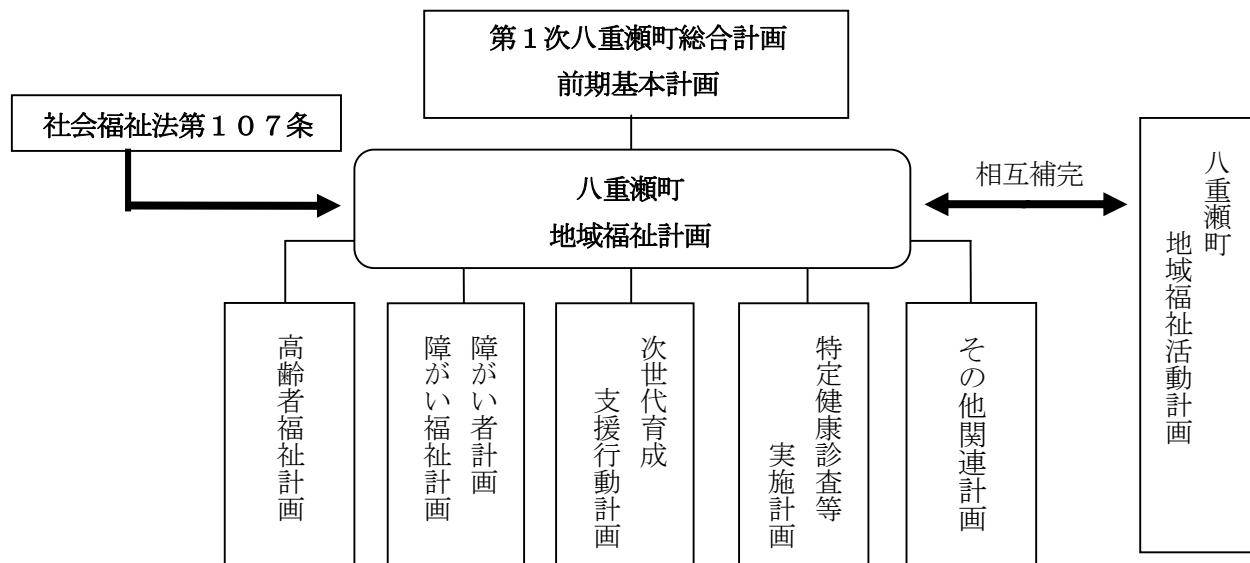
第3節 計画の位置づけ

1. 地域福祉（活動）計画の位置づけ

本計画は、「八重瀬町総合計画」の下位計画であり、社会福祉法第107条に定める計画であることを踏まえ、「前期基本計画」との連携を図ります。

また、既存の関連福祉計画に掲げられたテーマを包含し、体系的に推進施策の方向性を示すとともに、多様な地域福祉の課題を解決していくための主体的な活動のあり方を示していくものとします。

八重瀬町地域福祉（活動）計画と既存関連計画との関係



2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ

本計画は、地域の福祉を担う社会福祉協議会の地域福祉活動計画における活動指針等との整合性を図るものとして一体的に策定します。

(1) 地域福祉計画（行政計画）

地域福祉計画は、住民参加を得ながら、何らかの支援を必要とする住民等を含め地域の問題点や課題などの状況を把握し、住民の主体的な福祉活動や福祉関係団体等とのネットワークの構築などによって、必要なサービスの提供や支援体制のあり方等を示す行政計画です。

(2) 地域福祉活動計画（八重瀬町社会福祉協議会）

地域福祉活動計画は、地域福祉計画が示す個別施策の基本指針に基づき、住民主体の福祉活動や福祉関係団体等の具体的な活動内容及び支援施策のあり方を示すものとして、福祉活動の中核を担う社会福祉協議会が策定する計画です。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

本町では、地域福祉の方向性を総合的かつ体系的に示すという性格をもつ地域福祉計画と地域の福祉を担う、社会福祉協議会の具体的な活動指針等を定めるという性格をもつ地域福祉活動計画が、相互に連携し整合性を保つ必要があることを踏まえ、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。

第4節 計画の期間

地域福祉（活動）計画の期間は平成25年度（2013年度）を初年度とし、目標年度を平成29年度（2017年度）とする5ヵ年計画とします。

また、地域福祉をより具体的に推進していくためには、その進捗管理、評価を行い地域の実情に応じた計画の見直しが必要であることを踏まえて、平成29年度以降において次期計画の策定を行います。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
八重瀬町総合計画（前期）									
八重瀬町地域福祉（活動）計画（5年間）									
八重瀬町高齢者福祉計画（3年間）									
八重瀬町障がい者計画（6年間）									
八重瀬町障がい福祉計画（3年間）									
八重瀬町次世代育成支援行動計画（後期）									
特定健康診査等実施計画（5年間）									

第5節 計画の策定体制

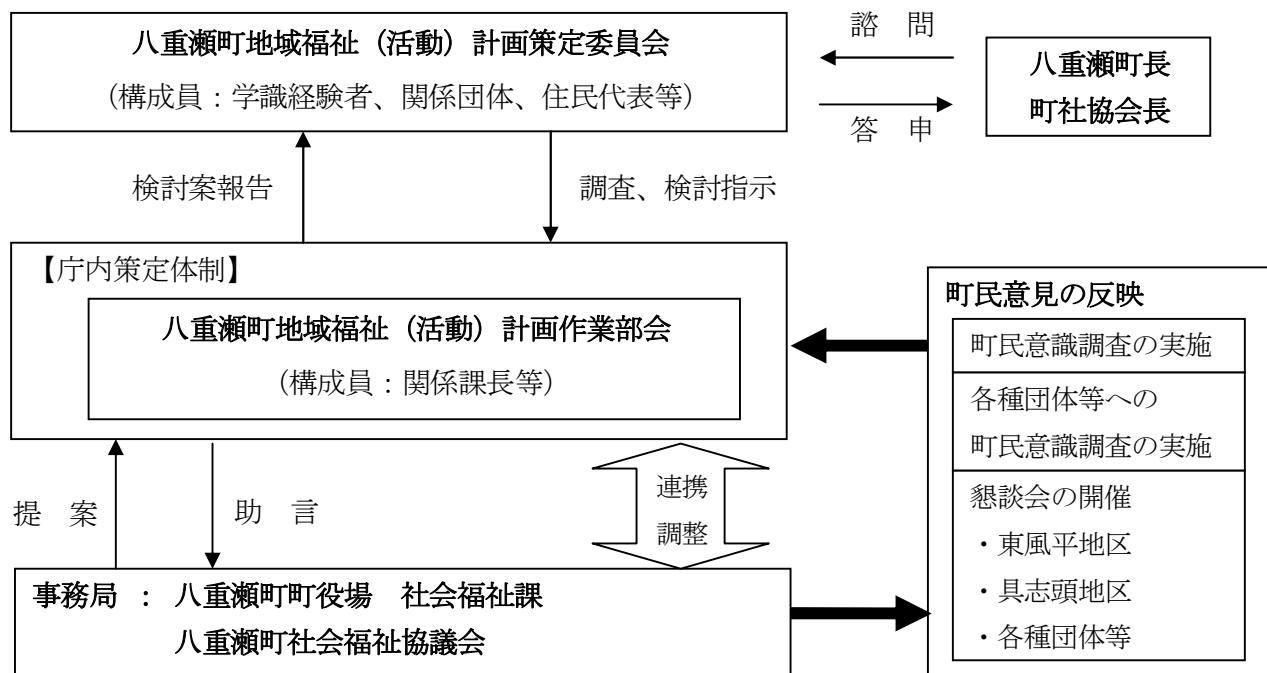
両計画は、地域福祉の総合的計画的推進を目的としています。このため計画作成段階から社会福祉法第109条（※）において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされる社会福祉協議会と町が連携していくことを重視しました。つまり、町の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」について、相互が連携し一体的に作成しました。

以下、「1」から「3」までの計画作成のための活動を、町と社会福祉協議会が合同で行いました。

1. 町地域福祉（活動）計画策定委員会

本計画は、町内の保健・医療・福祉関係者をはじめ、住民代表及び学識経験者らで構成された「八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会」により協議・検討を行い、策定しました。

計画の策定体制



※社会福祉法第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

2. 地域の現状や課題の把握方法

(1) 町民意識調査の実施

町民の皆様に地域福祉に対する意識や考え方を把握するために町民意識調査を実施しました。

調査期間	平成23年12月15日～平成24年1月20日		
調査対象	町内に在住する18歳以上の男女 1,000人（無作為抽出）		
調査方法	郵送により配布し、民生委員による回収		
調査内容	I. 基本属性 II. 住み良さ・環境 III. 親族・友人・近隣等との関わり IV. 地域活動 V. ボランティア活動 VI. 日常生活における不安 VII. 社会福祉の施策 VIII. 防災 IX. その他		
回収結果	配布数1,000件に対し、回収数は695件、回収率69.5%		

(2) 各種団体等への町民意識調査の実施

町出身で現在居住されている調査協力の了承いただいた方々に地域福祉に対する意識や考え方をお伺いする為、町民意識調査を実施しました。

【団体一覧】

町老人クラブ連合会	町身体障害者協会	就労支援センター野の花
町役場（管理職）	町社会福祉協議会（職員）	町介護支援専門員（町内出身者）
町立保育園（職員）	町内保育園（保護者）	町子ども会（各字代表者）
町ファミリーサポート（会員）	子育て支援センター ぴっぴ	町青年会
沖縄県農業協同組合 具志頭支店	沖縄県農業協同組合 東風平支店	島尻消防、清掃組合
南部水道企業団	港川漁業協同組合	

(3) 地域福祉懇談会の開催

東風平地区・具志頭地区にて地域福祉懇談会を開催し、地域の生活課題の把握及びその解決策などについて、地域住民の方々から意見をいただきました。

地 区	会 場	開催日時	参加者数
東風平地区	町社会福祉会館	平成24年6月28日 午後2時～	41名
具志頭地区	町具志頭老人福祉センター	平成24年8月3日 午後3時～	36名

※小学生・中学生・高校生は、ボランティア研修会にて懇談会を実施

(4) 一般町民への広報・周知活動

広く一般町民へ周知する為、各字公民館へ出向いて広報チラシを配布、地域福祉計画に対する意見やご要望を調査。

(5) パブリックコメントの実施

町の地域福祉（活動）計画を策定し、その案を町のホームページと町社協のホームページを通じて、広く町民に公表し、町民の誰もが意見を述べ、その意見に対する町の考え方を公表し、議論を深め政策等に反映させていきます。町民の参加を促進するとともに策定段階の透明性の向上を図ります。

3. 町地域福祉（活動）計画策定作業部会

策定委員会の作業を円滑にするため地域福祉（活動）計画策定作業部会を設置しました。同委員会は、町職員9名及び社会福祉協議会職員1名で構成され、計画策定にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

第2章
八重瀬町の現況

第2章 八重瀬町の現況

第1節 統計調査からみる八重瀬町の現況

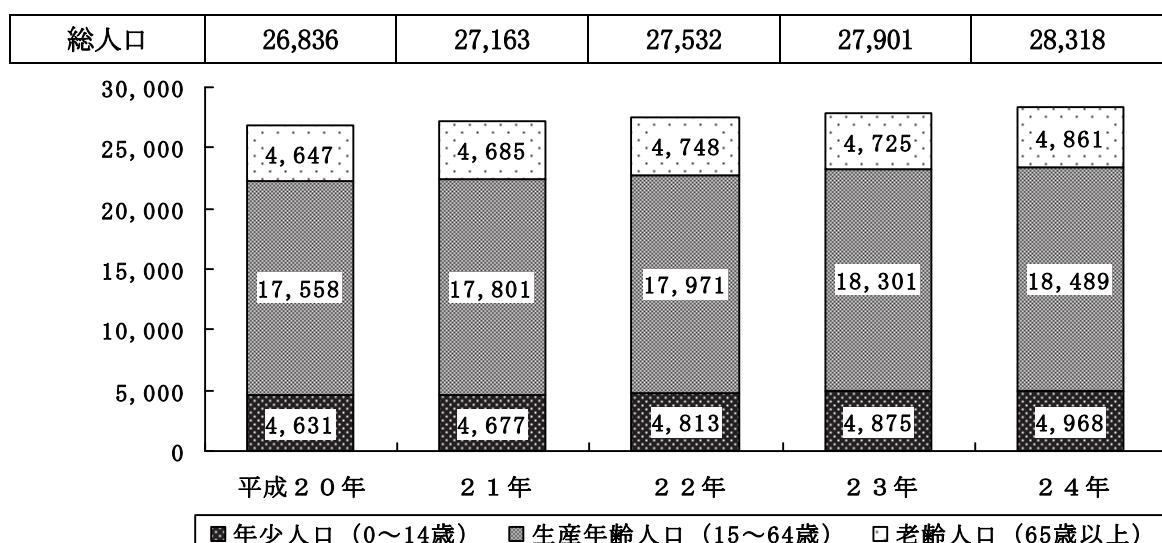
1. 人口

① 年齢区分別人口の推移

平成24年10月1日現在八重瀬町の総人口は28,318人で、年々増加しています。増加傾向は今後も続く見込みです。

また、人口が年々増加するに伴い、65歳以上の老齢人口も増加しており、平成24年10月1日現在では、4,861人となっています。

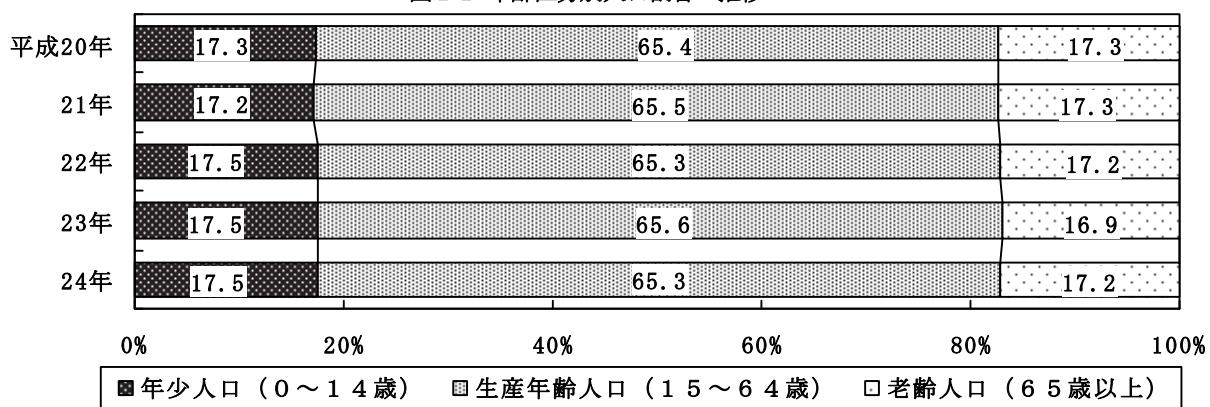
図2-1 年齢区分別の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 年齢区分別人口割合の推移

図2-2 年齢区分別人口割合の推移



資料：住民環境課

③ 各地区の人口

平成 24 年 10 月 1 日現在の各地区の人口は表 2-1 のとおりです。

人口規模が最も大きいのは字東風平で 5,073 人となっています。一方、一番小さいのが字与座で 133 人であり、字東風平との差は 5,000 人弱となっています。

表 2-1 各地区の人口(平成 24 年 10 月 1 日現在)

○東風平地区

地区名	区分	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総 数
東風平	人口(人)	1,018	3,388	667	5,073
	割合(%)	20.1%	66.8%	13.1%	100.0%
伊 霸	人口(人)	590	1,392	169	2,151
	割合(%)	27.4%	64.7%	7.9%	100.0%
上田原	人口(人)	36	160	55	251
	割合(%)	14.3%	63.7%	21.9%	100.0%
屋宜原	人口(人)	397	806	116	1,319
	割合(%)	30.1%	61.1%	8.8%	100.0%
富 盛	人口(人)	192	1,039	312	1,543
	割合(%)	12.4%	67.3%	20.2%	100.0%
世名城	人口(人)	176	704	245	1,125
	割合(%)	15.6%	62.6%	21.8%	100.0%
高 良	人口(人)	35	157	60	252
	割合(%)	13.9%	62.3%	23.8%	100.0%
志多伯	人口(人)	150	642	199	991
	割合(%)	15.1%	64.8%	20.1%	100.0%
当 銘	人口(人)	88	361	205	654
	割合(%)	13.5%	55.2%	31.3%	100.0%
小 城	人口(人)	78	382	171	631
	割合(%)	12.4%	60.5%	27.1%	100.0%
宣 次	人口(人)	193	699	178	1,070
	割合(%)	18.0%	65.3%	16.6%	100.0%
外 間	人口(人)	43	241	93	377
	割合(%)	11.4%	63.9%	24.7%	100.0%
友 寄	人口(人)	220	876	219	1,315
	割合(%)	16.7%	66.6%	16.7%	100.0%
第一団地	人口(人)	22	146	83	251
	割合(%)	8.8%	58.2%	33.1%	100.0%
白川ハイツ	人口(人)	57	241	106	404
	割合(%)	14.1%	59.7%	26.2%	100.0%
大倉ハイツ	人口(人)	53	217	80	350
	割合(%)	15.1%	62.0%	22.9%	100.0%
屋宜原団地	人口(人)	45	400	85	530
	割合(%)	8.5%	75.5%	16.0%	100.0%
外間団地	人口(人)	56	233	9	298
	割合(%)	18.8%	78.2%	3.0%	100.0%
友寄 東ハイツ	人口(人)	61	395	57	513
	割合(%)	11.9%	77.0%	11.1%	100.0%
外間 高層住宅	人口(人)	95	306	19	420
	割合(%)	22.6%	72.9%	4.5%	100.0%
県営 屋宜原団地	人口(人)	102	123	4	229
	割合(%)	44.5%	53.7%	1.7%	100.0%
合 計	人口(人)	3,707	12,908	3,132	19,747
	割合(%)	18.8%	65.4%	15.9%	100.0%

○具志頭地区

地区名	区分	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総 数
具志頭	人口(人)	273	1,045	329	1,647
	割合(%)	16.6%	63.4%	20.0%	100.0%
新城	人口(人)	191	845	230	1,266
	割合(%)	15.1%	66.7%	18.2%	100.0%
後 原	人口(人)	142	722	198	1,062
	割合(%)	13.4%	68.0%	18.6%	100.0%
大 頓	人口(人)	44	175	63	282
	割合(%)	15.6%	62.1%	22.3%	100.0%
玻名城	人口(人)	101	455	137	693
	割合(%)	14.6%	65.7%	19.8%	100.0%
安 里	人口(人)	135	585	273	993
	割合(%)	13.6%	58.9%	27.5%	100.0%
与 座	人口(人)	13	81	39	133
	割合(%)	9.8%	60.9%	29.3%	100.0%
仲 座	人口(人)	50	263	108	421
	割合(%)	11.9%	62.5%	25.7%	100.0%
港 川	人口(人)	94	501	184	779
	割合(%)	12.1%	64.3%	23.6%	100.0%
長 毛	人口(人)	119	545	135	799
	割合(%)	14.9%	68.2%	16.9%	100.0%
県営	人口(人)	56	166	11	233
大頓団地	割合(%)	24.0%	71.2%	4.7%	100.0%
県営	人口(人)	43	198	22	263
長毛団地	割合(%)	16.3%	75.3%	8.4%	100.0%
合 計	人口(人)	1,261	5,581	1,729	8,571
	割合(%)	14.7%	65.1%	20.2%	100.0%
町全体	人口(人)	4,968	18,489	4,861	28,318
	割合(%)	17.5%	65.3%	17.2%	100.0%

資料：住民環境課

2. 人口動態

人口動向を社会及び自然動態でみると、社会動態は毎年転入、転出を合わせて2,000人超の動きがあり平成20年以降は転入超過による社会増となっています。

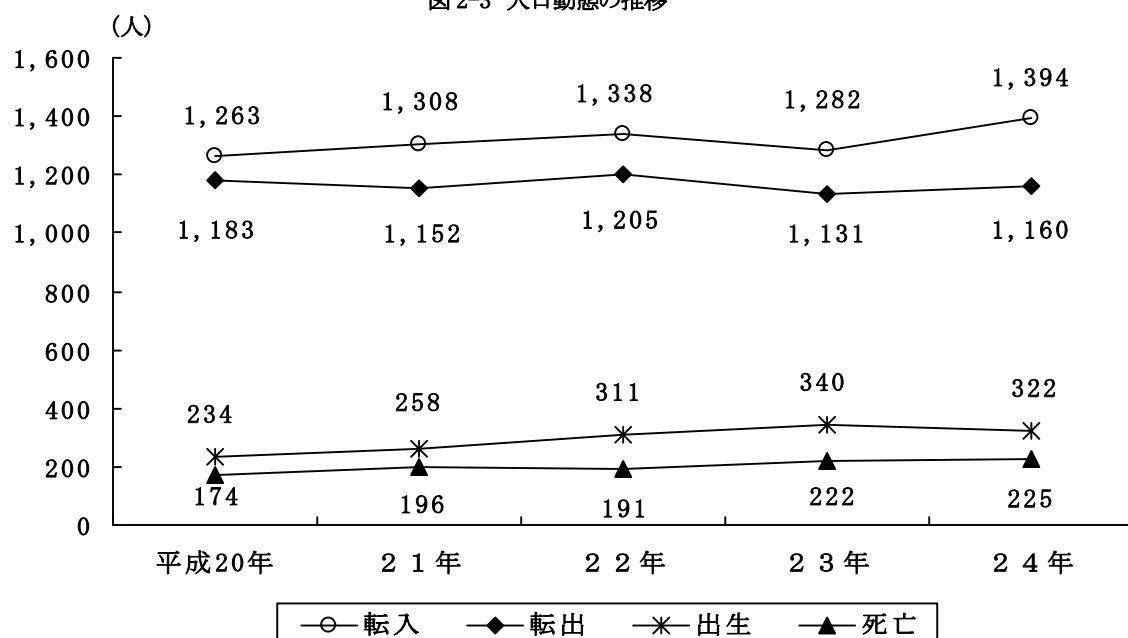
自然動態は、毎年平均300人と安定した出生数に支えられた自然増となっており、社会及び自然動態の増加が総人口の増加要因となっています。

表2-2 人口動態

現在の人口	自然動態			社会動態			人口 増減	人口 増加率	前年 人口
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
H20.10.1	26,836	234	174	60	1,263	1,183	80	241	100.9
H21.10.1	27,163	258	196	62	1,308	1,152	156	327	101.2
H22.10.1	27,532	311	191	120	1,338	1,205	133	369	101.4
H23.10.1	27,901	340	222	118	1,282	1,131	151	369	101.3
H24.10.1	28,318	322	225	97	1,394	1,160	234	417	101.5

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図2-3 人口動態の推移



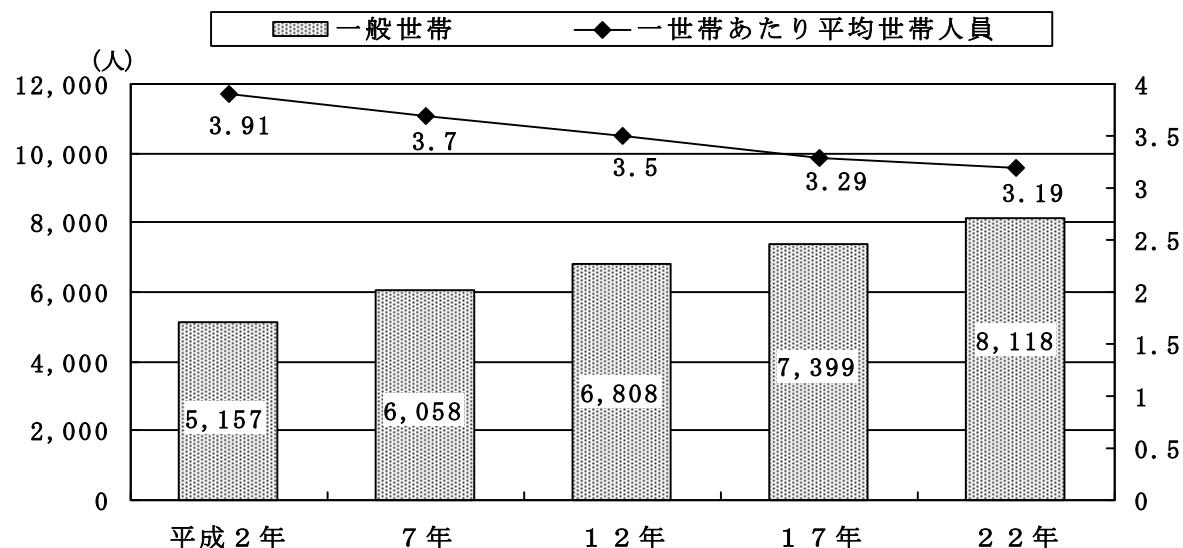
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

3. 世帯の動向

① 一般世帯と一世帯あたりの平均世帯人員

一般世帯数は、年々増加しており、平成22年では8,118世帯となっています。しかしながら、1世帯あたりの平均世帯人員は減少しつづけ核家族化が進行しており、今後も同様の傾向が予測されます。

図2-4 一般世帯数と一世帯あたり平均世帯人員数

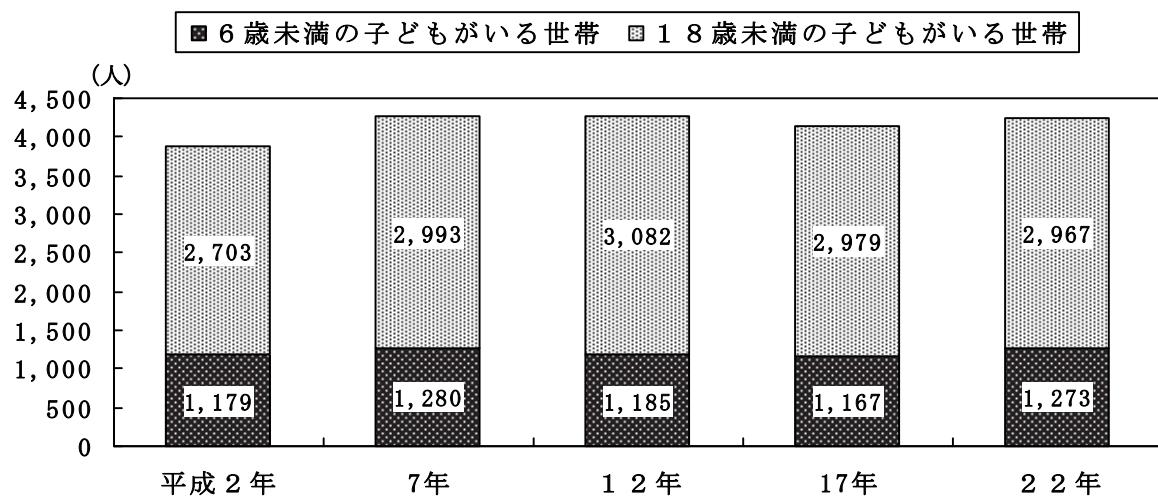


資料：国勢調査

② 子どものいる世帯

「6歳未満の子どものいる世帯」「18歳未満の子どものいる世帯」とともに、横ばいの傾向となっています。

図2-5 子どものいる世帯



資料：国勢調査

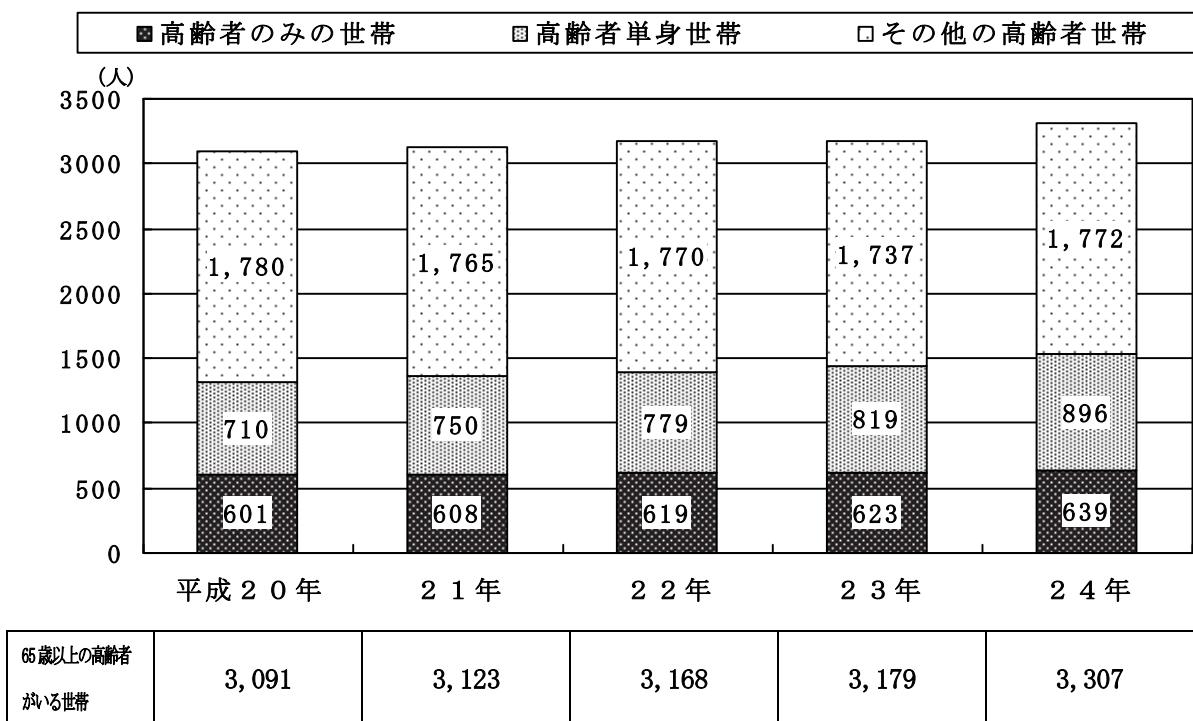
※6歳未満の子どものいる世帯数は、18歳未満の子どものいる世帯数の内数になる。

③ 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成24年では3,307世帯となっています。

平成20年以降、「その他の高齢者世帯」は減少傾向にあるが、「高齢者単身世帯」や「高齢者のみの世帯」は増加しており、高齢者のいる世帯の小規模化が進んでいます。

図2-6 高齢者のいる世帯



資料：県資料（各年10月1日現在）

4. 就業の動向

① 労働力状態別人口

労働力状態人口の推移をみると、平成 22 年の「労働力総数」は 13,015 人と年々増加しています。また、「完全失業者数」も増加傾向にあり、平成 17 年以降の「完全失業率」は 9% を超え、平成 22 年には 11% を超えています。

表 2-3 労働力状態別人口

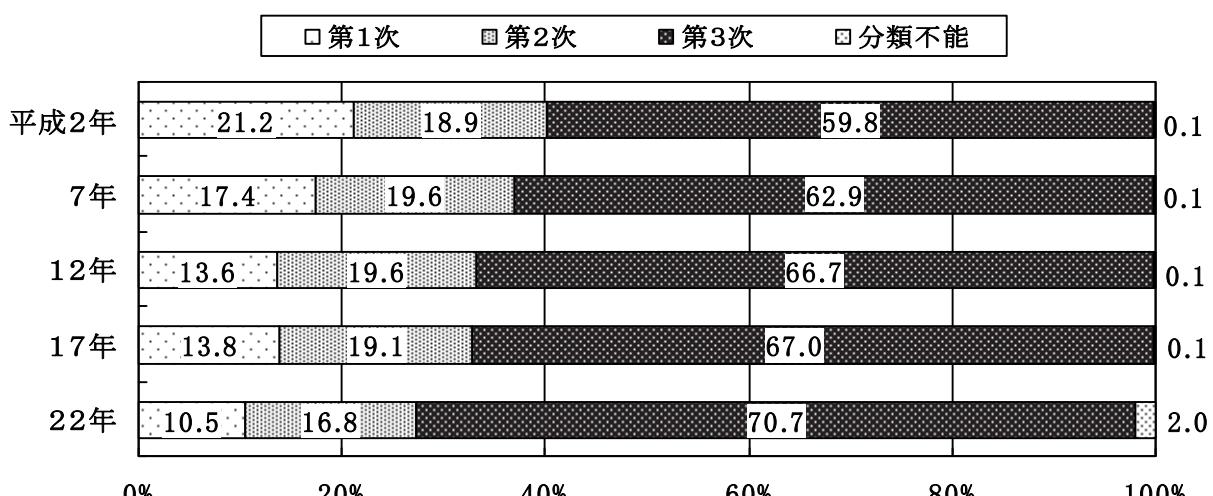
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
15 歳以上総数(人)	15,615	17,647	19,453	20,373	21,951
労働力総数(人)	9,696	10,948	11,689	12,622	13,015
就業者数(人)	9,119	10,068	10,751	11,477	11,488
完全失業者数(人)	577	880	938	1,145	1,527
完全失業率(%)	6.0	8.0	8.0	9.1	11.7
非労働力(人)	5,910	6,682	7,738	7,699	8,417

資料：国勢調査

② 産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、「第 1 次産業」と「第 2 次産業」は減少し、「第 3 次産業」は増加しています。また、「第 3 次産業」は伸びが大きく、平成 2 年から平成 22 年の 20 年間で 2,500 人以上増加しています。産業別の就業率は第 3 次産業のみ上昇しており、平成 22 年では 70.7% と 7 割程度を占めています。

図 2-7 産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

「第 1 次産業」・・・農業、林業、漁業

「第 2 次産業」・・・鉱業、建設業、製造業

「第 3 次産業」・・・電気・ガス・熱供給・水道業、運輸などの産業

「分類不能」・・・分類不能の産業

第2節 八重瀬町の福祉の動向

1. 社会福祉施設等の配置状況

町内の社会福祉施設等の配置状況は、表 2-4 のとおりです。（平成 24 年 4 月 1 日現在）

表 2-4 町内社会福祉施設等の配置状況

単位：か所

		八重瀬町		
		東風平	具志頭	合計
高齢者関係	特別養護老人ホーム	1	1	2
	通所介護事業所（老人デイサービスセンター）	9	4	13
	地域包括支援センター		1	1
	指定事業者（短期入所）	1	1	2
児童生徒関係	経過措置施設（旧法指定施設）	2		2
	子育て支援センター	1		1
	児童館	1	1	2
	学童	3	1	4
	保育園	8	4	12
	幼稚園	2	2	4
	小学校	2	2	4
	中学校	1	1	2
その他	高等学校	2	1	3
	保健センター	1		1
	福祉センター	1	1	2

2. 保育園(所)の在園児数

平成 24 年 4 月 1 日現在、町内には公私合わせて 12 か所の保育園（所）があります。地区別の配置状況をみると、東風平地区に 8 か所、具志頭地区に 4 か所（1 か所は町立）配置されています。

平成 24 年 4 月 1 日現在の保育園（所）の在園児数は 1,038 人となっています。いずれの園（所）においても定員数を超えています。

表 2-5 保育園の在園児数

単位：人

保育園名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備考
ときわ東保育園	90	10	18	22	21	21	16	108	
中央保育園	90	13	22	24	28	20	0	107	
結い保育園	60	3	18	18	18	10	0	67	
のびる保育園	80	12	18	18	18	18	13	97	
清ら風保育園	60	5	15	18	19	14	0	71	
やえせ北保育園	90	6	17	20	20	18	13	94	
シーサー保育園	70	3	18	21	22	16	0	80	
みどりが丘保育園	90	18	18	24	26	19	19	124	
具志頭保育園	70	8	13	15	17	17	12	82	
新城保育所	60	6	12	11	18	14	2	63	町立
第2ぐしかみ保育園	45	6	13	14	16	10	7	66	
港川保育園	70	7	14	18	17	14	9	79	
小計	875	97	196	223	240	191	91	1,038	

資料：児童家庭課

3. 小学校の在校生数

平成 24 年 4 月 1 日現在、小学校の配置状況は、東風平地区に 2 校、具志頭地区に 2 校と町内に 4 校配置されており、在校生数は、1,883 人となっています。在校生の合計が 6 年生のみ 300 人を下回るなど少なく、また、新城小学校の在校生数が非常に少なくなっています。

表 2-6 小学校の在学生数

小学校名	1年生			2年生			3年生			4年生			備考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
東風平小学校	79	67	146	94	69	163	73	73	146	97	64	161	
白川小学校	36	35	71	40	35	75	45	50	95	54	39	93	
具志頭小学校	31	29	60	27	20	47	29	30	59	29	27	56	
新城小学校	11	14	25	11	14	25	11	11	22	12	7	19	
小学校在校生(計)	157	145	302	172	138	310	158	164	322	192	137	329	
小学校名	5年生			6年生			合 計						備 考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
東風平小学校	66	89	155	64	63	127	473	425	898	28学級			
白川小学校	50	50	100	42	34	76	267	243	510	16学級			
具志頭小学校	25	28	53	35	23	58	176	157	333	12学級			
新城小学校	14	10	24	14	13	27	73	69	142	6学級			
小学校在校生(計)	155	177	332	155	133	288	989	894	1,883				

資料：学校教育課

4. 中学校の在校生数

平成 24 年 4 月 1 日現在、中学校の配置状況は、東風平地区に 1 校、具志頭地区に 1 校と町内に 2 校となっています。

在学生数は、東風平中学校で各学年とも 200 人程、具志頭中学校では 100 人程となっています。

表 2-7 中学校の在学生数

中学校名	1年生			2年生			3年生			合計			備考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
東風平中学校	99	114	213	105	113	218	105	102	207	309	329	638	19学級
具志頭中学校	57	58	115	55	50	105	52	52	104	164	160	324	9学級
中学校在校生(計)	156	172	328	160	163	323	157	154	311	473	489	962	

資料：学校教育課

5. 支援を必要とする人の動向

(1) 要支援、要介護認定者数

平成 24 年 10 月 1 日現在、要支援、要介護認定者数は 974 人、認定率が 20.2% となっています。経年的な推移をみると要支援、要介護認定者数、認定率ともに増加傾向にあります。

表 2-8 要支援、要介護認定者数

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
第 1 号被保険者数	4,598	4,641	4,718	4,670	4,814
認定者数 (人)	838	848	877	917	974
要介護認定率 (%)	18.2	18.3	18.6	19.6	20.2

資料：県介護保険連合【各年 10 月】

平成 24 年の認定者を要支援、要介護度別にみると、要介護 4 が 173 人で最も多くなっています。次いで要介護 3、要介護 5 が 159 人、要介護 2 の 156 人と続いています。経的な推移をみると、要介護度の低い要支援 1、要介護 1 の割合が減少する一方、要介護度 2 以上の割合が上昇傾向にあり、要介護度の重度化が危惧されます。

表 2-9 要介護認定者数の推計

単位：人・%

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	人数	構成比								
要支援1	63	7.5	53	6.2	51	5.8	68	7.4	57	5.9
要支援2	72	8.6	93	11.0	123	14.0	137	15.0	155	15.9
経過的要支援	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
要介護1	133	15.9	117	13.8	114	13.0	114	12.4	115	11.8
要介護2	163	19.4	153	18.0	136	15.5	138	15.1	156	16.0
要介護3	149	17.8	143	16.9	148	16.9	148	16.1	159	16.3
要介護4	127	15.2	145	17.1	153	17.5	160	17.4	173	17.8
要介護5	131	15.6	144	17.0	152	17.3	152	16.6	159	16.3
合計	838	100.0	848	100.0	877	100.0	917	100.0	974	100.0

資料：介護保険事業状況報告【各年 10 月】

(2) 障がい児・者数

平成24年10月1日現在、身体障がい児・者は934人、知的障がい児・者は199人、精神障がい児・者は304人です（いずれの障がい児・者とも手帳所持者）。

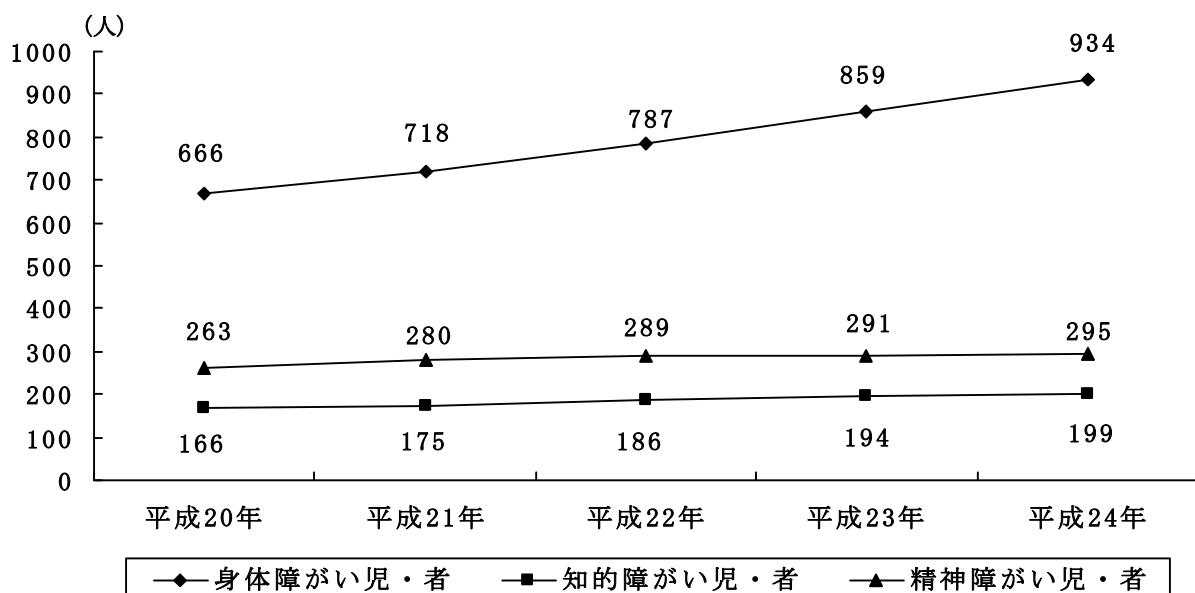
障がい児・者数は、年々増加傾向にあり、今後も増加する見込みです。

表2-10 障がい児・者数の推計

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
障がい児・者(人)	1,095	1,173	1,262	1,344	1,430
障がい者(人)	1,019	1,090	1,182	1,268	1,347
身体障がい者(人)	641	692	760	833	905
知的障がい者(人)	115	119	134	146	150
精神障がい者(人)	263	279	288	289	292
障がい児(人)	76	83	80	76	83

資料：社会福祉課（各年10月1日現在）

図2-8 障がい児・者数の推移



資料：社会福祉課（各年10月1日現在）

第3節 八重瀬町の地域活動等の動向

1. 地域の各種団体

① 地域の福祉活動を担う役員等

平成24年4月1日現在、以下の役員が地域の福祉活動等を担っています。

◇民生委員・児童委員は51名（内4名は、主任児童委員）が各字に配置されています。

◇地区推進員は156名、各字の区長・自治会長、子ども会代表、老人会代表、青年会代表、婦人会代表等の方々に兼務していただき協力を得ています。

表2-11 地域の福祉活動を担う役員等

	八重瀬町		
	東風平	具志頭	合計
民生委員・児童委員（人）	30	17	47
主任児童委員（人）	2	2	4
地区推進員（人）	91	65	156
単位自治会数	21	12	33

●民生委員・児童委員とは

各字・自治会で高齢者、障がい者、子育て家族等の相談・支援活動や、福祉環境の改善・整備などの意見具申

●主任児童委員とは

要援護児童の発見、子育て家庭の相談や子育て支援など

●地区推進員とは

社協会長より委嘱をし、地域の福祉課題の発見、福祉課題をもつ世帯への支援など

② 地域の福祉活動団体等

平成24年4月1日現在、町内のボランティア団体は37団体あります。

表2-12 町内のボランティア団体

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
登録団体数	28	29	30	34	37
登録人数 合計	369	372	389	396	425
登録人数(団体)	348	354	372	376	403
登録人数(個人)	21	18	17	20	22

資料：町社会福祉協議会

2. 町社会福祉課の業務・事業内容

町社会福祉課では、平成24年度、表2-13の業務・事業等を行っています。

表2-13 八重瀬町社会福祉課が行っている業務・事業等（平成24年度）

八重瀬町社会福祉課 業務一覧	
社会福祉関係	(1) 社会福祉課の庶務に関する事。 (2) 生活困窮世帯激励金支給事務に関する事。 (3) 地域福祉に関する事。 (4) 生活保護に関する事。 (5) 災害り災者の保護に関する事。 (6) 社会福祉協議会に関する事。 (7) 社会福祉団体に関する事。 (8) 民生委員、児童委員に関する事。 (9) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (10) 遺族援護及び引揚げ事務に関する事。 (11) 日本赤十字社に関する事。 (12) 献血に関する事。 (13) 社会福祉会館に関する事。
障がい福祉関係	(1) 身体障害者手帳の交付に関する事。 (2) 補装具交付及び修理に関する事。 (3) 更生医療に関する事。 (4) 日常生活用具の給付及び貸与に関する事。 (5) 重度心身障害者医療費助成事業に関する事。 (6) 療育手帳の交付に関する事。 (7) 障害者基本計画等に関する事。 (8) 障害者等相談事業に関する事。 (9) 地域活動支援センターに関する事。 (10) 障害者福祉サービスに関する事。 (11) 特別障害者手当等に関する事。 (12) 精神障害者保健福祉手帳の申請受理等に関する事。 (13) 精神保健福祉事業に関する事。 (14) その他障害福祉に関する事。
老人・介護福祉関係	(1) 老人福祉に関する事。 (2) 老人保健福祉計画に関する事。 (3) 老人クラブ助成に関する事。 (4) 敬老事業に関する事。 (5) 在宅高齢者福祉全般に関する事。 (6) 地域ケア会議に関する事。 (7) 介護保険に関する事。 (8) 介護保険事業に係る相談及び受付に関する事。 (9) 資格の異動届に関する事。 (10) 再発行に係る被保険者証の交付に関する事。 (11) 介護保険料納付証明書に関する事。 (12) 地域支援事業(介護予防事業)に関する事。 (13) 給付申請の受付に関する事。 (14) 認定申請の受付及び資格受給者証の交付に関する事。 (15) 納付通知書及び納入通知書の再発行に係る交付に関する事。 (16) 地域包括支援センターの運営に関する事。

資料：八重瀬町例規集（八重瀬町行政組織規則）

3. 町社会福祉協議会の地域福祉関係事業

町社会福祉協議会では、平成 24 年度、表 2-14 の地域福祉関係事業等を行っています。

表 2-14 町社会福祉協議会が行っている地域福祉関係事業等（平成 24 年度）

八重瀬町社会福祉協議会業務一覧	
地域福祉活動の推進	コミュニティソーシャルワーカーの配置、地区推進員の配置と連携強化 地区推進会の開催、民生委員、児童委員との連携強化 三世代交流会の開催
在宅福祉の推進	いきいきふれあいサロン活動 地域配食ボランティア連絡会 友愛訪問活動の推進(訪問理容・美容、事業所等) 福祉用具貸与事業(車いす、介護用ベッド等) 町包括支援センターとの連携、強化
高齢者福祉	高齢者の生きがいと健康づくり(ミニデイサービス)事業 地域生活自立支援(配食サービス)事業 歳末介護用品の支給(赤い羽根) シルバーボランティア育成、強化
障がい児者福祉	社会参加促進事業(芸術文化講座:パソコン教室、陶芸教室、ちぎり絵教室) 友愛訪問サービス(訪問理容・美容サービス等) 当事者及び家族の支援(福祉機器貸出等) 声の広報等発行事業 福祉作業所ボウリング交流会 障がい者スポーツ大会への協力
児童福祉	ファミリーサポートセンター運営事業 子ども遊び場危険個所点検調査 ボランティア協力校の指定と助成事業 ボランティアサマースクール(小学校・中学校・高校) 高齢者と保育園児との交流事業 クリスマスケーキ配分事業
ひとり親家庭福祉	就労支援事業(パソコン教室等の情報提供:県母連連携) 親子ピクニック・クリスマスパーティー等の集い・新入学児童激励会
防災、減災福祉	セーフティーネットワーク事業(警察、消防等との連携強化) 防災、減災研修会の開催、防災だより、防災マップ等の作成支援
資金の貸付制度・相談	生活福祉資金貸付事業・たすけあい金庫貸付事業・法外援護活動 一般相談並び障がい者、法律相談室の設置、運営
情報提供	町社協広報誌「社協だより」を年3回発行 ホームページの運営・福祉講演会

資料：平成 24 年度八重瀬町社会福祉協議会事業計画

第4節 町民意識調査からみる八重瀬町の現況

1. 町民の地域福祉の意識や地域活動の現状

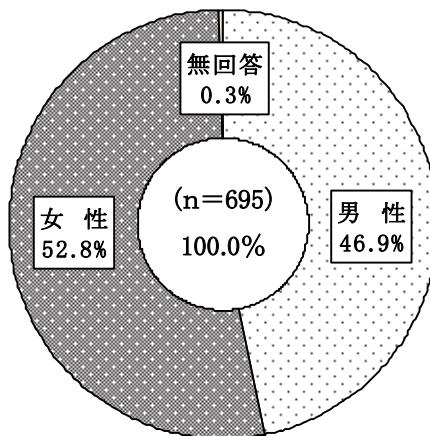
平成23年12月から平成24年1月にかけ実施した町民意識調査の結果の概要について掲載します。

(1) 回答者の基本属性について

持ち家で居住年数10年以上が7割を占めている

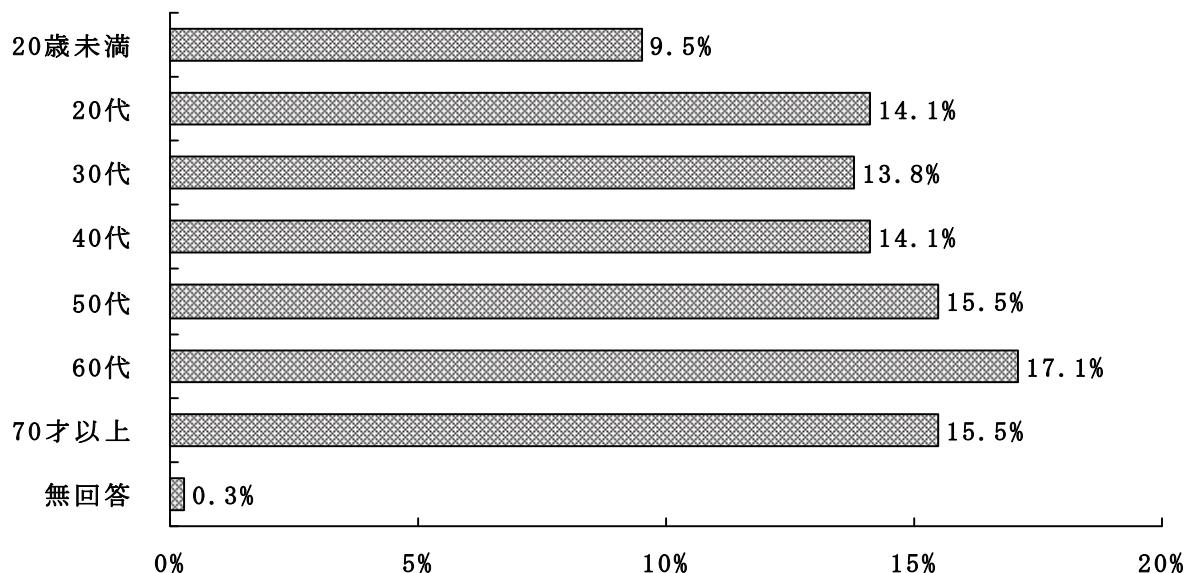
◆回答者の男女比は、図2-9が示すとおり、「男性」が46.9%、「女性」が52.8%、「無回答」が0.3%となっていて、女性が5.9%高くなっています。また、年齢別でみると、「60代」が17.1%で高く、次いで高いのが「50代」「70才以上」で15.5%、以下、「20代」「40代」で14.1%、「30代」で13.8%、「20才未満」で9.5%、「無回答」0.3%となっています。

図2-9 回答者の男女比



参考：町民意識調査報告書【問1】

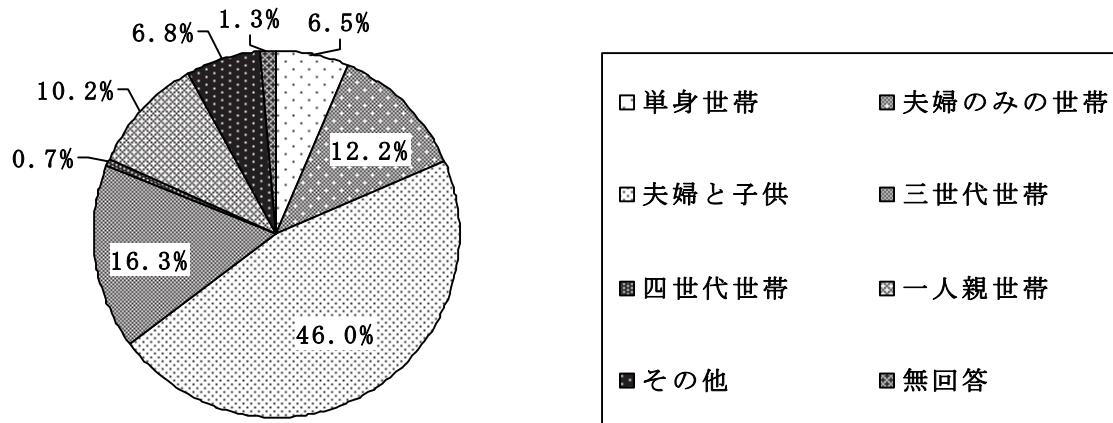
図2-10 回答者・年齢別



参考：町民意識調査報告書【問2】

◆家族構成について尋ねたところ、「夫婦と子どもの世帯」が46.0%と高く、次に高いのが「親・子・孫の同居世帯（三世代）」で16.3%、以下順にみると、「夫婦のみの世帯」12.2%、「一人親世帯」10.2%、「単身世帯」6.5%、「親・子・孫・ひ孫の同居世帯（四世代）」0.7%となっていて、56.2%が核家族、三世代・四世代家族が17.0%、単身世帯が6.5%となっています。

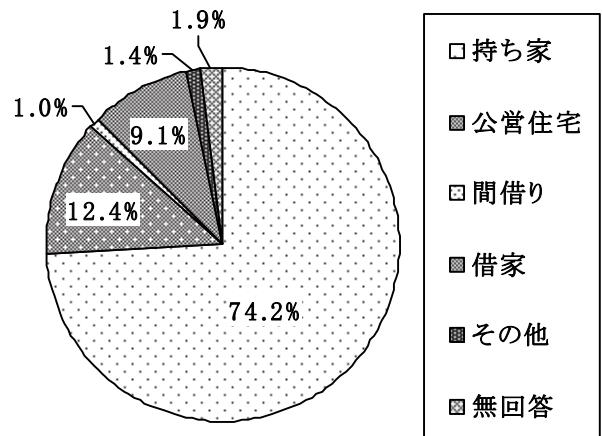
図2-11 家族構成の割合



参考：町民意識調査報告書【問4】

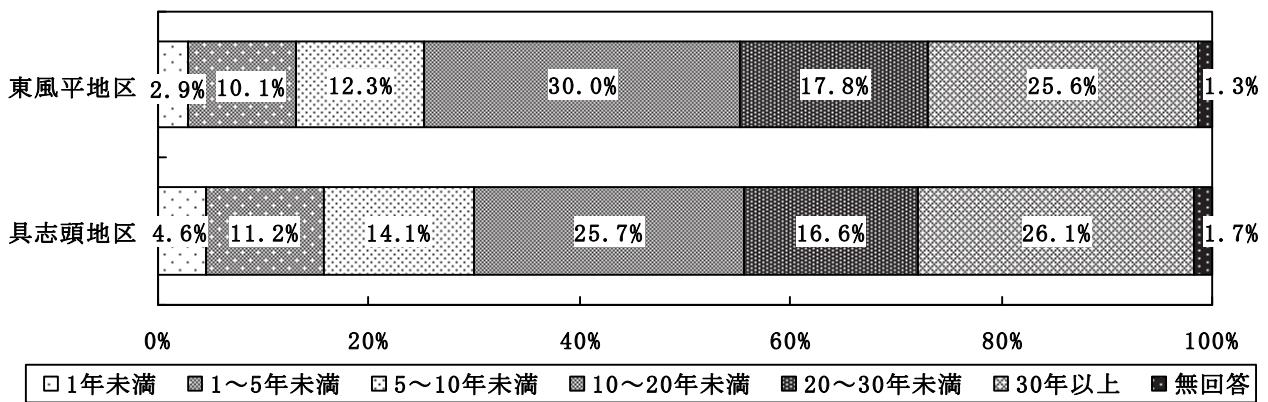
◆住まいの形態や居住年数について尋ねました。その結果、住まいの形態では「持ち家」が74.2%と最も高く、以下、「公営住宅」が12.4%、「借家」が9.1%、「その他」が1.4%、「間借り」が1.0%となっています。また、居住年数をみると、「10～20年未満」が28.5%と最も高く、次いで、「30年以上」が25.8%、以下、「20～30年未満」17.4%、「5～10年未満」12.9%、「1～5年未満」10.9%、「1年未満」3.5%の順となっています。このように、居住年数20年以上が43.2%で、10年以上では7割以上となっていて、5年未満は14.0%と低いことが明らかになりました。

図2-12 住まいの形態



参考：町民意識調査報告書【問5】

図2-13 居住期間

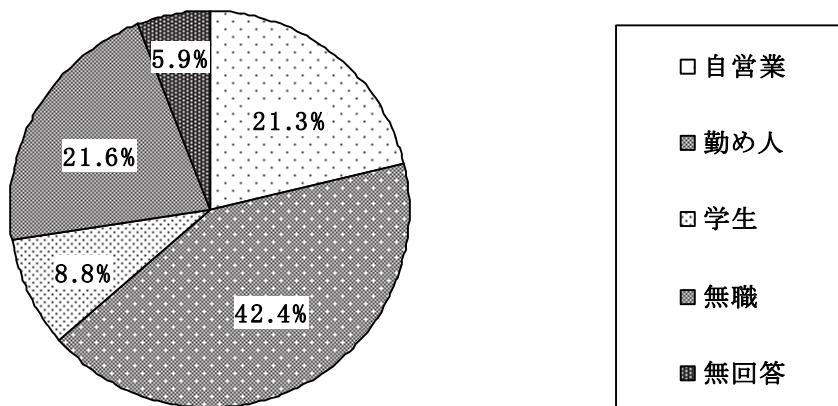


参考：町民意識調査報告書【問6】

男女とも勤め人で常勤の割合が多い

◆現在の職業について尋ねました。その結果、職業では「自営業」が21.3%、「勤め人」が42.4%、「学生」が8.8%、「無職」が21.6%で、「勤め人」が4割程度を占めています。自営業として多いのが農業・漁業で10.1%、勤め人では事務従事者で6.9%、以下、専門技術者6.5%、店員・販売員・外交員6.2%が主な勤め人の職業であることが明らかになりました。

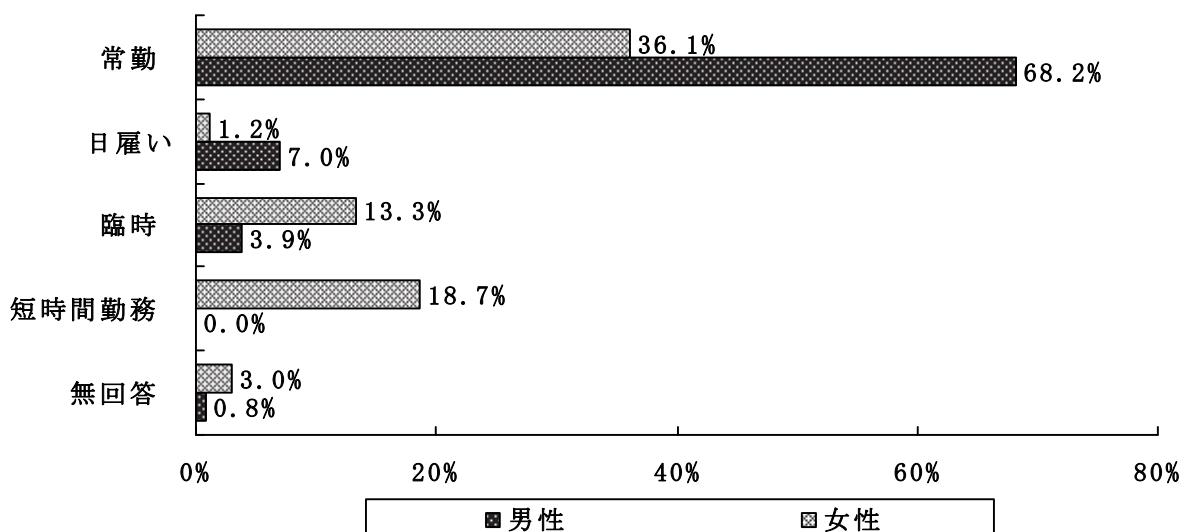
図2-14 職業



参考：町民意識調査報告書【問7】

◆勤め人の雇用形態について尋ねところ、最も高いのが「常勤」で、7割程度を占めています。次いで高いのが、「短時間勤務（パート）」で10.5%、以下、「臨時」が9.2%、「日雇い」が3.7%となっています。また、男女別では、男性は「常勤」が88.3%、「日雇い」が7.0%、「臨時」が3.9%であるのに対して、女性は「常勤」が63.8%、「日雇い」が1.2%、「臨時」13.3%、「短時間勤務（パート）」が18.7%となっていて、「常勤」と「日雇い」は男性の占有率が高く、「臨時」「短時間勤務（パート）」は女性が圧倒的に高いことが明らかになりました。

図2-15 勤め人の雇用形態



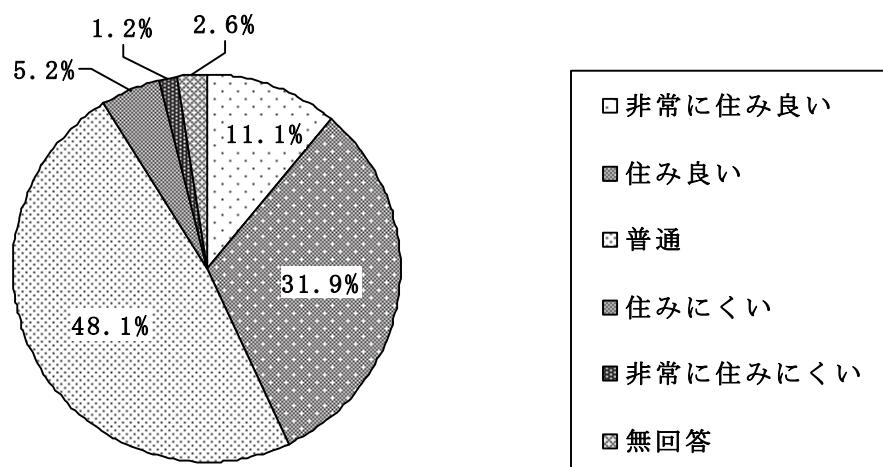
参考：町民意識調査報告書【問8】

(2) 住みよさ・環境について

9割程度の町民が普通以上の住み心地を感じている

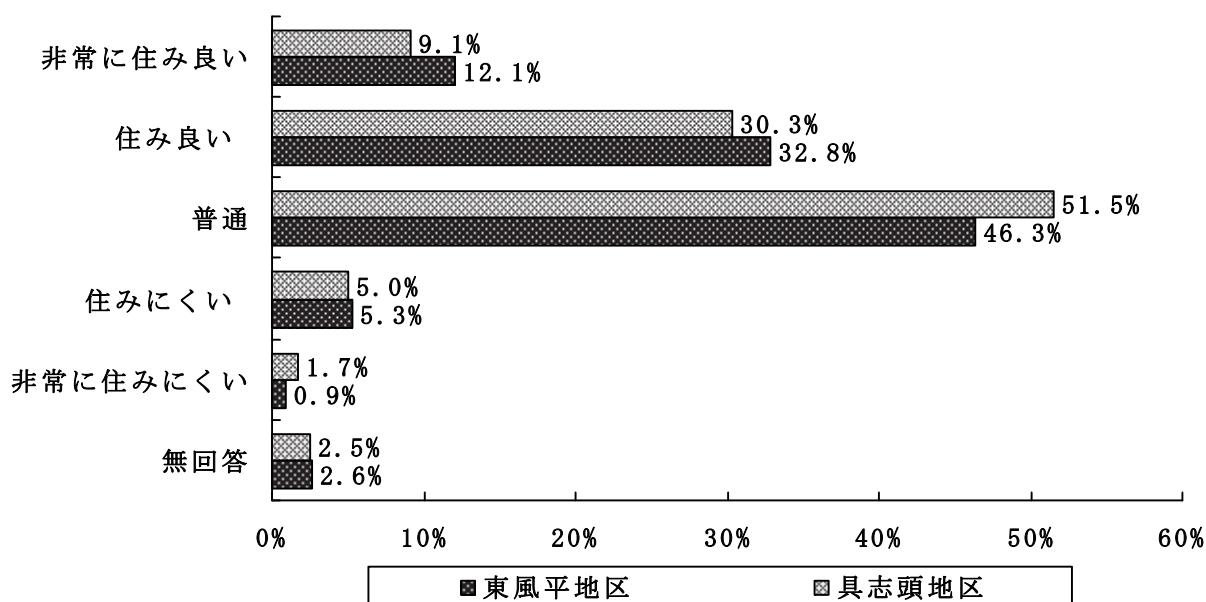
◆現在住んでいる地区（字・自治会）の住み心地について尋ねました。その結果、「非常に住み良い」と答えた町民は11.1%、「住み良い」が31.9%で、「普通」が48.1%、「住みにくい」が5.2%、「非常に住みにくい」が1.2%となっていて、住み心地を「非常に住み良い」「住み良い」と肯定的にとらえている町民が43.0%、普通以上の住み心地では9割以上と高くなっています。

図2-16 住み心地について



参考：町民意識調査報告書【問9】

図2-17 地区別・住み心地



参考：町民意識調査報告書【問9】

交通の利便性や生活環境で地域間の差が広がっているのでその解消を図ることが重要

◆住んでいる地区（字・自治会）の環境を「自然環境」、「生活環境」、「教育環境」、「医療・福祉」、「交通の利便性」、「防犯・防災」の6つに分けて尋ねました。その結果、評価の高い順に整理すると、最も高いのが「自然環境」で34.4%、次が買い物などの利便性としての「生活環境」26.8%、3番目が「交通の利便性」23.2%で、以上の3つについては2割以上の町民が良い方だと感じています。また、評価が1割台は「教育環境」で14.0%、「医療・福祉」で12.1%、1割以下が「防犯・防災」9.1%となっています。この中で、「生活環境」「交通の利便性」は2割以上と評価が高い反面、「悪い方だと思う」もそれぞれ18.7%、30.5%と高くなっています。

そこで、地区別にみると、「生活環境」では「良い方だと思う」は東風平地区が32.6%、具志頭地区が15.8%と2倍以上の差がでています。「悪い方だと思う」では東風平地区が11.2%、具志頭地区が32.8%と3倍以上の差がでています。また、「交通の利便性」では「良い方だと思う」は東風平地区が31.9%、具志頭地区が6.6%と5倍程の差がでています。「悪い方だと思う」では東風平地区が20.7%、具志頭地区が49.0%と2倍以上の差がでています。その他、「医療・福祉」でも地区間で大きく差がでています。

表2-15 地区（字・自治会）の環境について < 全体 >

区分	自然環境	生活環境	教育環境	医療・福祉	交通の利便性	防犯・防災
良い方だと思う	239 34.4%	186 26.8%	97 14.0%	84 12.1%	161 23.2%	63 9.1%
普通だと思う	341 49.1%	302 43.5%	370 53.2%	353 50.8%	240 34.5%	338 48.6%
悪い方だと思う	40 5.8%	130 18.7%	75 10.8%	113 16.3%	212 30.5%	133 19.1%
わからない	7 1.0%	11 1.6%	66 9.5%	63 9.1%	10 1.4%	83 11.9%

参考：町民意識調査報告書【問10】

図 2-18 自然環境について

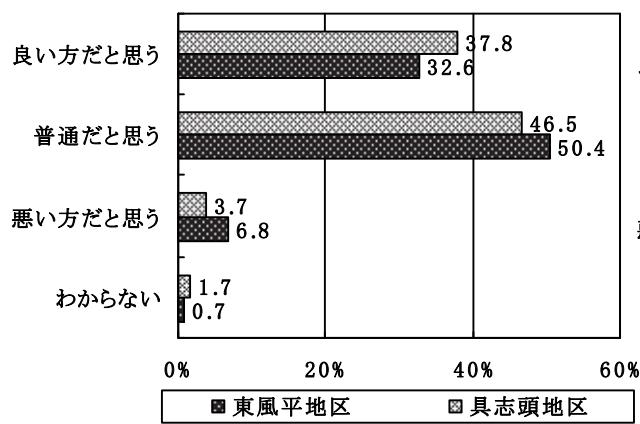


図 2-19 生活環境について

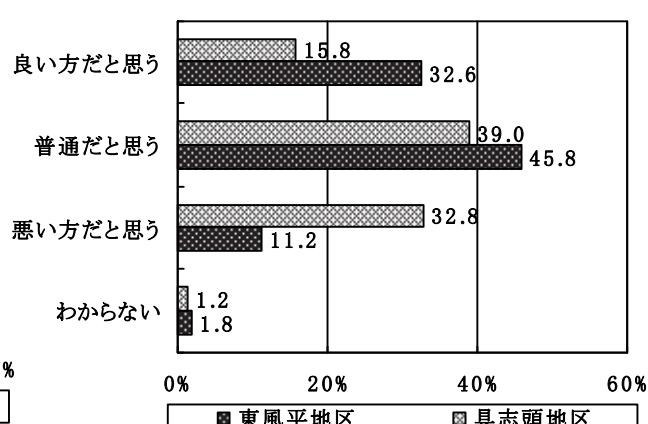


図 2-20 教育環境について

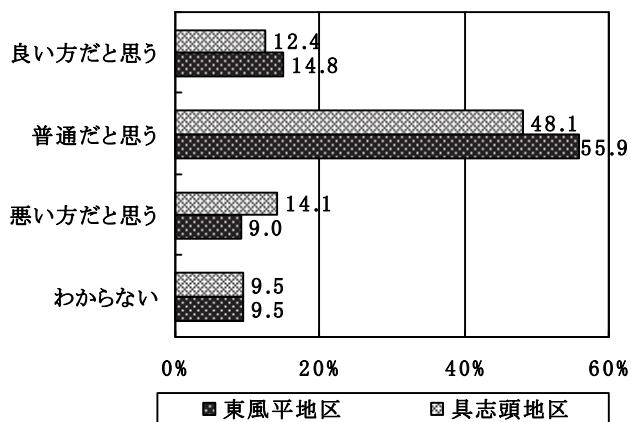


図 2-21 医療・福祉について

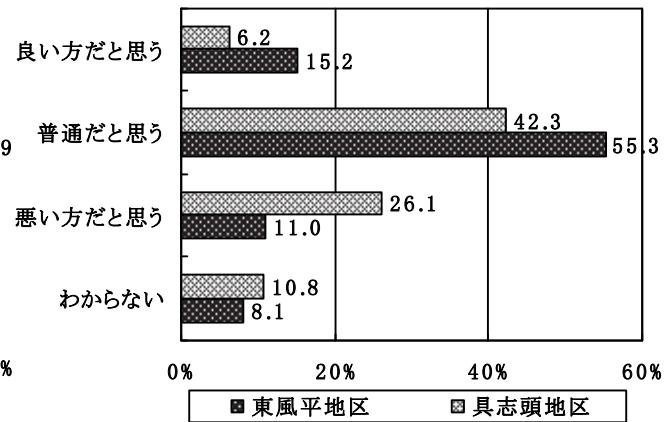


図 2-22 交通の利便性について

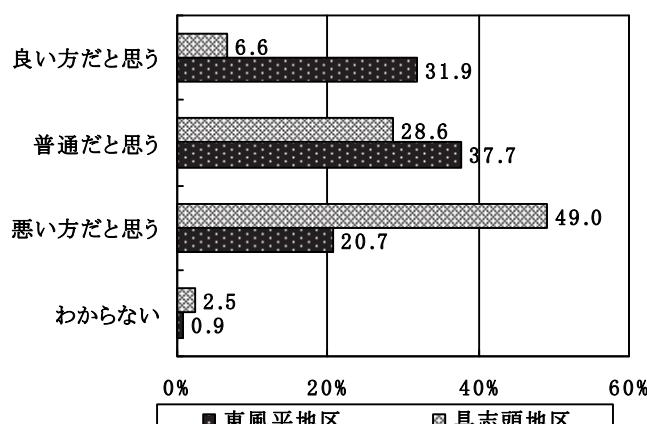
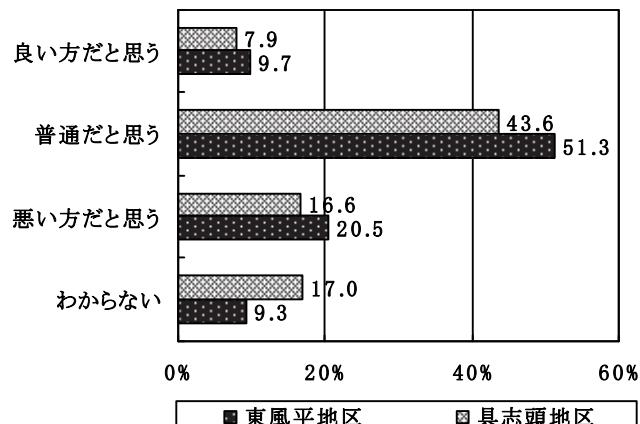


図 2-23 防犯・防災について

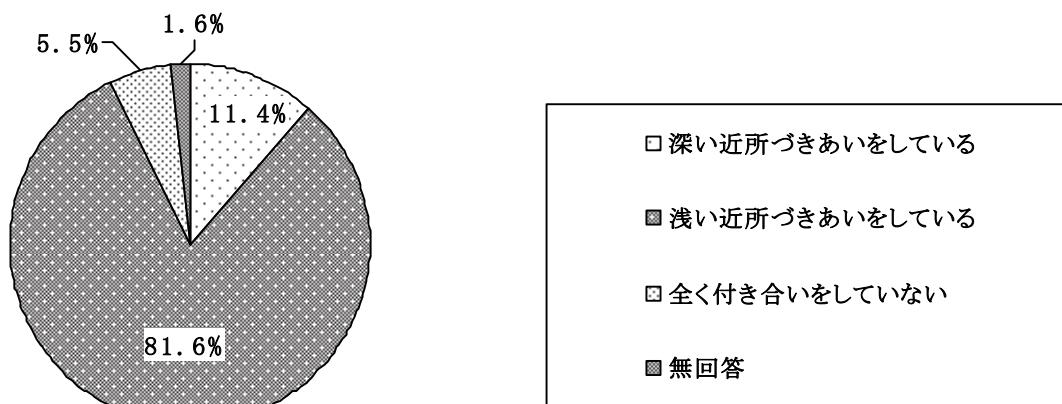


(3) 地域とのかかわりや意識について

近所づきあいは希薄化の傾向。ただし、必要と考えている人はまだまだ多い

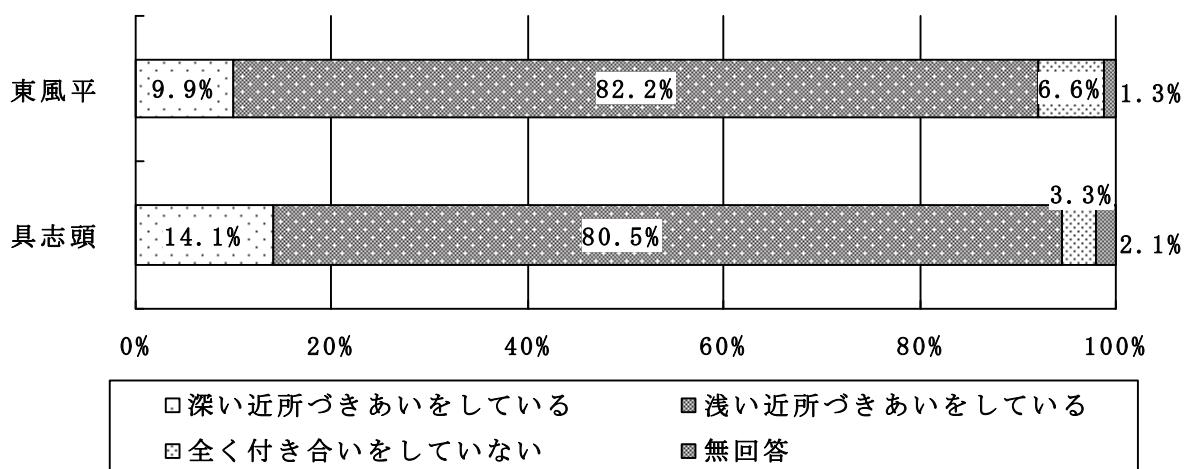
- ◆近所づきあいの状況をみると、食事を一緒にしたりし、家族ぐるみで付き合っているなど、深い近所づきあいをしている人が 11.4%で、会うとあいさつをする程度など、浅い近所づきあいをしているという人が 81.6%にのぼっています。また、5.5%は全く付き合いをしていない、1.6%は無回答となっています。

図 2-24 近所づきあいの程度



参考：町民意識調査報告書【問 15- (2)】

図 2-25 居住地域別の近所づきあいの程度



◆ただし、近所づきあいに対する考え方をみると、いずれの地域においても「当然のこと」、あるいは「わざらわしいが必要」と考えている人が合わせて9割にのぼり、大多数の人は少なくとも近所づきあいは必要ととらえていることが明らかになりました。

図2-26 近所づきあいの考え方

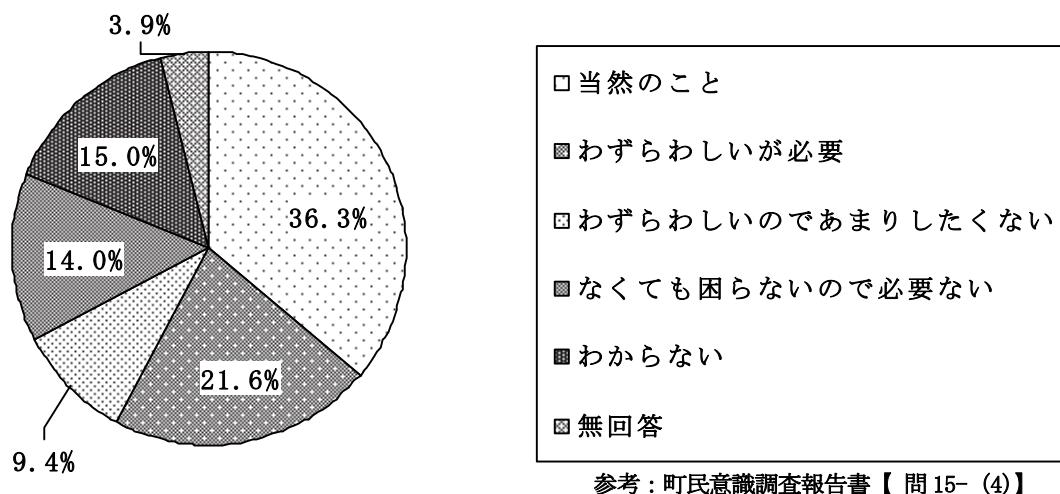


表2-16 居住地域別の近所づきあいの考え方

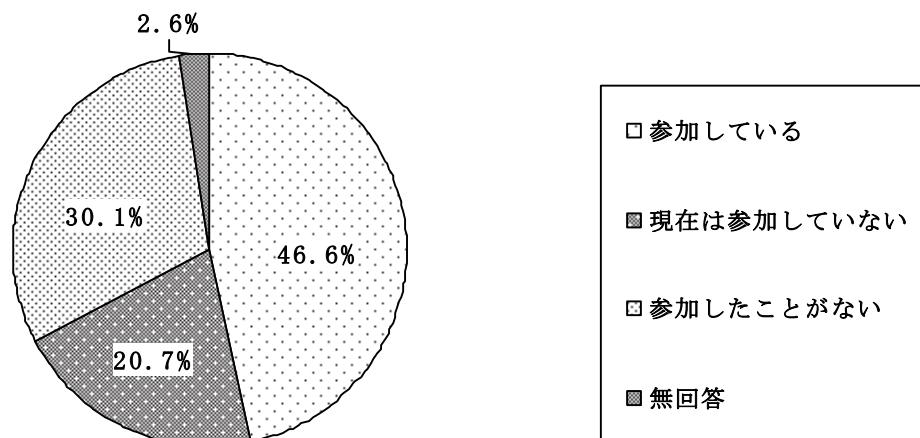
区分		当然のこと	わざらわしいが必要	わざらわしいのないで	なくて必要ないない	わからない	無回答
居住地域	八重瀬町	252 36.2%	150 21.6%	65 9.3%	97 14.0%	104 15.0%	27 3.9%
	東風平地区	150 33.0%	103 22.7%	42 9.3%	71 15.6%	72 15.9%	16 3.5%
	具志頭地区	102 42.3%	47 19.5%	23 9.5%	26 10.8%	32 13.3%	11 4.6%

参考：町民意識調査報告書【問15-（4）】

地域活動の中心は字・自治会

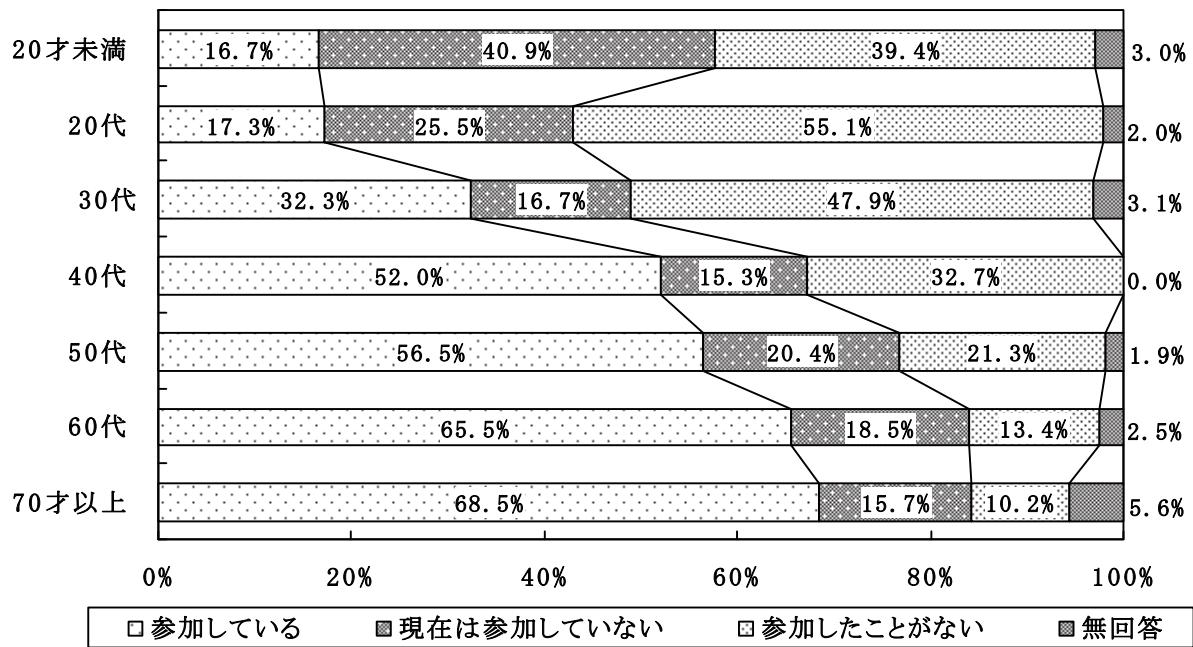
◆清掃活動や地域行事などの地域活動への参加状況をみると、46.6%の人が参加しているという状況でした。特に60代・70歳以上の割合が高くなっています。

図2-27 地域活動への参加状況



参考：町民意識調査報告書【問18-（1）】

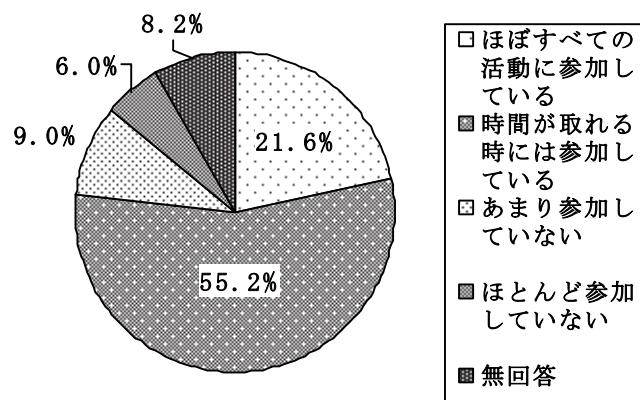
図2-28 年齢別の地域活動への参加状況



参考：町民意識調査報告書【問18-（1）】

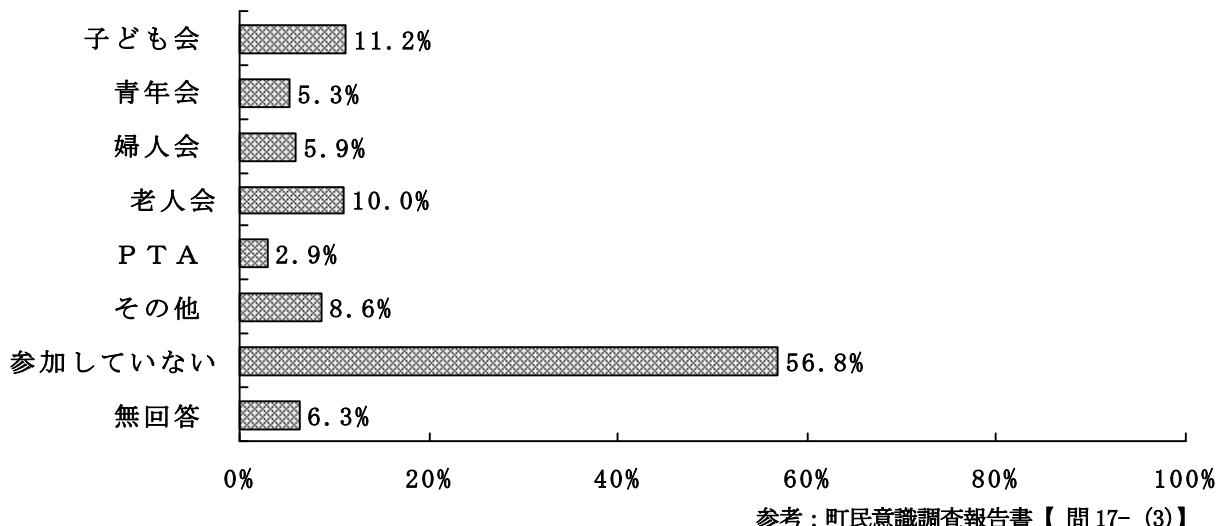
◆字・自治会以外の組織の活動への参加状況をみると、「参加していない」が最も高く、全体の6割弱となっています。

図 2-29 字・自治会以外の組織の活動への参加状況



参考：町民意識調査報告書【問17-（4）】

図 2-30 地域組織活動への参加状況の割合



参考：町民意識調査報告書【問17-（3）】

表 2-17 地域組織活動への参加状況

区分		子ども会	青年会	婦人会	老人会	P T A	その他	参加していない	無回答	合計
性別	男性	35 9.8%	27 7.5%	6 1.7%	39 10.9%	7 1.9%	32 8.9%	186 52.0%	26 7.3%	358
	女性	43 10.7%	10 2.5%	41 10.2%	37 9.2%	13 3.2%	28 6.9%	214 53.1%	17 4.2%	403
民協区	第1民協	52 10.4%	17 3.4%	31 6.2%	40 8.0%	12 2.4%	49 9.8%	275 55.2%	23 4.6%	499
	第2民協	26 9.8%	20 7.6%	16 6.1%	36 13.6%	8 3.0%	11 4.2%	127 48.1%	20 7.6%	264
年齢	20歳未満・20代	9 4.9%	27 14.7%	4 2.2%	3 1.6%	1 0.5%	6 3.3%	126 68.5%	8 4.3%	184
	30代・40代	56 25.1%	5 2.2%	17 7.6%	2 0.9%	14 6.3%	13 5.9%	112 50.2%	4 1.8%	223
	50代・60代	11 4.5%	5 2.0%	26 10.6%	20 8.2%	5 2.0%	33 13.5%	129 52.7%	16 6.5%	245
	70歳以上	2 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	50 46.3%	0 0.0%	8 7.4%	35 32.4%	13 12.0%	108

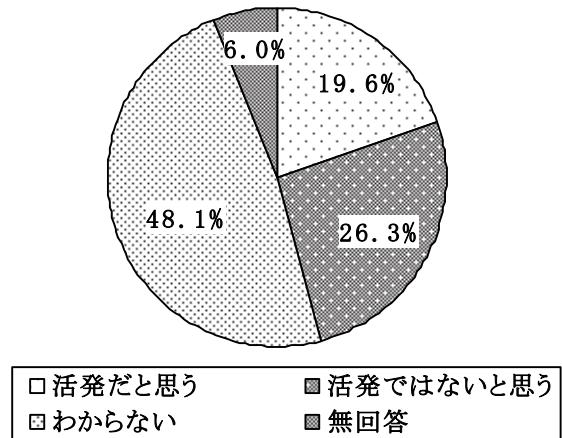
参考：町民意識調査報告書【問17-（3）】

(4) 地域での助けあいについて

地域での見守りや助けあいの活性化が必要

◆「あなたの地域では、住民同士の助けあい活動は活発だと思いますか」と尋ねたところ、「活発だと思う」が19.6%、「活発ではないと思う」が26.3%、「わからない」が48.1%で、自分の地域の助けあい活動が「活発だと思う」町民は2割程度で、5割程度の町民は「わからない」となっています。これらの結果を踏まえ、地域福祉活動を進める際の不可欠な活動として、地域での住民同士の助けあい活動の重要性を理解してもらいたい推進していく必要性があります。

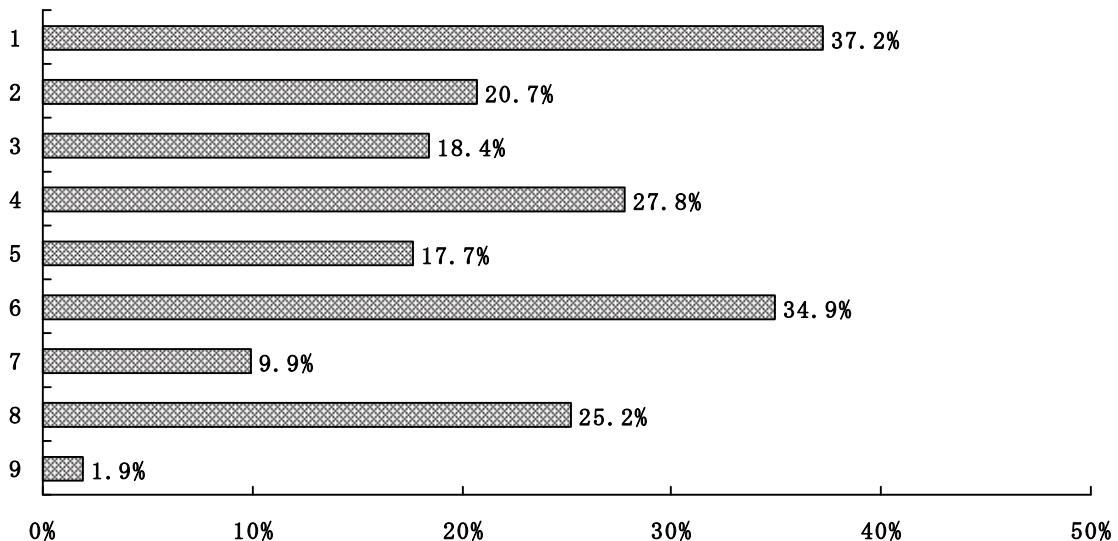
図2-31 住民同士の助けあい活動



参考：町民意識調査報告書【問31-（1）】

◆住民同士の助けあい活動を活発化するための条件を尋ねたところ、最も多いのが「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとアピールする」で37.2%、次に多いのが「困っている人や助けあいの場や組織についての情報を得やすくする」で34.9%となっています。

図2-32 住民同士の助け合い活動を活発化するための条件



1. 地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする
2. 地域でボランティアなどの活動拠点となる場を整備する
3. 地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う
4. リーダーやボランティアなどの福祉活動に携わる人を養成する
5. 福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る
6. 困っている人や助けあいの場や組織についての情報を得やすくする
7. 介護やコミュニケーションの方法等に関する研修会を行う
8. 学校教育や社会教育での福祉教育を充実する

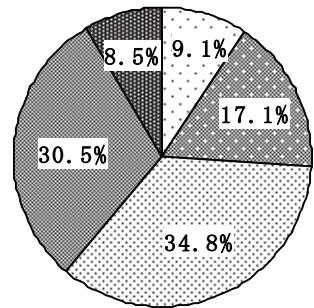
参考：町民意識調査報告書【問31-（2）】

(5) ボランティア活動について

ボランティア活動をはじめるには「きっかけ」、続けるには「時間の調整」が重要

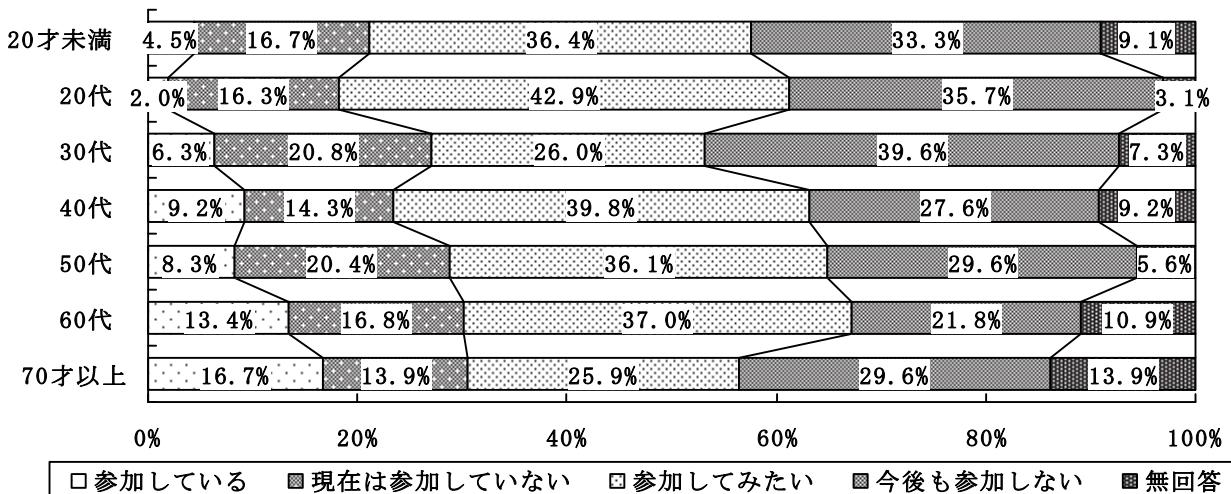
◆現在、ボランティア活動に「参加している」町民は9.1%と低く、「以前は参加していたが、現在は参加していない」が17.1%、「全く参加したことはないが、参加してみたい」が34.8%、「参加したことではなく、今後も参加しない」が30.5%で、町民の3割程度がボランティア経験者で、また、3割程度はボランティア参加の可能性がある町民であることが明らかになりました。

図2-33 ボランティア活動への参加状況



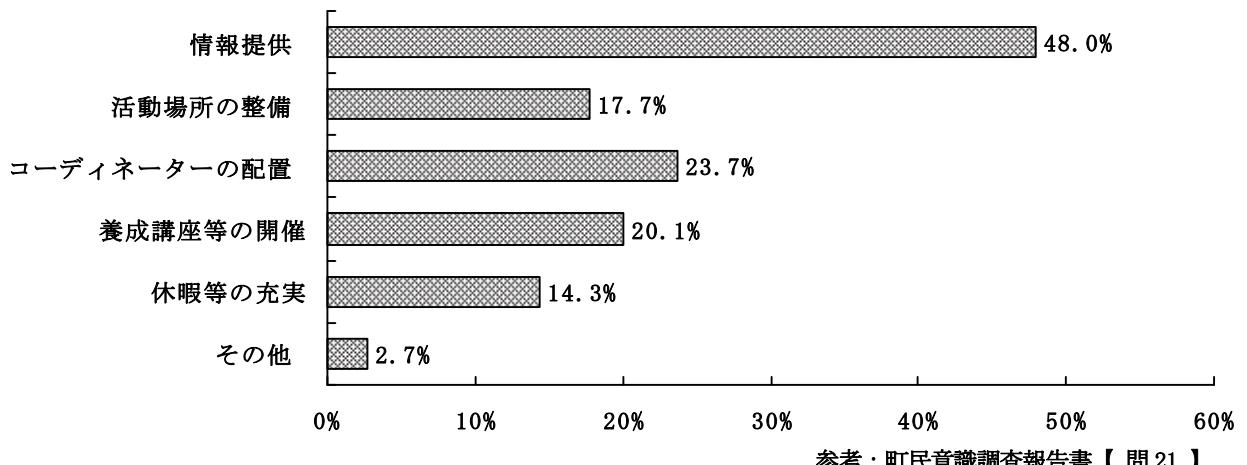
- 参加している
- 以前は参加していたが、現在は参加していない
- 全く参加したことはないが、参加してみたい
- 参加したことなく、今後も参加しない
- 無回答

図2-34 ボランティア活動への参加の有無



参考:町民意識調査報告書【問19】

図2-35 今後、ボランティア活動を発展させるために必要なこと



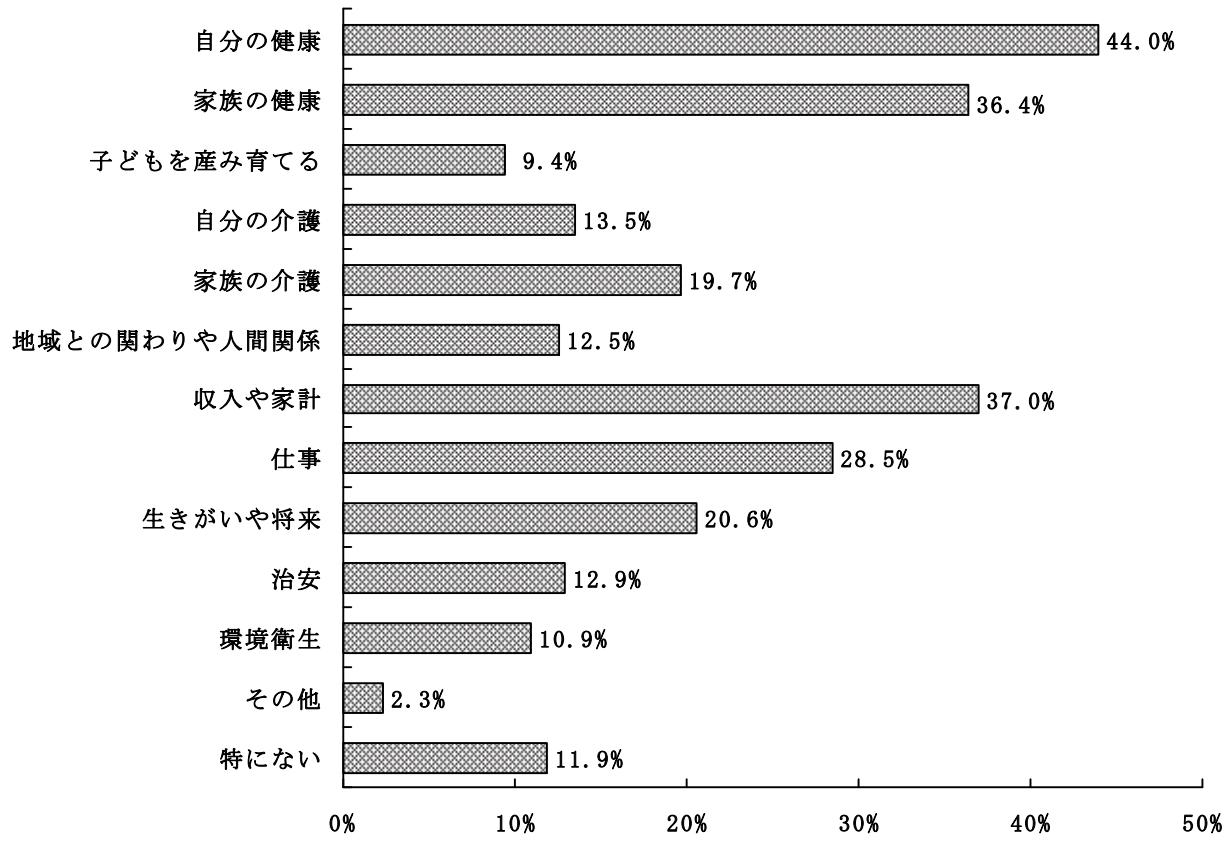
参考:町民意識調査報告書【問21】

(6) 福祉サービスの利用について

日常生活で不安を感じている人が9割にのぼる

◆毎日の生活の中で9割程度の人は不安を感じていて、不安の最も多いのが、「自分の健康に関するここと」「収入や家計に関するここと」「家族の健康に関するここと」などが特に高くなっていました。

図2-36 日常生活での不安の内容

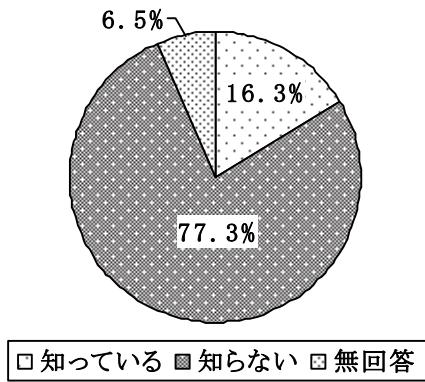


参考：町民意識調査報告書【問22】

相談体制の整備及び周知が必要

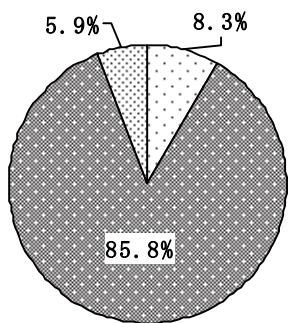
◆町民が日常生活の中で不安に感じていることや困り事などについて相談する専門の相談窓口や相談員の連絡先を知っているか尋ねたところ、「知っている」が 16.3%、全体の 8割程度は「知らない」となっています。また、専門の相談窓口や相談員へ連絡・相談をしたことがあるが 8.3%となっていて、相談窓口や相談員の利用はほとんどなされていない状況がうかがえました。

図 2-37 相談窓口等の周知度



参考：町民意識調査報告書【問23】

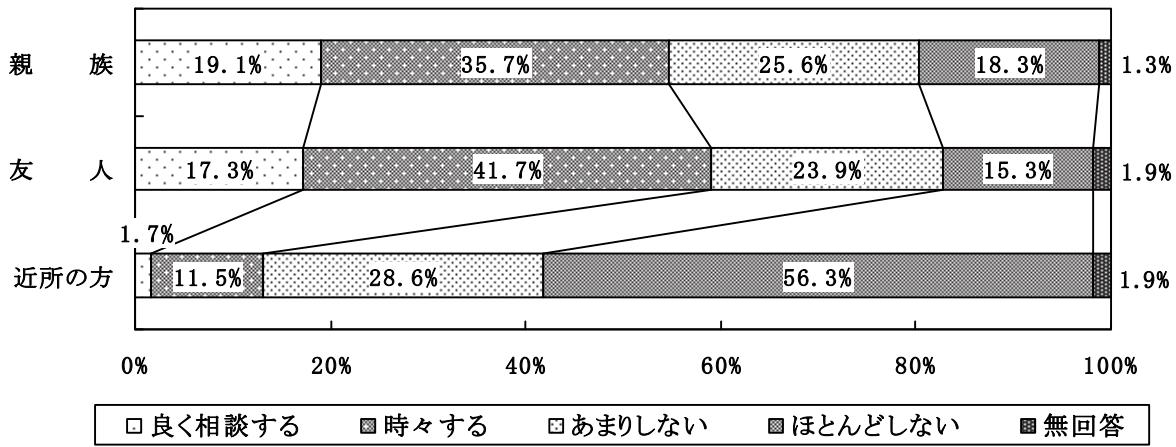
図 2-38 相談窓口等の利用の有無



参考：町民意識調査報告書【問24】

◆日常生活の中で不安に感じていることについて親族・友人・近隣の方に相談をしているか尋ねたところ、相談を「良くする」「時々する」が親族、友人では 5割以上の比率ですが、近所の方では 1割程度と低く、「ほとんどしない」は 6割程度と高くなっています。

図 2-39 親族・友人・近隣の方に対して相談



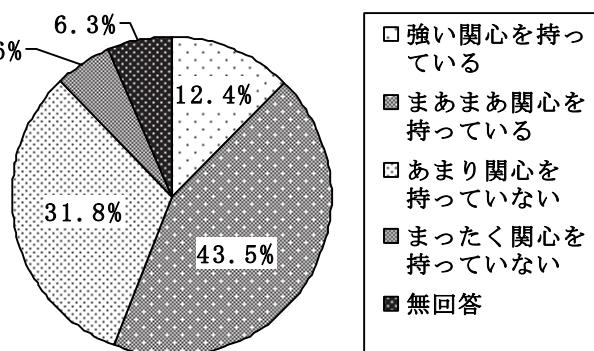
参考：町民意識調査報告書

■町や社協をはじめ、保健センターや地域包括支援センター等、相談に応じられる機関が複数設置されているとともに、地域の中には民生委員・児童委員等も配置されていますが、いずれも利用はかなり限定的となっています。今後は、これらの相談体制の整備及び周知を図り、利用の促進を図っていくことが必要と考えられます。

情報提供は、関心の低い人にどのように届けるのかがポイント

◆社会福祉について関心があるか尋ねたところ、「強い関心を持っている」町民は 12.4%、「まあまあ関心を持っている」が 43.5%、「あまり関心を持っていない」が 31.8%、「まったく関心を持っていない」が 6.0%となっていて、「強い関心を持っている」「まあまあ関心を持っている」を合わせた社会福祉に関心を持っている町民は 55.9%となっています。

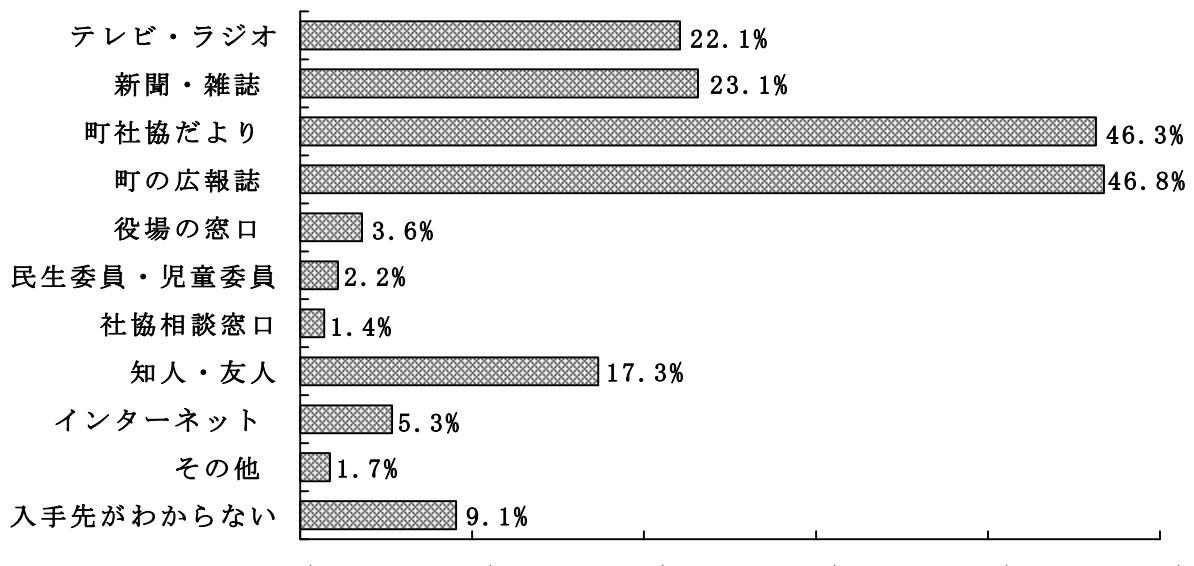
図 2-40 社会福祉への関心の程度



参考：町民意識調査報告書【問 27】

◆町では、福祉に関する情報を広報誌やインターネット、パンフレットなどさまざまな媒体で提供しています。このような状況で、福祉に関する情報の入手経路について尋ねたところ、最も多いのが「町の広報誌」で 46.8%、次いで多いのが「町社協だより」の 46.3%、以下、多い順にみると、「新聞・雑誌」23.1%、「テレビ・ラジオ」22.1%、「知人・友人」17.3%が主な媒体で、「インターネット」はまだ 5.3%にとどまっています。このように福祉情報の媒体として、「町社協だより」が「町の広報誌」と並んで、町民によく読まれています。

図 2-41 福祉に関する情報の入手経路



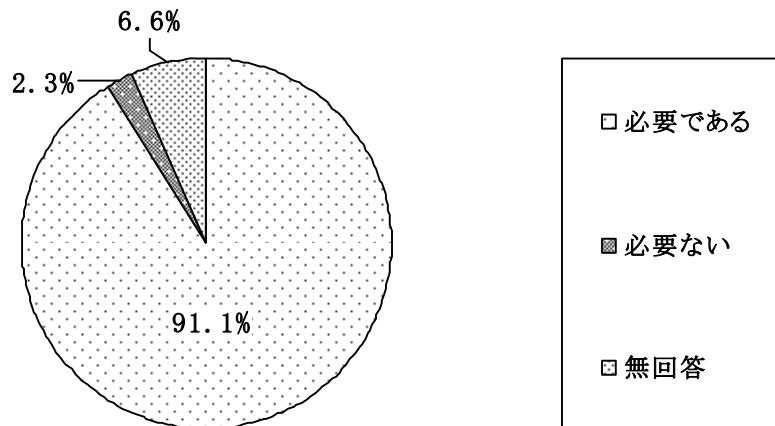
参考：町民意識調査報告書【問 28】

(7) まちづくりについて

多くの町民が福祉教育の必要性を理解

- ◆児童・生徒の福祉教育の必要性について尋ねたところ、町民の9割が「必要である」と感じていることが明らかになりました。

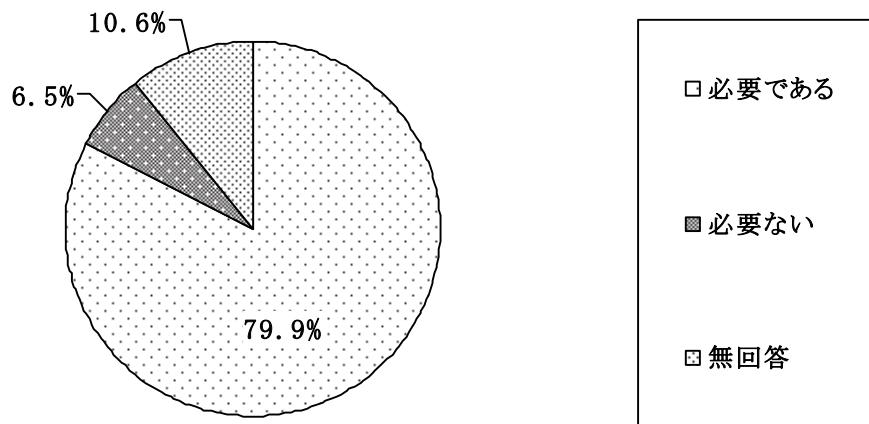
図2-42 児童・生徒の福祉教育の必要性



参考：町民意識調査報告書【問31-（5）】

- ◆一般市民に対する福祉教育の必要性について尋ねたところ、「必要である」と感じている町民は79.9%で、「必要ない」が6.5%、「無回答」が10.6%となっています。

図2-43 一般市民に対する福祉教育の必要性



参考：町民意識調査報告書【問31-（8）】

- 児童・生徒の福祉教育の必要性と一般市民に対する福祉教育の必要性を比較すると、児童・生徒の福祉教育の必要性が91.1%であるのに対し、一般市民に対する福祉教育の必要性は79.9%と低くなっています。地域で福祉教育へ取り組んでいく必要があると考えます。

公私協働で取り組むことが必要

◆町行政の福祉施策について、町民が最も重要だと思っている事を尋ねました。その結果、「ひとにやさしいまちづくりの推進」「保健、医療、福祉サービスの情報提供体制の強化」とともに40.0%、次いで多いのが「町民の人権が尊重されるまちづくりの推進」33.5%となっています。また、社会福祉サービスを実施していく上で町役場（行政）と住民（民間）との関係について、「行政も住民も協力し合い、福祉課題の解決のためにともに取り組むべきである」という公私協働と考える町民が最も多く50.1%、次いで多いのが「行政の責任はしっかりと果たすべきだが、行政の手の届かない場合には住民も協力すべきである」という公的責任優先型が23.3%、3番が「家庭や地域住民同士で助け合い、それだけでは、不十分な場合にのみ行政は援助すべきである」という相互扶助優先型で9.8%、以下「社会福祉を充実させる責任は行政にあるので、住民は協力する必要はない」という行政依存型が2.9%、その他が2.3%となっています。このように、八重瀬町民は公私関係については、行政も住民も協力し、福祉課題の解決のために、ともに取り組むべきであるという考え方が多く、これから福祉のまちづくりは公私協働で取り組むことが必要であると考えます。

図2-44 行政の福祉施策について

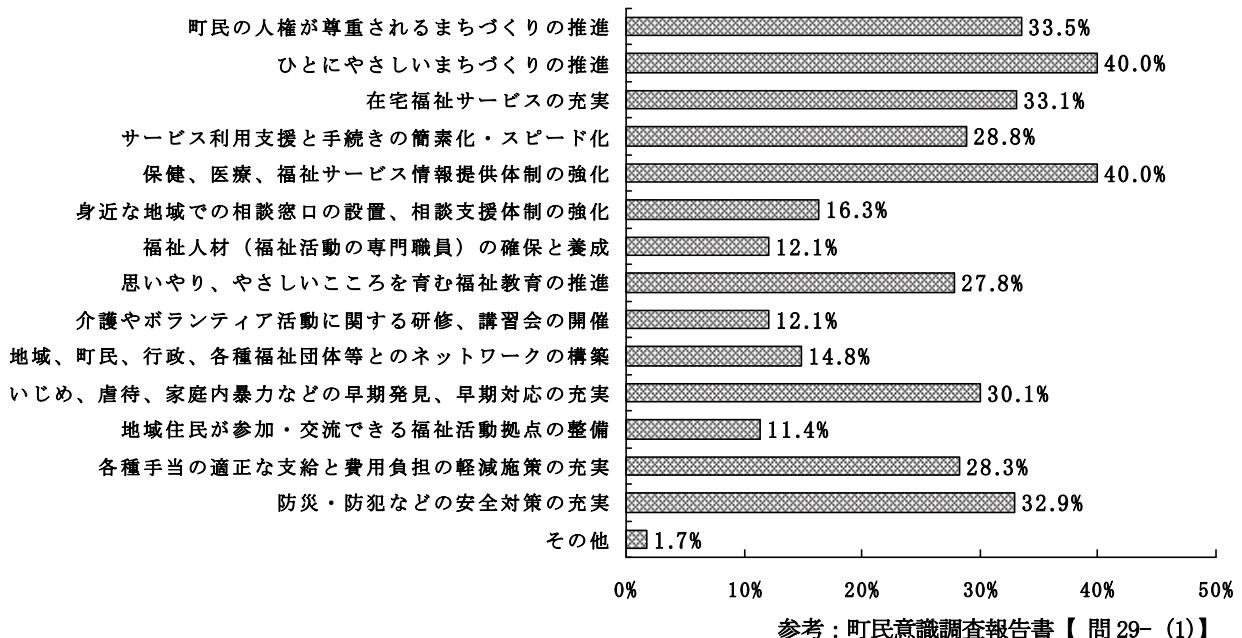
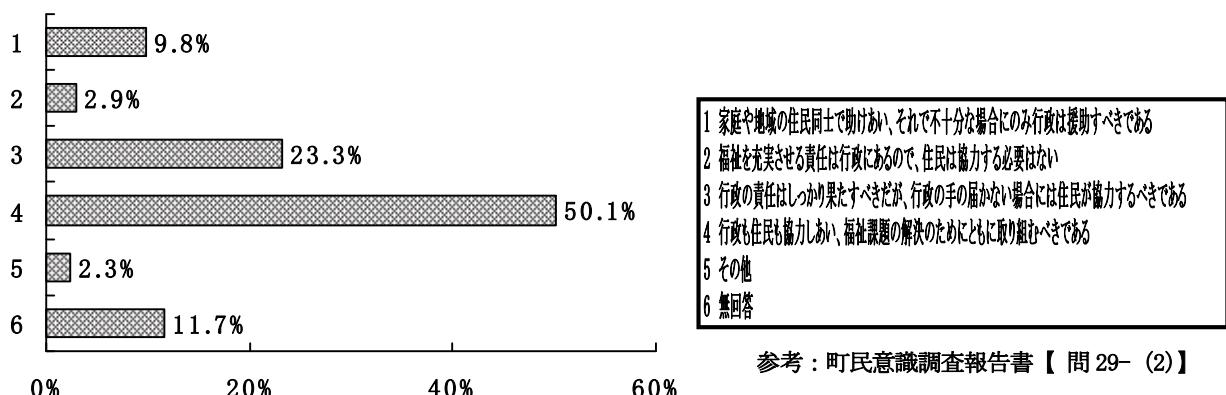


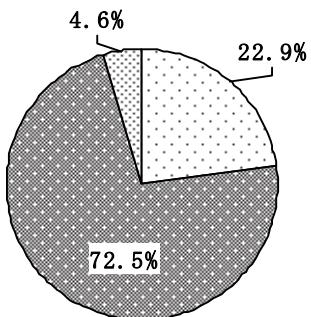
図2-45 福祉サービス実施上の町役場（行政）と住民（民間）との関係



防災・防犯体制の充実が課題

◆災害時の避難場所や防災マップについて尋ねたところ、避難場所を知っている町民は2割程度で、防災マップについても知っている町民は1割程度と低く、行政、社協、字・自治会による防災・減災教育に取り組んでいく必要があります。

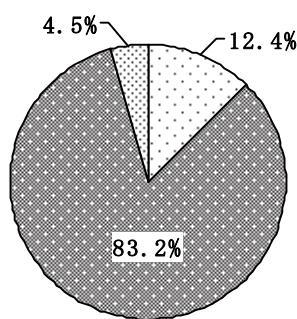
図 2-46 避難場所の周知



□知っている ■知らない □無回答

参考：町民意識調査報告書【問32-（1）】

図 2-47 防災マップの周知度

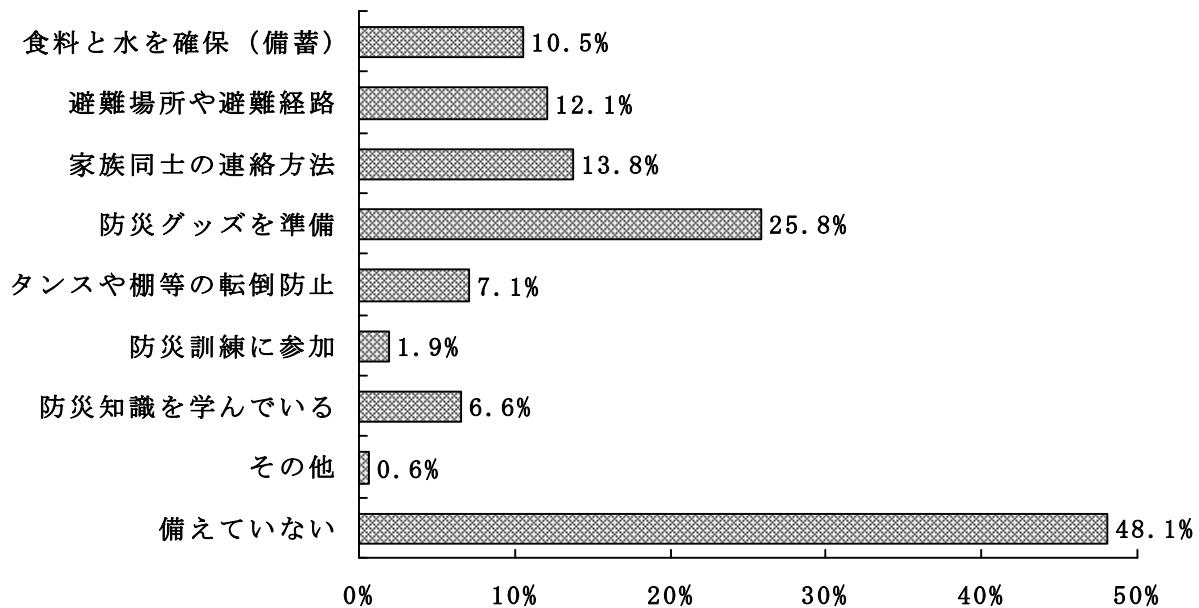


□知っている ■知らない □無回答

参考：町民意識調査報告書【問32-（2）】

◆災害時に備えての防災対策について尋ねたところ、最も多い「懐中電灯等防災グッズを準備している」でも25.8%と低く、その他の対策は2割未満の町民が取り組んでいるだけとなっています。これらの結果を踏まえ、町と住民（地域）が連携し、災害時に備えて町民ぐるみ、地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

図 2-48 災害時への備え（防災対策）



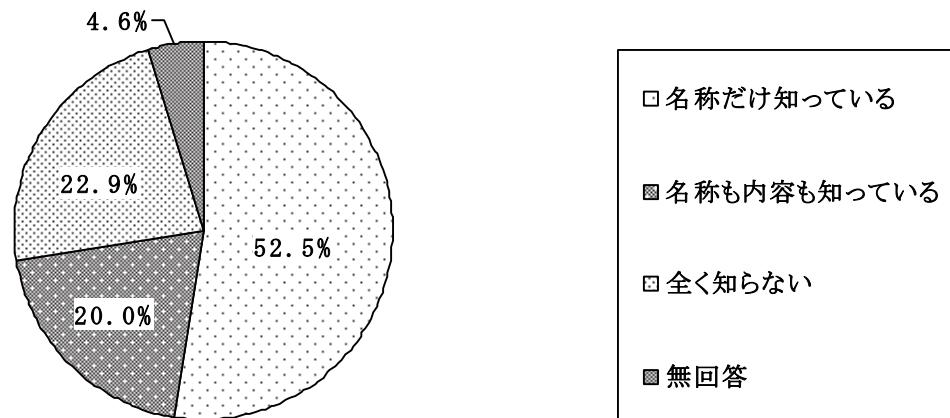
参考：町民意識調査報告書【問32-（3）】

(8) 社会福祉協議会について

まずは、若年層の認知度アップを

◆社協について知っていることを尋ねたところ、「名称だけ知っている」が半数以上を占め、「名称も事業内容も知っている」については20.0%、「全く知らない」は22.9%となっていて、7割程度は社協の存在を知っていることが明らかになりました。しかし、年齢別にみると20歳未満、20代、30代の若年層の認知度が低いことが問題としてあげられます。したがって、まずは社協に対する正確な理解と、若年層の認知度を上げるためのPRが必要と考えられます。

図2-49 社会福祉協議会の周知度



参考：町民意識調査報告書【問30-（1）】

表2-18 年齢別 社会福祉協議会の周知度

区分		名称だけ知っている	名称も事業内容も知っている	全く知らない	無回答	合計
町全体		365 52.5%	139 20.0%	159 22.9%	32 4.6%	695 100.0%
年齢	20歳未満	25 37.9%	2 3.0%	37 56.1%	2 3.0%	66 100.0%
	20代	42 42.9%	11 11.2%	43 43.9%	2 2.0%	98 100.0%
	30代	60 62.5%	9 9.4%	25 26.0%	2 2.1%	96 100.0%
	40代	60 61.2%	12 12.2%	19 19.4%	7 7.1%	98 100.0%
	50代	64 58.2%	26 23.6%	14 12.7%	6 5.5%	110 100.0%
	60代	59 49.6%	40 33.6%	14 11.8%	6 5.0%	119 100.0%
	70才以上	54 50.0%	38 35.2%	7 6.5%	9 8.3%	108 100.0%

参考：町民意識調査報告書【問30-（1）】

◆八重瀬町社協が行っている事業や活動について知っていることを尋ねたところ、2割以上の町民が知っているのは、「福祉相談の窓口（ふれあいプラザ相談所）」、「高齢者の生きがいと健康づくり事業（ミニデイ・字とーてい語らな）」、「地域生活支援事業（配食サービス）」の3事業で、15.0%以上が「ボランティア活動推進（ボランティア活動推進校指定事業など）」、「福祉用具貸出事業」の2事業、10.0%以上が「ファミリーサポートセンター事業」、「福祉サービスの苦情相談」、「日常生活支援事業（地域福祉権利擁護事業）」、「ふれあいいきサロン」、「生活福祉資金の貸付」の5事業となっていて、残りの事業については1割以下周知度となっています。これらの結果を踏まえつつ、事業や活動を開拓していくことが求められます。

表2-19 八重瀬町社会福祉協議会が行っている事業の周知度

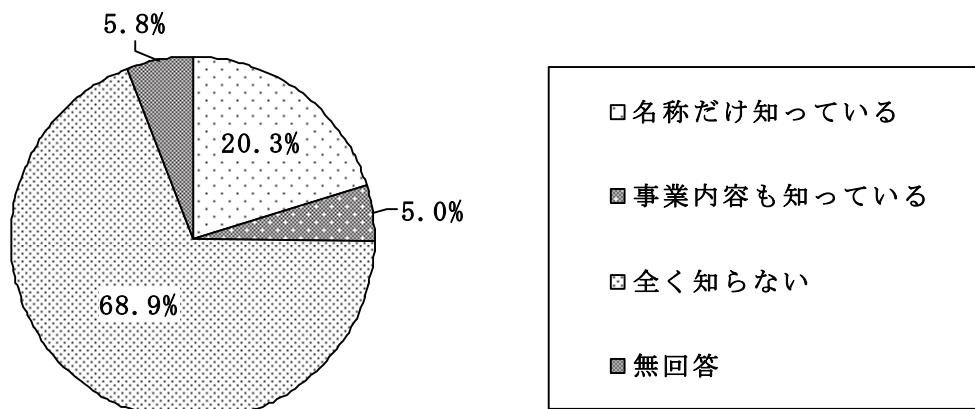
区分		福祉の相談窓口（ふれあいプラザ相談所）	福祉サービスの苦情相談	日常生活支援事業（地域福祉権利擁護事業）	福祉用具貸出事業	生活福祉資金の貸付	災害見舞金及び法外援護金支給事業	（ボランティア活動推進校指定事業など）	声の広報配布事業	ファミリーサポートセンター事業	（高齢者の生きがいと健康づくり事業）	ふれあいいきサロン	地域生活支援事業（配食サービス）	高齢者の見守りネットワーク事業	地域福祉等推進特別支援事業（防災・減災等）	精神障害者相談支援事業	（精神障害者社会参加パソコン教室等）	（芸術・文化講座開催等事業）	その他（）
町全体		204 29.4%	85 12.2%	81 11.7%	105 15.1%	78 11.2%	62 8.9%	125 18.0%	46 6.6%	92 13.2%	198 28.5%	81 11.7%	169 24.3%	59 8.5%	27 3.9%	66 9.5%	63 9.1%	60 8.6%	39 5.6%
年齢	20歳未満	8 11.4%	2 2.9%	3 4.3%	1 1.4%	3 4.3%	2 2.9%	8 11.4%	2 2.9%	6 8.6%	6 8.6%	4 5.7%	3 4.3%	3 4.3%	2 2.9%	3 4.3%	2 2.9%	9 12.9%	
	20代	21 13.0%	9 5.6%	9 5.6%	9 5.6%	8 4.9%	3 1.9%	14 8.6%	5 3.1%	20 12.3%	12 7.4%	8 4.9%	17 10.5%	5 3.1%	2 1.2%	6 3.7%	3 1.9%	3 1.9%	8 4.9%
	30代	24 13.2%	12 6.6%	8 4.4%	7 3.8%	5 2.7%	4 2.2%	16 8.8%	6 3.3%	22 12.1%	16 8.8%	7 3.8%	15 8.2%	6 3.3%	4 2.2%	10 5.5%	7 3.8%	6 3.3%	7 3.8%
	40代	29 16.8%	9 5.2%	7 4.0%	15 8.7%	8 4.6%	6 3.5%	10 5.8%	5 2.9%	14 8.1%	18 10.4%	11 6.4%	18 10.4%	4 2.3%	2 1.2%	7 4.0%	5 2.9%	2 1.2%	3 1.7%
	50代	38 11.7%	21 6.5%	19 5.9%	21 6.5%	15 4.6%	13 4.0%	24 7.4%	10 3.1%	13 4.0%	43 13.3%	14 4.3%	33 10.2%	13 4.0%	5 1.5%	10 3.1%	12 3.7%	15 4.6%	5 1.5%
	60代	42 10.4%	16 4.0%	21 5.2%	28 7.0%	28 7.0%	23 5.7%	32 8.0%	10 2.5%	9 2.2%	51 12.7%	19 4.7%	44 10.9%	15 3.7%	7 1.7%	14 3.5%	21 5.2%	19 4.7%	3 0.7%
	70才以上	42 12.8%	16 4.9%	14 4.3%	24 7.3%	11 3.4%	11 3.4%	21 6.4%	8 2.4%	8 2.4%	52 15.9%	18 5.5%	39 11.9%	13 4.0%	5 1.5%	16 4.9%	12 3.7%	13 4.0%	4 1.2%

参考：町民意識調査報告書【問30-（2）】

地区ワーカー制の周知

◆八重瀬町社会福祉協議会が取り組んでいる、地域コミュニティ事業（地区ワーカー制）について知っているか尋ねたところ、「名称だけ知っている」町民が 20.3%、「事業内容も知っている」が 5.0%で、4 分の 1 程度の町民は同事業を知っていることが明らかになりました。

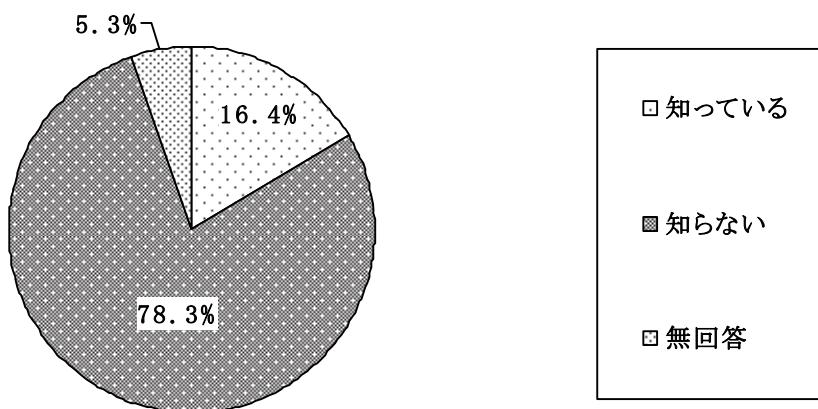
図 2-50 地域コミュニティ事業（地区ワーカー制）の周知度



参考：町民意識調査報告書【問 30-（3）】

◆町社協が設置している地区的担当者（社協職員：地区ワーカー）を知っているか尋ねたところ、8 割程度の町民が「知らない」という状況で、町民にはあまり知られていないことが明らかになりました。

図 2-51 地区の担当者（地区ワーカー制）の周知度

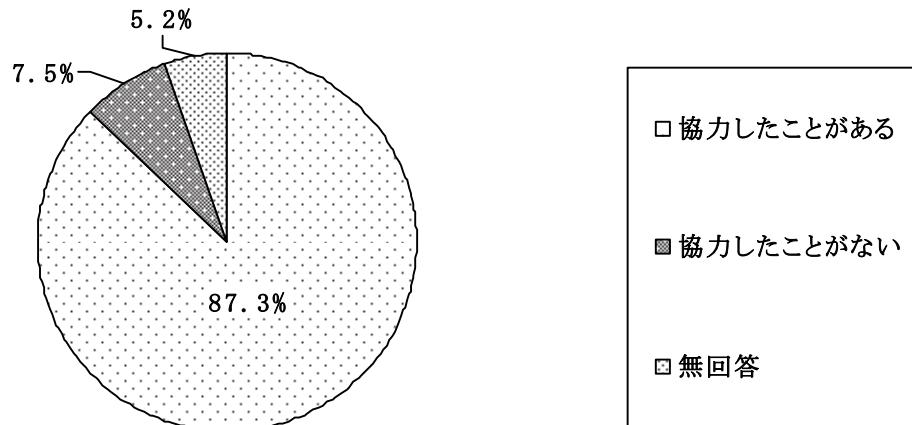


参考：町民意識調査報告書【問 30-（4）】

赤い羽根共同募金の使途を広く町民に周知させる必要がある

- ◆赤い羽根共同募金が国民的な運動として定着しており、9割程度の町民が協力していることが明らかになりました。

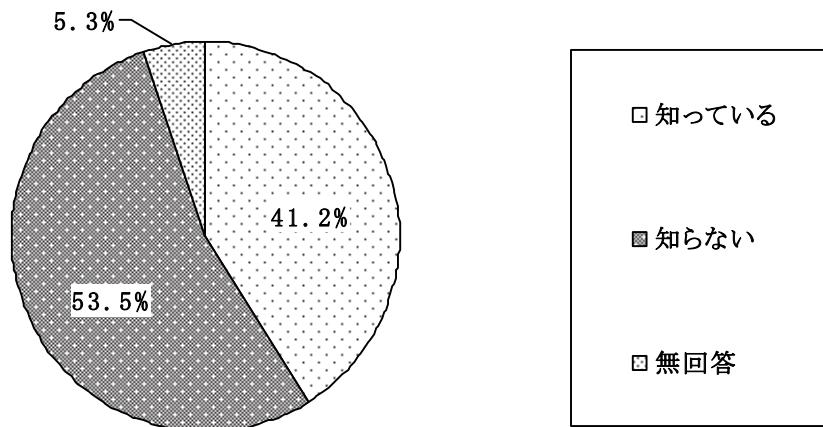
図 2-52 赤い羽根共同募金に協力の有無



参考：町民意識調査報告書【問30-（8）】

- ◆現在、赤い羽根共同募金の使途については、あまり知られていないのではないかということが言わされてきました。そこで今回、赤い羽根共同募金使途の認知度について尋ねてみました。その結果、赤い羽根共同募金の使途が身近な地域福祉活動に活用されていることについて、町民の4割程度が「知っている」ことが明らかになりました。今後、赤い羽根共同募金を通じて住民の助けあい運動を活発化するためには、赤い羽根共同募金の使途を広く町民に周知する必要があります。

図 2-53 共同募金配分金の使途の認知度



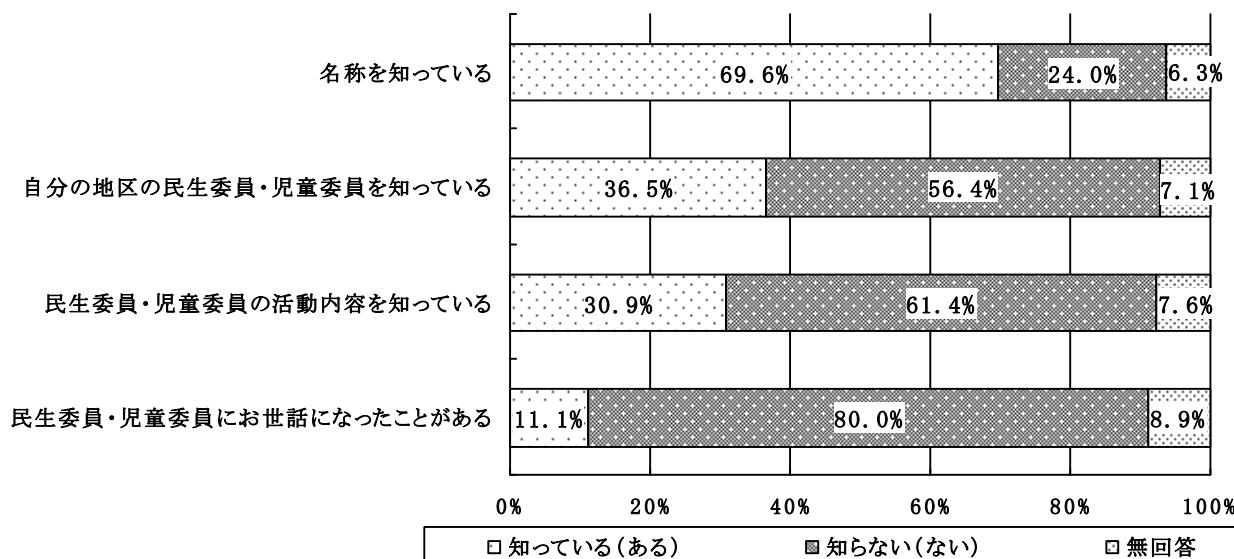
参考：町民意識調査報告書【問30-（9）】

(9) 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員の活動内容等を広く周知する必要がある

◆民生委員・児童委員をどの程度知っているか尋ねたところ、「名称だけ知っている」が 69.6%、「自分の地区の民生委員・児童委員を知っている」が 36.5%、「民生委員・児童委員の活動内容を知っている」が 30.9%、「民生委員・児童委員に世話になったことがある」が 11.1%となっていて、7 割程度の町民が民生委員・児童委員を知っており、4 割程度は担当地区の民生委員・児童委員あるいは活動内容まで知っていることが明らかになりました。これらの結果を踏まえ、民生委員・児童委員活動を広く周知するために、字・自治会の総会や行事で紹介するなどの PR が必要と考えられます。

図 2-54 民生委員・児童委員の周知度



参考:町民意識調査報告書【問30-(7)】

～ 調査結果のまとめ～

今回の八重瀬町民の福祉意識調査結果の分析を通して、八重瀬町地域福祉（活動）計画に活かしてほしい課題を次の9点に整理した。町民の自由記述からは、コミュニティとしての地域でのあいさつ、声かけ、交流、見回り、見守り、住民同士の支え合い・助け合いの重要性に関する意見、身近な相談場所の設置、保育所、児童館、幼稚園、子育て支援、児童虐待防止等の児童福祉、高齢者の保健福祉・介護対策の充実、精神障害者を含めた障害者福祉の充実、福祉教育、街灯、避難訓練等の防犯・防災対策、役場窓口対応の改善、情報特にICTを活用した情報提供、人材育成と活用、道路整備、豚舎による悪臭対策等実際に様々な意見が出された。これらの意見を整理して、地域福祉（活動）計画に入れられる意見については、このまとめの課題としてあげさせてもらった。それ以外については、高齢者、障害者、児童、保健等々の関連する計画で検討するよう、役場各課に申し入れることにしている。

調査結果のまとめと課題は次のとおりである。

1. 住みよいまちづくりの推進

八重瀬町民は、自分が住んでいる字・自治会区の地域での住み心地をどのように感じているのだろうか。「非常に住み良い」と感じている町民は11.1%、「住み良い」が31.9%で、4割程度の町民は住みやすいと感じているようである。住み心地が「普通」と答えた48.1を加えると、9割以上となる。一方、「住みにくい」「非常に住みにくい」を合わせた住みづらいと感じている町民は6.4%である。これを、旧東風平の第1民協区と旧具志頭の第2民協区で比較してみると、「非常に住み良い」と「住み良い」を合わせた住みやすさでは、第1民協区が44.9%、第2民協区が39.4%で第1民協区が5.5ポイント高い。

次に、地域の住み心地に大きく影響すると思われる地区の環境の状況を見てみたい。今回の調査では、八重瀬町の特徴を示すと思われる地区の環境として、自然環境、生活環境、教育環境、医療・福祉、交通の利便性、防犯・防災の6点から検討してみた。町民自身が住んでいる地区（字・自治会）の環境として「良い方だと思う」環境を、評価の高い順に整理すると、最も高いのが「自然環境」で34.4%、次が買い物などの利便性としての「生活環境」（26.8%）、3番目が「交通の利便性」（23.2%）で、以上の3つについては2割以上の町民が良い方だと答えている。評価が1割台は「教育環境」で14.0%、「医療・福祉」で12.1%、1割以下が「防犯・防災」（9.1%）である。この中で、「生活環境」「交通の利便性」は2割以上と評価が高い半面、「悪い方だと思う」もそれぞれ18.7%、30.5%と高い。これは何を意味するのであろうか。そこで、民協区別に検討してみると、「生活環境」では「良い方だと思う」は第1民協区が32.6%、第2民協区が15.8%とパーセントで2倍以上の差が出ている。「悪い方だと思う」では第1民協区が11.2%、第2民協区が32.8%とパーセントで3倍程度の差が出ている。「交通の利便性」では「良い方だと思う」は第1民協区が31.9%、第2民協区が6.6%とパーセントで5倍程度の差が出ている。「悪い方だと思う」では第1民協区が20.7%、第2民協区が49.0%とパーセントで2倍以上の差が出ている。その他、「医療・福祉」でも民協区間で大きく差が出ている。

それでは、これらの6つの地区の環境と住み心地の関係はどうなっているのか、検討してみたい。環境が「良い方だと思う」で住み心地の程度を検討すると、「非常に住み良い」は自然環境で19.7%、生活環境で30.6%、教育環境で35.1%、医療・教育で32.1%、交通利便性で21.7%、防犯防災で25.4%

となっていて、教育環境、医療・福祉、生活環境が地域の住み心地に与える影響が大きい。「住み良い」まで含めて検討すると、自然環境で 63.2%、生活環境で 73.1%、教育環境で 78.4%、医療・教育で 73.8%、交通利便性で 62.7%、防犯防災で 71.4%となっていて、教育環境、医療・福祉、生活環境が地域の住み心地感に大きな影響を与えている。

「課題として」

- ① 交通の利便性、買い物などの生活環境が良くなっているが、そのことによって八重瀬町の豊かな自然環境が損なわれることがないようにすること。また、交通の利便性、生活環境では地域間の格差が広がっているのでその解消を図ることが必要である。
- ② 防犯・防災、医療・福祉、教育環境に対する町民の評価はそれほど高くないので、その充実を図ることが必要である。

2. 豊かな社会関係（つながり）の構築

“無縁社会”という言葉がマスコミを中心に飛び交うようになった。そもそも無縁社会とは何なのか。従来、私たちの社会を支えてきた血縁（家族、親族の縁）、地縁（近隣社会の縁）、社縁（会社の縁）の三縁が崩壊し、機能しなくなった社会を無縁社会と呼んでおこう。今、私たちのまち八重瀬町は無縁社会からみてどのような状況になっているのであろうか。マスコミが言うように、もう無縁社会になってしまったのだろうか。あるいは無縁社会に至っていないにしても無縁社会に向かっているのだろうか。

また、昨年3月の東日本大震災で、改めて「縁」の大切さ、家族、地域社会の絆の重要性が再認識させられた。私たちのまち八重瀬町は、災害にも耐え得るような人々や地域の絆は構築されているだろうか。今、私たちに問われる中で、地域福祉（活動）計画策定のための調査を町民の協力を得て実施し、そのことを検証するとともに、その対策の方向性を検討する資料として、本報告書を作成している。

親族、友人、近隣、職場の同僚との付き合いが、「日常的にある」あるいは「ある程度頻繁にある」といった頻度の高い付き合いについてみると、「親族との付き合い」では 54.1%、「友人との付き合い」では 53.8%、「近所の付き合い」では 23.9%、「職場の同僚との付き合い」では 25.8%となっていて、親族や友人とは、日常的ないしはある程度頻繁に付き合っている割合が 5 割を超えていている。それでは付き合いが「めったにない」「全くない」についてみると、親族が 7.8%、友人が 10.9%、近所とが 38.5%、職場の同僚が 42.7%となっていて、近所や職場の同僚とのかかわりが希薄になっている。このように親族・友人を中心に 5 割以上が付き合いを頻繁に行っており、血縁社会は維持されているといえるが、明らかに近所付き合いが弱くなっている、そのまま放置しておくと、地縁社会の弱体化がさらに進んでいくことが予想される。このことは、血縁、地縁社会のもう一つの指標もある。困った時の相談の状況についてみても、相談を「良くする」「時々する」が親族、友人では 5 割以上の比率であるが、近所では 1 割程度と低く、「ほとんどしない」は 6 割程度と高くなっている。

次に、近所づきあいの程度でみると、「全く付き合いをしていない」は 5.5% で、9 割以上は付き合いはあるが、「あいさつをする程度」「たまに立ち話をする程度」の浅い付き合いで 8 割程度、「物の貸し借りをしたりお茶に呼ばれたり誘いあったりする程度」といった付き合いは 1 割程度である。このように、付き合いの程度が「あいさつをする程度」「たまに立ち話をする程度」の浅い付き合いがほとん

どである。無縁社会の進行している大都会からみると信じられないような地域の関係が八重瀬町では今日でも維持されており、今後は、まず、地域に広く残っている「あいさつ」「立ち話」のような貴重な人ととの関係を大切に守りながら、地域のつながりを広めさらに深めていくことが大切である。

近所付き合いについての町民の意識は、近所付き合いは当然（36.3%）ないしは必要（21.6%）が6割程度占めており、無縁社会の防止のためにも、弱くなりつつある近所づき合いを維持し、地域の貴重な財産として守り発展させることが必要である。その1つである地域でのあいさつについてみると、「よく行われている」は25.8%で、地域でのあいさつ運動の取り組みが必要である。

「課題として」

- ① 無縁社会防止のために、縁社会の再生を図る必要がある。
- ② その為に、まず、地域でのあいさつ運動に取り組む必要がある。

3. 字・自治会を中心とした地域活動の促進

地域活動をみる一つの基準として、自治会活動がある。自治会加入率の低下が近年、地域の問題となり地域福祉推進の大きな課題となっているが、今回、調査の回答者の自治会加入率は68.2%である。旧東風平町の第1民協区と旧具志頭村の第2民協区での自治会加入率の差はほとんど認められないし、又、これまでの加入率のデータがないのでその動向を判断することはできないが、社会変動の大きい第1民協区内では地域的に加入率の変化がみられるのではないかと推測される。年齢階級でみると、20代、30代において加入率は低くなっている。また、居住期間でみると、1年未満が41.7%、「1~5年」が57.5%の加入率で他の年齢階級に比べて低い。加入しない理由として、「時間的なゆとりがない」「関心がない」「必要性を感じない」が主な理由となっている。また、数は少ないが、「加入の勧誘がない」「加入の仕方がわからない」という町民もいる。字・自治会、行政、社協が連携して、自治会加入の取り組みをすることが必要である。

字・自治会以外に子ども会、青年会、婦人会、老人会、PTA、などの地域組織で活動しているが、組織会員で、「ほぼ全ての活動に参加している」会員は2割程度である。これらの組織で参加率が高いのは、「老人会」で33.3%の会員がほぼ全ての活動に参加している。次に高いのがPTAで30.0%、以下、高い順にみると、婦人会（23.7%）、子ども会（18.2%）、青年会（13.5%）となっている。

清掃活動や地域行事などの地域活動の参加状況をみると、「参加している」が46.6%、「以前は参加していたが、現在は参加していない」が20.7%、「参加したことがない」が30.1%で、半数程度の町民は地域活動に参加している。また、以前参加した参加経験者も含めると7割程度に及ぶ。

地域活動に参加している回答者に対して、清掃活動や地域行事などの地域活動に参加している理由を聞いてみると、最も多いのが「地域に暮らす人の義務だと思うから」で61.7%、次いで多いのが「地域のために役立つと思うから」（46.7%）、以下「活動を通じて人間関係が広がるから」（43.9%）、「地域への社会奉仕だと思うから」（42.0%）、「活動自体が楽しいから」（11.0%）、「生きがい・やりがいを感じられるから」（10.7%）の順となっていて、住民としての義務、地域に役立つ、地域への社会奉仕が参加する主な理由で、活動が楽しい、生きがいなどの個人的な理由は低い。

このような地域活動に対して町民はどうのように考えているのだろうか。地域活動に「積極的に参加することが必要」が18.8%、「無理のない程度に参加すればよい」が64.7%で、8割以上の回答者は地域活動を肯定的に受け止めている。近年、八重瀬町は県内でも人口増加地帯となっていて、町民の意

識や価値観も変化しており、地域活動に対しても多様な意識と無関心層の増が予想される。地域の変化を把握しながら、地域での福祉教育を推進することが必要である。町民が地域活動に参加するためには、まず、「労力等の協力はできないが、時間があれば参加したい（顔を出す程度でも）」（23.0%）という意見が多く、次に「労力や金銭面の提供等、できる範囲の協力があれば参加したい」（15.4%）が多い。その他、「自治会加入の有無に関係なく、興味がある行事には参加したい」（11.9%）、「労力の提供であれば参加したい」（10.6%）があり、今後の地域活動に活かす必要がある。

「課題として」

- ① 自治会加入率を維持し、さらに、加入率を高めるために自治会、行政、社協が協力し合って取り組むことが必要である。（特に、アパート居住者に対する対応）
- ② 子ども会、青年会、婦人会、老人会、PTAの地域組織を活性化するための取り組みが必要である。
- ③ 人口増による住民の意識や価値観の変化に備えて、地域や学校での福祉教育の充実を図ることが必要である。

4. ボランティア活動の推進

これから地域福祉活動として、地域での支え合い活動が注目されており、市町村が策定する地域福祉計画の主要テーマとなっている。八重瀬町ではこのような地域での支え合い活動やティガネー活動（日常生活での手伝い活動）はどの程度取り組まれているのであろうか。その前に、どのような日常生活での手伝いを必要としている人がどの程度いるのだろうか。調査結果から検討してみたい。

日常生活において、手伝ってほしいこととして、「話し相手」がほしいが5.1%（35人）、「単身高齢者の見守り」が4.3%（30人）、「買い物・食事等の家事援助」が2.3%（16人）、「外出の際の援助」が3.2%（22人）、「ゴミ出し・清掃」が2.5%（17人）、「急病になったときの世話」が、7.5%（52人）、「外出時の子どもの世話」が2.3%（16人）、「心配ごとの相談」が5.9%（41人）、「町役場などへの用事・連絡」が5.1%（35人）、「その他」が（1.7%（12人）となっていて、回答者のうち手伝いをほしい町民が168人（24.0%）である。

高齢者や障害児者に対する日常生活での手伝いとして「話し相手」「単身高齢者等の見守り」「買い物・食事等の家事援助」「外出の際の援助」「ゴミ出し・清掃」「急病になったときの世話」「外出時の子どもの世話」「心配ごとの相談」「町役場などへの用事・連絡」のそれぞれについて、これまでの手伝い経験を聞いてみると、「話し相手」の15.4%以外はいずれも10.0%未満と低くなっている。ところが、今後、手伝ってもよいと思うかを聞いてみると、すべての項目で2桁以上の比率となっていて、高いものでは「話し相手」（23.5%）、「単身高齢者等の見守り」（21.0）のように2割以上で、その他でも「外出時の子どもの世話」（14.2%）、「心配ごとの相談」（15.0%）を除いては2割近くで、実数で比較しても低いもので1.5倍、高いものでは4.3倍となっていて、手伝い意向は高くなっている。今後の社協活動として、特に、手伝い意向を示している町民に対して、このような日常生活での手伝いに参加できるように支援することが必要である。

それでは、町民のボランティア活動への参加状況を見てみたい。現在、ボランティア活動に「参加

している」が9.1%で、これまでの参加経験と今後の参加意向を示した回答者を合わせると5割以上がボランティア予備軍として位置付けることができる。ここで、町民がボランティア活動をどのようにとらえているかが、この種の調査では重要である。おそらく、現在、ボランティア活動に参加していると答えた9.1%には、地域での行事や祭りの準備等に参加した多くのボランティアは含まれてないというのがこれまでの調査結果でも分かっていることで、今回のボランティアの把握も大雑把な数であるといえよう。それでは、現在参加しているボランティア活動として、「高齢者等への支援」(1.7%)、「子育て家庭への支援」(1.4%)、「障害のある方への支援」(1.4%)、「青少年の健全育成活動」(2.6%)、「地域行事等の活動」(11.8%)、「交通安全に関する活動」(1.7%)、「地域の福祉活動」(2.3%)の7つの分野についてみると、「地域行事等の活動」(11.8%)を除いては、1-2%台に留まっている。これを、今後の参加意向をみると、全ての分野で10%台に上昇している。これまでみたように、町民が現在参加しているボランティア活動は必ずしも活発であるとは言えないが、参加意向をみると、大きな可能性があり、この潜在的な可能性をいかに引き出していくかが、今後の地域福祉活動の活性化につながるといえよう。

今後、ボランティア活動を発展させるための町民の意識としては、まず、「ボランティア活動に関する情報提供」(48.0%)が必要であると答えている。次に必要なこととして、「コーディネーターの配置」(23.7%)を挙げている。その他、「ボランティア活動の養成講座等の開催」(20.1%)、「ボランティア活動をする場所の整備」(17.7%)、「ボランティア休暇などの充実」(14.6%)の順となっている。

「課題として」

- ① 地域での日常生活での手伝い（ティガネー活動）の促進することが必要である。
- ② 身近な地域活動等への参加を通じた全町民ボランティア運動の推進が必要である。
- ③ 町民に対するボランティア活動に関する情報提供が必要である。
- ④ ボランティア・コーディネーターの配置が必要である。

5. 日常生活上の不安と必要な支援

町民が安心した暮らしを送るために不安を自分で解消したり、知人・友人や相談機関に相談したり、保健・福祉サービスを利用して解決することが必要である。それでは町民が毎日の生活の中でどのような不安を抱えているのだろうか。9割程度の町民は不安を感じていて、最も多い不安が「自分の健康に関すること」(44.0%)で、次に多いのが「収入や家計に関すること」(37.0%)、3番目が「家族の健康に関すること」(36.4%)、以下、「仕事に関すること」(28.5%)、「生きがい・将来のこと」(20.6%)、「家族の介護に関すること」(19.7%)、「自分の介護に関すること」(13.5%)、「自宅周辺の治安に関するここと」(12.9%)、「地域との関わりや人間関係に関すること」(12.5%)の順となっている。このように、健康、収入・家計、仕事が主な不安材料となっている。

このように9割程度の町民は健康等の不安を感じているが、どの程度の町民が相談窓口を利用しているのであろうか。専門の相談窓口や相談員の連絡を「知っている」が16.3%で、専門相談窓口や相談員に連絡したり相談したりしたのは8.3%で、相談窓口や相談員の利用はほとんどなされていない。

相談窓口に連絡・相談しない理由を聞いたところ、最も多いのが、「自分で解決した」で30.4%、次に多いのが「連絡先がわからない」(18.0%)、以下、「多忙で（タイミングが合わない・平日に相談に

「行けない・仕事が忙しい」(10.4%)、「相談しても解決が難しい」(9.1%)、「知られたくない」(6.0%)、「経済的理由」(1.3%)の順となっている。

「課題として」

- ① 町民が抱えている不安を解消するために、保健活動の充実を図る必要がある。
- ② 町民が気軽に相談できる総合相談窓口を身近に整備し、専門相談員を配置することと、訪問相談を積極的に行なうこと（アウトリーチ）が必要である。

6・社会福祉に関する町民意識の向上

今日、行政や社協、福祉施設、NPOなどが様々社会福祉活動を行なっている。また、八重瀬町社協を中心に、住民参加による地域福祉活動を福祉推進地区の小地域を単位に取り組んでいる。このような社会福祉活動は町民意識のどのような影響を与えていけるのだろうか。

社会福祉について「強い関心を持っている」町民が12.4%、「まあまあ関心を持っている」が43.5%、「あまり関心を持っていない」が31.8%、「全く関心を持っていない」が6.0%、「無回答」が6.3%となっていて、「強い関心を持っている」「まあまあ関心を持っている」を合わせた社会福祉に関心を持っている町民は55.9%となっている。

地域や福祉の情報の入手経路で、最も多いのが「町の広報紙」(46.8%)。次いで多いのが「町社協だより」(46.3%)、以下、多い順にみると、「新聞・雑誌」(23.1%)、「テレビ・ラジオ」(22.1%)、「知人・友人」(17.3%)が主な媒体で、今日注目されえいる「インターネット」はまだ5.3%と低い。福祉情報の媒体として社協だよりが町の広報紙と並んで、大きな影響を持っていることに注目したい。

町行政の福祉施策について、町民が最も重要だと思っているのは「ひとにやさしいまちづくりの推進（建物、道路等の段差の解消など）」と「保健、医療、福祉サービス情報提供体制の強化」で併に40.0%、次いで多いのが「町民の人権が尊重されるまちづくりの推進」で33.5%、以下「在宅福祉サービスの充実（高齢者、児童、障がい児者等）」(33.1%)、「防災、防犯などの安全対策の充実」(32.9%)、「いじめ、虐待、家庭内暴力などの早期発見、早期対応策の充実」(30.1%)、「サービス利用支援と手続きの簡素化・スピード化」(28.8%)、「各種手当の適正な支給と費用負担の軽減施策の充実」(28.3%)、「思いやり、やさしいこころを育む福祉教育の推進」(27.8%)、「身近な地域での相談窓口の設置、相談支援体制の強化」(16.3%)、「地域、町民、行政、各種福祉団体等とのネットワークの構築」(14.8%)、「福祉人材（福祉活動の専門職員）の確保と養成」(12.1%)、「介護やボランティア活動に関する研修、講習会の開催」(12.1%)、「地域住民が参加・交流できる福祉活動拠点の整備」(11.4%)となっている。

社会福祉サービスを実施していく上で行政と民間（住民）との関係についてみると、「行政も住民も協力し、福祉課題の解決のために、ともに取り組むべきである」という公私協働と考える町民が最も多く50.1%、次いで多いのが「行政の責任はしっかりと果たすべきだが、行政の手の届かない場合には住民も協力すべきである」という公的責任優先型が23.3%、3番が「家庭や地域住民同士で助け合い、それだけでは、不十分な場合にのみ行政は援助すべきである」という相互扶助優先型で9.8%、以下「社会福祉を充実させる責任は行政にあるので、住民は協力する必要はない」という行政依存型が2.9%、その他が2.3%となっている。このように、八重瀬町民は公私関係については、行政も住民も協力し、福祉課題の解決のために、ともに取り組むべきであるという、考え方が多く、これからは福祉のまちづくりは公私協働で取り組むことが必要である。

「課題として」

- ① 人にやさしいバリアフリーの街づくりの推進が必要である。
- ② 保健・医療・福祉情報提供体制の強化が必要である。
- ③ 在宅福祉サービスの充実が必要である。
- ④ 町・社協・住民の協働体制による地域福祉の推進が必要である。

7・社協、民生委員、共同募金の周知率の向上

地域福祉を推進する中核として社会福祉協議会、民生委員・児童委員が果たしてきた役割は大きい。また、その財源として住民助け合いの共同募金が行われ、配分金が活用されてきた。特に、八重瀬町の共同募金運動は沖縄県内でも注目されている。

それでは、八重瀬町社会福祉協議会がどの程度知られているかをみると、「名称だけ知っている」が 52.5%、「名称も事業内容も知っている」が 20.0%、「全く知らない」が 22.9%となっていて、7割程度は町社協の存在を知っている。

町社協の事業・活動で 2 割以上の町民が知っているのは、「福祉の相談窓口（ふれあいプラザ相談所）」(29.7%)、「高齢者の生きがいと健康づくり事業（ミニデイ：字とーてい語らな）」(28.8%)、「地域生活支援事業（配食サービス）」(24.6%) の 3 事業で、15%以上がボランティア活動推進（ボランティア活動推進校指定事業など）」(18.2%)、「福祉用具貸出事業」(15.3%) の 2 事業、10.0%以上が「ファミリーサポートセンター事業」(13.4%)、「福祉サービスの苦情相談」(12.4%)、「日常生活支援事業（地域福祉権利擁護事業）」(11.8%)、「ふれあいいきいきサロン」(11.8%)、「生活福祉資金の貸付」(11.3%) の 5 事業となっていて、残りの事業については 1 割以下の周知度である。

八重瀬町社会福祉協議会が取り組んでいる、地域コミュニティネットワーク事業（地区ワーカー制）を「名称だけ知っている」町民が 20.3%、「事業内容も知っている」が 5.0%で、4 分の 1 程度の町民は同事業を知っている。

次に、民生委員・児童委員について、町民はどの程度知っているかを調べてみると、「名称だけ知っている」が 69.6%、「自分の地区の民生委員・児童委員を知っている」が 36.5%、「民生委員・児童委員の活動内容を知っている」が 30.9%、「民生委員・児童委員に世話になったことがある」が 11.1% となっていて、7 割程度の町民が民生委員・児童委員を知っており、4 割程度は担当地区の民生委員・児童委員あるいは活動内容まで知っている。

共同募金が国民的な運動として定着しており、9 割程度の町民が協力しているが、共同募金の使途が身近な地域福祉活動に使われていることについて「知っている」町民が 4 割程度である。共同募金を住民の助け合い運動に高めるためには、共同募金の使途を広く住民に周知させることが必要である。

「課題として」

- ① 社協活動を住民に広く周知させるために、社協だより、マスコミ等の積極的活用を図る。
- ② 民生委員・児童委員活動を広く周知させるために、字・自治会の常会や行事での紹介や町広報紙の積極的活用を図る。
- ③ 共同募金の使途を広く住民に周知させすることが必要である。

8. 福祉のまちづくりと福祉教育

八重瀬町社会福祉協議会は地域コミュニティネットワーク事業に取り組んでおり、字・自治会区を中心に地域支え合い活動や助け合い活動を進めている。また、元々旧東風平町や旧具志頭村に根づいていた住民の助け合いも弱くなったとはいえ、未だに残っている。このような地域支え合い活動は、今後の地域福祉を推進する上で、きわめて重要な要素であり、地域の貴重な財産である。八重瀬町の地域コミュニティの維持と福祉の視点を組み入れた福祉コミュニティへと発展させるために福祉教育の充実強化が必要である。それでは、調査結果を通して、八重瀬町における地域での住民同士の助け合いの状況から検討してみよう。

「あなたの地域では、住民同士の助け合い活動は活発だと思いますか」という質問に対して「活発だと思う」が19.6%、「活発ではないと思う」が26.3%、「わからない」が48.1%で、自分の地域の助け合い活動が「活発だと思う」町民は2割程度で、5割程度の町民は「わからない」と答えている。一般的の町民はこれまで、地域の助け合い活動についてはそれほど関心はなく、あまり考えたことがなかったことの反映であろう。今後は、地域福祉活動を進める際の不可欠な活動として、地域支え合い活動の重要性を一般町民に理解してもらい推進していくことが必要であろう。

次に、住民同士の助け合い活動を活発化するためには、どうしたらよいかについて検討してみよう。住民同士の助け合い活動を活発化するための条件として最も多いのが、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとピーアールする」で37.2%、次に多いのが「困っている人や助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」で34.9%、以下「リーダーやボランティアなどの福祉活動に携わる人を養成する」(27.8%)、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」(25.2%)、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」(20.7%)、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」(18.4%)、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」(17.7%)、「介護やコミュニケーションの方法等に関する研修を行う」(9.9%)の順となっている。

「福祉のまちづくりについての話し合う場が提供された場合、参加しますか。」という質問に対して、「必ず参加する」が2.4%、「出来れば参加したい」が41.9%、「あまり参加したくない」が10.2%、「参加しない」が8.3%、「わからない」が30.5%となっていて、まちづくりの話し合いの参加に肯定的な「必ず参加する」「出来れば参加したい」は合わせて44.4%、否定的な「あまり参加したくない」「参加しない」は合わせて18.5%である。また、この質問に対しても「わからない」が3割程度と多く、一般町民に対して理解を深める働きかけが必要である。

次代を担う、子どもたちに、思いやりの心、助け合いの心を育む「福祉教育」を行うことについて「必要である」と考える町民が91.1%、「必要ない」が2.3%となっていて、ほとんどの町民(90%以上)は児童・生徒に対する福祉教育の必要性を感じている。

一般町民に対する福祉教育が「必要である」と答えた町民は79.9%で、民協区別にみると、第一民協区が79.1%、第二民協区が81.3%となっていて、ほとんど差は認められない。

子どもに対する福祉教育に対する町民意識と比較すると、子どもに対する福祉教育の必要性が91.1%であったので、一般町民に対する福祉教育の必要性は11.2ポイント低くなってしまっており、地域での福祉教育の取り組みの強化が求められる。それでは、一般町民に対する福祉教育を活発にするために、何が必要か。第1に「福祉に関する情報誌の発行・充実」(46.1%)、第2に「町民と福祉施設との交流事業の実施」(36.2%)を町民はあげており、福祉情報の充実とともに福祉施設の機能を活かした地域貢献が課題である。

「課題として」

- ① 町社協の地域コミュニティネットワーク事業を通して、地域支え合い活動の強化を図ることが必要である。
- ② 地域の支え合い活動を活発にするために、地域コミュニティネットワーク事業に関する広報活動を強化する必要がある。
- ③ 児童・生徒や一般町民に対する福祉教育の充実強化を図る必要がある。
- ④ 社会福祉施設の機能をいかした福祉教育の充実が必要である。

9. 防災・減災対策と町民意識の高揚

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、早急な地域防災・減災対策と町民に対する防災・減災教育の重要性を改めて認識させる結果となった。町行政の地域防災計画の見直し、その整備の取り組みについては、行政課題として地域福祉計画にしっかりと入れ込むことになると思うが、今回の調査では防災に関する町民意識を明らかにすることを狙って実施し報告書としてまとめることにした。

避難場所を知っている町民は 2 割程度で、防災マップについても「知っている」は 1 割程度と低く、行政、社協、字・自治会による防災・減災教育の取り組みが必要である。また、八重瀬町民の災害時に備えての防災対策をみると、最も多い「懐中電灯等防災グッズを準備している」でも 25.8% と低く、その他の対策は 2 割未満の町民が取り組んでいるだけである。今後、災害に備えて町民ぐるみ、地域ぐるみの取り組みが必要である。

「課題として」

- ① 町民に対して、防災・減災教育の充実・強化を図り、避難場所・防災マップの周知度を高める。
- ② 町民が、災害時に向けて普段から備えることが出来るよう、地域ぐるみの取り組みを進める必要がある。

『かみざと社会福祉研究所 神里 博武』

第5節 地域福祉懇談会等での意見

◆町民意識調査や各種団体等へ実施した調査結果を掲載します。

・道路の整備（段差の解消等）

- ・道が広くなるのはいいが信号が見えにくく困る。
- ・近くに買物ができる所がなくて困っている。
- ・高齢者等への移動支援。
- ・地域のつながりが希薄化になっている。
- ・地域活動への参加が少ない。
- ・字・自治会に加入しない世帯が増えている。
- ・防犯灯が少ない。
- ・自分の地域の避難場所がわからない。
- ・自主防災組織を結成してほしい。
- ・地域のボランティアを増やしてほしい。
- ・老人クラブへ加入する方が減っている。
- ・婦人会や青年会、老人会がない。
- ・子育て支援センターが狭くて利用しにくい。
- ・もっと町民の声を聞いてほしい。
- ・相談する場所がわからない。
- ・情報をもっとわかりやすく発信してほしい。
- ・社協はもっとPRが必要（事業内容など）。
- ・公園の整備をきちんとしてほしい。
- ・気軽に集える場を整備してほしい。
- ・配食サービスの基準を見直してほしい。
- ・挨拶をしても返さない人が多い。
- ・町職員はもっと親身になって対応すべき。

結の心で大切にし、支えあい、一人ひとりが
生きいきと暮らせるまち

【基本目標 1】

調和のとれた安全・安心なまちづくり

【基本目標 2】

協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

【基本目標 3】

結の心で支えあう健康・福祉のまちづくり

【基本目標 4】

利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

【基本目標 5】

地域福祉推進のための人・組織づくり

東風平地区、具志頭地区で開催した地域懇談会の結果を、地域からの意見として掲載します。地域の皆さまからいただいた意見は、類型別に“○（よい点）”と“●（課題や懸案事項）”、“→（付随した意見等）”として取りまとめました。

なお、各地域の年齢区分別の人口を参考として掲載しています。

1. 東風平地区の現況

① 人口

平成 24 年 10 月 1 日現在の東風平地区の人口は 19,653 人です。

年齢区分別人口割合をみると 0~14 歳が 18.9%、15 ~64 歳が 65.2%、65 歳以上が 15.9% となっています。

表 2-20 東風平地区の年齢区分別人口

区分	人口(人)	割合(%)
東風平地区	19,653	100.0
0~14歳	3,707	18.9
15~64歳	12,814	65.2
65歳以上	3,132	15.9
65~74歳	1,494	7.6
75歳以上	1,638	8.3

※住民基本台帳（平成 24 年 10 月 1 日現在）

② 地域懇談会での意見

{ 近所づきあい、近隣間のつながり }

- 毎年、区民運動会と駅伝大会を行っていて、その場が地域コミュニティ形成のきっかけづくりになっている。子供からお年寄りまでみなさん参加します。「あの子は、どこどこの子どもだねー」とか、「あのおじいさんはとても元気だね」とか話しながら世代間交流している。
- 外に出かける際には、声をかけ合っている。
- お隣とのコミュニケーション不足が感じられる。（隣の家とのトラブル等）
- 家にこもっている人が多い。

{ 字・自治会 }

- 字・自治会に加入しない世帯が多くて困っている。
→字・自治会費を滞納する世帯が多く、勧告も効果がなくなって困っている。
- 区画整理事業が進み、人が多くなりつつあるので、字行事等にどう参加させるかが問題。
- 婦人会、青年会、老人会等がない。
→青年会が結成できない。
→青年会がないので、行事の時に困っている。
- 老人会への加入者がなく困っている。
→男性の加入者が少ない。
→役員に任命されるため、会員になる方が少ない。
→老人会の高齢化。
- 老人会が活発になり、地域が活性化している。
→老人会が活発。



- 子ども会に加入しない子どもたちが増えている。
 - スポーツチームに所属している子が多く、子ども会としての行事計画が難しい。
 - 児童生徒が少なく、子ども会の活性化が難しい。
- 字・自治会の行事等に参加しない方が多くて困っている。
 - 共働きの世帯が多く、地域行事等の計画が難しい。また、参加者が少ない。
 - 地域の清掃活動等に参加しない方が多い。
- 字・自治会の役員になりたがらない。
- 放送時のスピーカの音量が大きく、苦情がある。
- 伝統行事が盛んである。
 - 伝統芸能が若い世代に引き継がれて、がんばっている。
 - 地域行事が継承・発展している。
 - 十五夜、綱引き、エイサー、獅子舞、棒術
 - 花笠踊りが引き継がれている。
- 公民館や集会所に学生がたまりやすい。
- 公民館の壁等に落書きが多い。（消してもまた落書きされる）
 - 集会所に落書きが多い。



{ 東風平地区について }

- 歩いていける範囲に、生活必需品が買えるお店が少なくなった。
 - 買い物難民が増えている。（特に高齢者）
- 不法投棄が多い。
 - 定期的なパトロールなどを行い、不法投棄ができない状況をつくる。
- 肥工場から汚物の匂いがし、生活上支障をきたしている。
- 新旧住民のトラブルが増加すると考えられるので、事前にその対策をするべき。

{ 地域内での助けあいやボランティア活動 }

- ひとり暮らしの高齢者へ定期的に声かけをしている。
- 配食ボランティアを立ち上げている。
 - 今後、配食ボランティアを立ち上げたい。

{ 行政への要望 }

- 公園の管理。（ゴミ等について）
- 長田門原公園の工事を急ぎ、八重瀬町北部地域の拠点としてほしい。

{ 環境 }

- 排水が不良で集水口の数が少なく、隣近所でトラブルが発生することがある。
- 地域ボランティア作業に参加している。（草刈等）
- 川の土手に自ら進んでお花を植え、歩行者の気持ちを和ませている。

- ペットの糞を始末しない方が多い。
→ペットの散歩中のマナーが悪い。
- 近くにある堆肥工場から汚物の匂いがし、生活上支障をきたしている。
- 電柱、その他の広告を撤去すべき。

{ 児童福祉 }

- あいさつをしても返事がない。
- 登校時に交通安全指導、あいさつを心がけているが子ども達のあいさつがない。
- 朝の登校時に声かけ運動を行いたいがなかなか実現できていない。
- 小学生が大きな声であいさつをしてくれて、気持ちが良い。
- 夏休みなどの子どもの居場所づくり。
- 午後 6 時を過ぎても遊んでいる子ども達がいるので、皆で声かけをしていく。
- 小学生の大人に対する言葉使いができていない。

{ 福祉サービス、情報 }

- 障がい者になっているが、家族自身が何をどうしたらよいのか分らない。

{ 防犯・防災 }

- 防犯灯が少ない。
→防犯外灯の設置を新規にお願いしているが、予算がないために難しい状況。
- 空き巣被害が多発している。

{ 交通安全 }

- 路上駐車が多くて困っている。
→緊急時に緊急車両が通れずに困る恐れがあるので心配。
→駐車のあり方に問題がある。(違法駐車、車庫前の駐車、狭い道路の駐車など)
- 部落内の交通量が多く、事故の危険性が高い。
→部落内の道路をスピードを上げて走る車が多い。
- 事故の危険性がある場所に、カーブミラーが設置され安全になった。
- 「徐行」や「子どもの飛び出し注意」等の看板を設置してほしい。



2. 具志頭地区の現況

① 人口

平成 24 年 10 月 1 日現在の具志頭地区の人口は 8,470 人です。

年齢区別人口割合をみると、0~14 歳が 14.9%、15~64 歳が 65.9%、65 歳以上が 19.2% となっています。

表 2-21 具志頭地区の年齢区別人口

区分	人口(人)	割合(%)
具志頭地区	8,470	100.0
0~14 歳	1,261	14.9
15~64 歳	5,580	65.9
65 歳以上	1,629	19.2
65~74 歳	713	8.4
75 歳以上	916	10.8

※住民基本台帳（平成 24 年 10 月 1 日現在）

② 地域懇談会での意見

{ 近所づきあい、近隣間のつながり }

- 地域のつながりが希薄になっている。
- 住民間であいさつが少ない。また、あいさつしない方がいる。
- 子ども達が他の地域に居住し、現集落が高齢化している。
- 元気な高齢者の地域活動への参加が少ない。
- ひとり暮らしの高齢者宅の安否が心配。緊急時の対応が難しい。
- 地域活性化につながる行事を開催している。
→地域行事を隣近所で協力し合っている。



{ 字・自治会 }

- 字・自治会へ加入しない世帯が年々増えている。
→加入者が減少し、組織運営が難しくなっている。
→字・自治会費を納めない世帯が多い。（特にアパート等の居住者）
→アパートの場合は、大家が共益費等から支払してほしい。
- 地域での行事が少なく、参加者も少なくなっている。
→地域のふれあいが少ない。
→地域行事へ中間層の参加が少なくなっている。
○ 伝統行事が盛んである。
→港川ハーレー、十五夜、シーヤーマー、エイサー、獅子舞、棒術、ウフデーク
→伝統芸能が盛んである。
- 老人会役員のなり手が少ない。また、加入者も少なくなっている。
→仕事ばっかりしていて、老人会等のコミュニティに参加しない。
→男性の加入者が少ない。
- 婦人会がなく、青年会の会員も少ないので若い人への伝統の継承が心配。
→若い人への伝統の継承がない。
- 子ども会への加入率が減少している。
- マイク放送がうるさい。
- 字・自治会の役員が毎年変わり、役員の引き継ぎが悪く、うまく機能していない。

{ 具志頭地区について }

- 近くにスーパーがなく買い物に困っている。
 - 買い物難民が増加している。(特に高齢者)
 - 身近で買い物ができる場所を充実すべし。
 - スーパー等が少ない。
 - 買い物する場所が遠くて困っている。
- 朝市を何箇所かで開催している。
- 朝市などで農産物等の販売促進を図る。
- 地域の方言が少なくなってきた。
- 海に面しているため、自然環境の景観が良い。
- 自然が多い。
- ふれあいきいきサロンを実施している。



{ 地域内での助けあいやボランティア活動 }

- 地域のボランティアをもっと増やしてほしい。
- 一人暮らし高齢者への見守りが必要。
 - 見守り活動が必要。
- 通り会で、沿道の草花の手入れなどを行っている。
- 老人会の方々が、朝の交通安全指導を行っている。

{ 行政への要望 }

- 転入時に住民課で、字・自治会への加入の呼びかけをする。
 - 字・自治会への加入を行政側で条例制定も必要ではないか?
- 雇用の場の拡大。
- 公共施設の管理及び清掃等の充実。
- 公民館等の広場に遊具などを設置してほしい。遊び場がない。
 - 子ども達の遊び場を考えてほしい。
- 一括交付金等を活用し、防犯灯の増設を行政の責任で、住民の安心・安全を図ってもらいたい。

{ 環境 }

- 不法投棄が多い。
- ゴミ出しのマナーが守られていない。
 - ゴミ収集の時間が遅い。
- ポイ捨てが多い。
- ペットの糞の処理がきちんとされていない。
 - 広場等に糞があり、後始末しない方が多くて困る。
- ペットの吠える声がうるさい。



{ 福祉サービス、情報 }

- 各種団体等との連携がない。
- 緊急連絡網がない。

{ 児童福祉 }

- 登下校時の見守り時、警察との連携が少ない。
- 児童生徒のあいさつ運動の実施。
- 遊歩道の利用を高め、自然に親しませる。
- 高齢者だけでなく、次世代の子ども達のことも大事。
→町の次世代育成計画を充実して、チャイルド・ファースト社会を優先。

{ 緊急通報システム }

- ひとり暮らし高齢者の緊急通報システム導入の条件を緩和してほしい。

{ 防犯・防災 }

- 防犯灯が少ない。
 - いざという時（災害時）の避難場所を知らない人が多い。
 - 地域での防災マップがない。
 - 自主防災組織の結成が必要。
 - 字・自治会で防災訓練が必要。（消火栓、ADL 操作、避難場所へのルートを確認）
 - 災害時要援護者の認定が急務。
 - 避難訓練への参加者が少ない。
- 老人会が防犯・防災のため夜回りしています。



{ 交通安全 }

- 歩道がなく、子どもたちの登下校に支障がある。
- 具志頭交差点の見通しが悪い。
- 事故が起きないか心配な場所がある。
- 通学路の総点検が必要では？
- 片側歩道の改善。
- 子どもの交通マナーが悪い。

{ 移動手段 }

- 通院時の交通手段が不便。
- 高齢者で車の運転ができず、買い物やサークル活動へ行くことが困難。
- 地域活動の場への交通移動手段がない。

3. 各種団体等からの意見

町老人クラブ連合会／町身体障害者協会／就労支援センター野の花／町立保育園（職員）／
町介護支援専門員（町内出身者）／町内保育園（保護者）／町子ども会（各字代表者）／
子育て支援センターぴっぴ／町ファミリーサポートセンター（会員）／町青年会／南部水道企業団
沖縄県農業協同組合具志頭支店／沖縄県農業協同組合東風平支店／島尻消防、清掃組合／
港川漁業協同組合／町役場職員（管理職）／町社会福祉協議会（町内在住職員）

{ 近所づきあい、近隣間のつながり }

- ・地域住民同士の交流の場を増やす。
- ・あいさつや声をかけ合うことが大切。
- ・3世代交流の充実。
- ・友愛訪問。

{ 字・自治会 }

- ・字・自治会費が高い。
- ・老人会や子ども会、青年会へ加入する人が減っている。
- ・地域活動への参加が少ない。
- ・地域リーダーの育成が必要。

{ 八重瀬町について }

- ・八重瀬町は観光地がない。
- ・道の駅の建設の検討。
- ・買物ができる場所が近くにないので困る。

{ 地域内での助けあいやボランティア活動 }

- ・強いインパクトのある呼びかけが必要だと思う。
- ・学生（保育・福祉）のボランティア活動の場の提供。
- ・ひとり暮らしの高齢者の方のごみ出し支援がほしい。

{ 行政への要望 }

- ・土・日・祝日の行政対応（窓口）。
- ・若い方の認知症に対する支援（デイケアサービスや生きがいづくりの場など）。
- ・役場職員はもっと親身になって話を聞いてほしい。

{ 社協への要望 }

- ・社協は各字を巡回して福祉の役割等を理解させる。

{ 環境 }

- ・車イスの通行ができる道路の整備。
- ・公共施設の整備をきちんとしてほしい。
- ・家畜等の臭い問題。

{ 福祉サービス、情報 }

- ・町民が受けることのできるサービスの情報提供。
- ・情報提供の充実。
- ・福祉勉強会などを開催してほしい。
- ・広報誌の配布を全世帯にするべきだと思う。

{ 児童福祉 }

- ・八重瀬町は子育て支援体制が遅れているので、他市町村などから学ぶべき。
- ・子育て支援環境の整備を強化してほしい。
- ・子育てサロンやサークルを作つてほしい。
- ・子育て支援センターぴっぴ、部屋が狭すぎる。
- ・児童館や公園の充実。
- ・認可保育園を増やしてほしい。

{ 障がい者福祉 }

- ・社会参加の場を広げてほしい。
- ・土・日に過ごせる場所がほしい。

{ 防犯・防災 }

- ・夜間パトロールを実施してほしい。
- ・街灯が少ない。
- ・緊急時に一時保護できる場所の確保。
- ・避難場所が分からないので教えてほしい。

{ 交通安全 }

- ・カーブミラーの設置をしてほしい。
- ・路上駐車が多くて困っている。
- ・横断歩道を増やしてほしい。

{ 移動手段 }

- ・高齢者の外出支援（病院や買物など）。
- ・ミニデイなどに通いたいが、そこまで行くことができない。

{ その他 }

- ・戦争が終わって67年。まだまだ戦争体験者がおられますので、体験記録を募集してほしい。
- ・現在の福祉状況がわからない。

第3章

基 本 構 想

第3章 基本構想

第1節 基本理念

地域福祉の推進は、「すべての町民が住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らしていくことができる」という地域社会をめざすものとしています。

地域の中で安心して暮らしていくために、住民同士の支えあい、助けあい等の主体的な活動や行政、事業所及び関係団体等が連携、協働することで地域の生活課題を解決する仕組みを創ることが期待されています。

そこで、本計画の基本的な理念を以下に示します。

基本理念

地域住民を主体として、結の心で支えあうふれあいのまちづくり

第2節 基本視点

基本視点1 住民参加

相互扶助の意識を深めた、住民参加を主体とした地域福祉活動の推進

基本視点2 住民・地域の連携と相互支援による地域福祉の展開

住民や地域がそれぞれの立場で、連携、協力するとともに相互に支えあいながら地域に暮らす、すべての町民がかかわりを持ち、見守り、ゆとりと安心感に支えられた協働社会の形成。

基本視点3 地域単位の設定による福祉の展開（福祉地区の設定）

町民の日常生活圏域との整合性を図りながら地域を単位とした地域福祉の施策展開。

基本視点4 サービスの総合的、体系的な提供

町民一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの円滑な提供を行うため、行政、地域、住民、サービス提供事業者等とのパートナーシップを構築し、総合的で体系的なサービス提供体制の確立。

第3節 計画がめざす将来像

本町では、土地区画整理事業により伊覇地区の開発が急速なスピードで進み、人口増加が予測以上に高まり、今後もこの状況は続くと予想されています。商業施設や住宅、アパートも増え、地域ネットワーク形成も追い付かない状況です。それに伴い、保育環境や子育て環境の整備が急務となっております。また、町内の要援護者（孤立・虐待・DV）等の支援や災害地の避難対策についても整備が必要です。私たち町民は、子育てしやすく、学びやすく、働きやすく、老後を過ごしやすい、活力に満ちた八重瀬町を創り、物質的豊かさのみならず、精神的豊かさをも実感でき、次の世代に確実に引き継がなければなりません。

そこで、八重瀬町の地域福祉（活動）計画として、安心できる高齢化・少子化時代の福祉の充実と核家族化に伴う子育て環境支援のための整備並び要援護者情報の共有と支援、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制を図るため、八重瀬町地域福祉（活動）計画で目指す将来像を次のとおり描きました。

結の心を大切にし、支えあい、一人ひとりが生きいきと暮らせるまち

この将来像は、「地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等にかかわりなく、その人らしく、安心のある生活がおくれるように、地域社会全体で支えあう」ことを表すものです。

第4節 将来像を実現するための基本目標

町民が抱える生活全般にわたる課題を整理し、福祉の視点からそれぞれの課題に対する取り組みの方向を検討しました。その作業過程で提案された取り組みの方向を分類し、自然と共生した安全・安心なまちづくり、協働の心でつくる町民が主役のまちづくり、交流と支えあいの地域づくり、いのちを育む教育文化のまちづくり、分かりやすい情報のしくみづくりの5つが重要であることがわかりました。

のことから、地域福祉（活動）計画で目指す将来像「結の心を大切にし、支えあい、一人ひとりが生きいきと暮らせるまち」を実現するための基本目標を次の5つに設定しました。

第4節 基本目標

基本目標1 調和のとれた安全・安心なまちづくり

ユニバーサルデザインの視点で、バリアフリー整備を推進するとともに、災害時における要援護者支援を含めた防災対策や防犯対策の充実を図り、安全と安心のある地域づくりに取り組みます。

基本目標2 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、町民の自主的・主体的な地域福祉活動が欠かせません。町は、その基盤整備として、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、町民と協働して取り組みを進めています。また、保健福祉の相談体制など地域福祉推進の体制づくりを町民との対話を図りつつ進めています。

基本目標3 結の心で支えあう健康・福祉のまちづくり

地域に住む住民同士が子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ることで、自分らしく生き生きと暮らし、みんなが手をつなぎ支えあい、助けあう地域社会をつくります。また、住民や地域の福祉推進団体等を中心にネットワークづくりを進め、地域の問題を地域で支え合い解決できるようなまちづくりを進めます。

基本目標4 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

地域で自分らしく安心して暮らすことを誰もが望んでいます。そのためには、分かりやすく正確な情報を必要な人が必要なときに利用して自己決定できると共に、安心して自らの情報を発信が必要です。このような情報を共有するしくみづくりに取り組みます。

基本目標5 地域福祉推進のための人・組織づくり

各地域には、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動を担う役職者が配置されています。この役職者らへの研修等の強化を図り、地域にみられる福祉課題を解決するための活動に中心となって取り組んでいただくための支援に取り組みます。また、地域住民の誰もが地域福祉活動に参加するよう、地域内の団体組織のリーダー等の研修に取り組みます。

地域福祉を推進する上では、町社協の役割が極めて重要となります。福祉活動を主体とした、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくためにも、町社協の存在意義や事業等への町民の理解を促進しつつ、町社協組織を強化・発展させていきます。

第5節 施策の体系

I 調和のとれた安全・安心なまちづくり

I－1 生活環境整備の推進

I－1－1 バリアフリー整備の推進

I－1－2 移動交通手段の充実

I－2 防犯・防災対策の充実

I－2－1 防犯対策の強化

I－2－2 災害時要援護者支援対策の充実

I－2－3 地域防災体制づくりの推進

II 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

II－1 住民参加型事業の推進

II－1－1 住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援

II－1－2 配食サービスの推進

II－1－3 ミニデイサービスの推進

II－1－4 子育てふれあいサロンの推進

II－1－5 障がい者への支援の推進

II－2 地域交流とコミュニティ活動強化の推進

II－2－1 地域住民、当事者、他関係機関との地域課題の把握と共有

II－2－2 地域福祉活動への参加の仕組みづくり

II－2－3 自治会活動やボランティア団体等各種コミュニティ活動の支援

II－2－4 自治会への加入促進

II－3 当事者の組織化推進と活動の支援

II－3－1 当事者福祉団体の推進

(1) 老人クラブ活動の活性化支援

(2) 身体障害者協会の活動支援

(3) 母子寡婦福祉会の活動支援

II－3－2 当事者団体の活動支援

III 結の心で支えあう健康・福祉のまちづくり

III-1 結の心で支えあう活動の推進

III-1-1 見守り・緊急対応の仕組みづくりの推進

III-1-2 小地域における助けあい活動の推進

III-2 福祉教育の推進

III-2-1 子ども対象の福祉教育の推進

(1) 人権教育の推進

(2) 福祉教育推進校指定事業の推進

III-2-2 大人対象の福祉教育の推進

(1) 各種教室や講習会、講演会の開催

(2) 地域懇談会の開催

(3) 町行事等での福祉教育やPR活動の推進

III-3 推進基盤の確立

II-3-1 地域福祉推進資源・財源の強化

II-3-2 職員の資質向上

II-3-3 研修制度の強化、専門職員の配置・育成

IV 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

IV-1 相談支援の充実

IV-1-1 相談体制の確立

(1) 相談窓口の周知

(2) 利用しやすい相談窓口の整備拡充

IV-2 情報伝達・共有の仕組みづくり

IV-2-1 情報提供体制づくりの推進

IV-2-2 情報バリアフリー化の推進

IV-2-3 情報を共有する仕組みづくりの推進

IV-3 権利擁護体制の推進

IV-3-1 苦情解決の仕組みづくりの推進

IV-3-2 権利擁護の仕組みづくりの推進

IV-3-3 虐待防止の仕組みづくりの推進

V 地域福祉推進のための人・組織づくり

V- 1 地域福祉推進のための人づくり

V-1-1 地域福祉を担う役職者の人材育成強化

- (1) 民生委員・児童委員の養成と研修強化
- (2) 障がい者相談員の養成と研修強化
- (3) 地区推進員の養成と研修強化

V-1-2 各組織団体等のリーダーの養成

V-1-3 地域福祉を担う人材の育成支援

- (1) 団塊世代の地域福祉活動への参加の促進
- (2) 青少年育成を通じた早期からの地域活動への参加の促進

V- 2 八重瀬町社会福祉協議会の強化・発展

V-2-1 八重瀬町社会福祉協議会の認知度向上

V-2-2 自主財源の確保

V-2-3 八重瀬町社会福祉協議会組織の基盤強化

- (1) 方針決定体制と事業執行体制
- (2) 職員の専門性など資質向上
- (3) 広域的連携の推進
- (4) コミュニティソーシャルワーカーの配置

第4章

各論（施策の推進方策）

第4章) 各論（施策の推進方策）

※第4章について

第4章「各論」では、前章で述べた基本理念と基本目標を受けて、「町」と「町社協」と「町民」のそれぞれが実施する取り組みについてまとめました。第4章の具体的な見方については以下のとおりです。

●第4章の見方

【 基本目標 】

本計画の基本目標を示しています。

【 主要施策 】

基本目標の達成主要施策
を示しています。

1. 調査のとれた安全・安心なまちづくり

16. 1-31

如上圖所示，當一個子系統的執行結果為空時，則該子系統的執行時間為零。這就是說，當子系統的執行結果為空時，其執行時間為零。

【 推進の方向 】

【推進の方向】
基本方針を受けて、目指すべき推進の方向を示しています。

※推進の方向内容によつて（ ）として小見出しを設けている箇所もあります。

[=] = [] クリップアート・素材の推薦

町の歴史

- ◆ 情感放大：焦虑的根源，就是不能正确地面对自己的情绪。

町社協の取組み

- ◆ 請依循以下的步驟，一步一步地完成，才能順利地完成。
 - ◆ 在進行各項操作時，請依循各項說明文字，並依照說明文字的步驟來進行。
 - ◆ 在進行各項操作時，請依循各項說明文字，並依照說明文字的步驟來進行。

四庫全書

- ◆《人民日报》刊文指出：要“把思想统一到胡锦涛同志重要讲话精神上来，把力量凝聚到完成今年的各项目标任务上来”。

政治關係團體の敗北

- ◆ 例題：某地有 1000 個家庭，其中 10% 的家庭有 2 個孩子，20% 的家庭有 3 個孩子，30% 的家庭有 4 個孩子，40% 的家庭有 5 個孩子。求該地所有家庭的孩子總數。

[善法事業]

正方參數	規則 規範	II.1	II.2	II.3	II.4	II.5	規律
公共財貨的經濟性與社會性：制度推進	規範					規律	上層統治者對公私財貨 之不應設置 及代價之分派
公共財貨：制度之公私財貨	規範	規律	上層統治者 之公私財貨	規律	規律	規律	上層統治者 之公私財貨 之公私財貨
財貨的經濟性與社會性：制度推進	規範						規律 上層統治者 社會財貨
財貨的經濟性與社會性：制度推進 社會財貨	規範		規律	規律	規律	規律	上層統治者 社會財貨 社會財貨

【推進事業】

【推進事業】
目指すべき推進の方向を
達成するための推進事業
を示しています。

【評估指標】

【計画指標】
町民意識調査や関連する
計画等を基に、計画達成
度の指標として示してい
ます。

I. 調和のとれた安全・安心なまちづくり

I-1 生活環境の整備の推進

基本方針

地域で暮らすすべての人が、安心して快適に暮らし続けることができるよう、生活環境や公共機関との連携によるバリアフリー化を促進するとともにユニバーサルデザインによる誰もが生活しやすいやさしいまちづくりを推進します。住民や字・自治会が主体的に参加するまちづくりや美化活動を促進し、住みよい住環境づくりを推進します。

I-1-1 バリアフリー整備の推進

町の取組み

- ◆不特定多数の人が安心して快適な利用ができるバリアフリー化や広く利用者の声を反映したユニバーサルデザインを取り入れた公共施設、新庁舎建設を推進していきます。

町社協の取組み

- ◆地域におけるバリアフリーチェックと改善提案への支援を行います。
- ◆バリアフリー・ユニバーサルデザイン等の住民向け学習会の開催を実施、支援します。
- ◆高齢者や障がいのある人の疑似体験などの学習会を開催して町民自身がバリアフリー化やユニバーサルデザインに対する認識を高めていくよう推進していきます。

町民の取組み

- ◆障がい者専用に駐車しない、点字ブロックをふさがないなど町民自身がバリアフリーに対する認識を高め生活環境のバリアフリーに対する提案をしていきます。

福祉関係団体の取組み

- ◆医療、介護施設等の福祉関係団体の建物はユニバーサルデザインを取り入れた不特定多数の人が安心して快適な利用ができるバリアフリー化を進めています。

【推進事業】

年度	事業	新規・継続	112.5	112.6	112.7	112.8	112.9	推進主体
公共公益施設のバリアフリー化の推進	継続						→	総務課 まちづくり計画課 土木建設課 社会福祉課
バリアフリー化ガイドラインの作成	継続						→	まちづくり計画課 社会福祉課
町営住宅のバリアフリー化の促進	継続				→			総務課 土木建設課 社会福祉課
ユニバーサルデザインの情報提供啓発活動	継続		→				→	町民的取り組み 社会福祉協議会

【評価指標】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
町のバリアフリー整備が充実していると思う人の割合	障がい者計画及び 障がい福祉計画	%	—	20

町の取組み

- ◆高齢者や障がい者、要援護者が買い物弱者にならないよう、いつでも気軽に利用できる移動交通手段の整備を図ります。
- ◆公共交通機関や道路及び歩行空間等の整備の充実に努めます。
- ◆未整備な歩行者空間等の道路は、安心安全な歩行空間が確保できるよう歩道整備を推進します。

町社協の取組み

- ◆民生委員・児童委員との町内危険箇所点検や関係機関と連携しながら通学路や日常生活道路における危険箇所等の把握に努め、交通安全付帯施設等の設置を要請します。
- ◆買い物弱者の増加等の問題を解決するための方策を推進していきます。
- ◆福祉用具貸出事業等の充実を図り、要支援者の支援を行います。

福祉関係団体の取組み

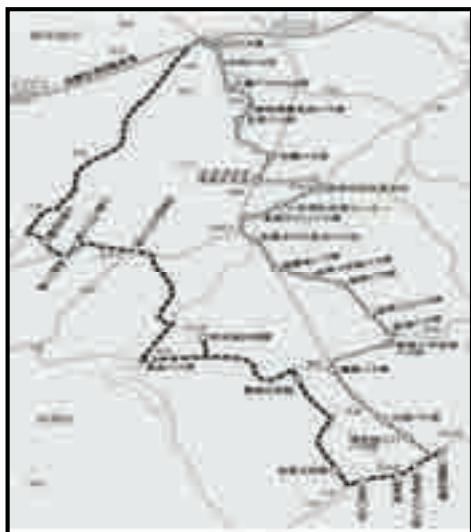
- ◆高齢者や障がい者、要援護者等の買い物弱者の支援に努めます。

【推進事業】

重 点 事 業	新規・継続	II 2 5	II 2 6	II 2 7	II 2 8	II 2 9	推進主体
道路や建物の福祉のまちづくりの推進	継続				➡	➡	まちづくり計画課 社会福祉課
送迎バス活用モデル事業の推進	継続				➡		社会福祉課
介護機器貸出事業	継続				➡		社会福祉協議会

【評価指標】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
あなたがお住まいの地区の環境（交通の利便性）について良いと思う人の割合	町民意識調査	%	23.2	30



I－2 防犯・防災対策の充実

基本方針

防犯、防災活動へ取り組みに積極的な参加を呼びかけながら防犯、防災意識の高揚を図るとともに、自主防犯組織の育成や関係機関等との連携を強化し地域が一体となった夜間パトロールや声かけ運動の推進により犯罪等の未然防止に取り組みます。台風、地震、津波等の自然災害時の被害を未然に防ぐため、「八重瀬町防災計画」に基づく防災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

I－2－1 防犯対策の強化

町の取組み

- ◆見守り活動、防犯パトロール等、地域住民や関係団体の協力を得ながら、地域の防犯活動を推進します。
- ◆青少年を非行や事件・事故から守り社会を明るくする町民大会で地域の子は、地域で守り育てる機運をよりいっそう高めていきます。
- ◆警察、その他の関係機関と連携を図りながら、防犯に関する情報を提供し、町民の防犯に対する意識の高揚を図ります。

町社協の取組み

- ◆振り込め詐欺や悪徳商法の被害を受けないよう、防犯に対する知識を講演会等で高め予防的事業を行政と連携しながら推進します。
- ◆各地域で実施されている防犯活動（朝の交通安全指導、PTA 見守り活動等）の支援に取り組みます。

町民の取組み

- ◆町の主催する各種防犯対策集会や大会等に積極的に参加します。
- ◆防犯に関する情報収集と住民間での情報を共有できるように努め、防犯意識の高揚を図ります。
- ◆地域での見守りや防犯パトロール等に積極的に参加し、安全・安心な地域づくりをめざします。

福祉関係団体の取組み

- ◆職場内でも地域での見守りや防犯パトロール等に積極的に協力し、安全・安心な地域づくりをめざしていきます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
交通安全・防犯対策事業	継続				町民大会等による啓発		総務課
子ども遊び場危険箇所点検事業	継続					危険箇所の整理・洗浄、改善張り紙	社会福祉課 社会福祉協議会
地域コミュニティネットワーク事業	継続				講演会、地域の方の活動紹介		社会福祉課 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
あなたがお住まいの地区（字・自治会）の環境（防犯・防災）について良いと思う人の割合	町民意識調査	%	9.1	15

町の取組み

- ◆災害時要援護者等の対応マニュアルの作成に取り組みます。
- ◆障がいのある町民や高齢者等の要援護者の迅速な避難誘導が行えるように、各字・自治会を中心とした近隣住民との協力関係に基づく支援体制を確立します。
- ◆平常時から関係各課や福祉関係者との連携を図り、要援護者情報については、共有体制を図ります。

町社協の取組み

- ◆要援護者の把握を目的に、民生委員・児童委員等と協力して要援護世帯の名簿作成し、災害時に備えた対策を図ります。
- ◆災害時にご近所の方（支援者）が事前に登録された要援護者の安否確認などを行う仕組みづくりに取り組みます。

町民の取組み

- ◆地域の要援護者を把握するため、災害時に支援ができるよう日頃から隣近所とコミュニケーションを図ります。
- ◆要援護者自身も災害への自己意識を高め、支援者や地域住民との連携を深める等、災害に負けない環境作りに努めます。

福祉関係団体の取組み

- ◆災害時に支援ができるよう日頃から職場内で何ができるかなどについて検討し、避難誘導や避難誘導等の支援や要援護者情報共有に取り組みます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
災害時要援護者台帳の整備と情報の共有化	継続				➡		社会福祉課 社会福祉協議会
要援護者見守りネットワーク事業	継続				➡		社会福祉課 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
要援護者の災害時の避難場所の認知度の割合	障がい者計画及び 障がい福祉計画	%	16.9	30

町の取組み

町社協の取組み

- ◆ 日頃から町と町社協は連携し、町民の防災意識の高揚を図る啓発運動を推進し、防災マップ等を活用して地域の避難場所の周知に努めるとともに、地域ごとの避難訓練等を実施します。
- ◆ 町と町社協は連携し、町民の防災意識向上のため、自主防災組織の活動を推進し、地域住民相互による迅速な救援活動を行うことができるよう小地域ごとの救援体制の確立を支援します。
- ◆ 町と町社協は連携し、地域住民と連携し災害時における避難誘導の支援を行うとともに、被災者の救護活動への協力をを行う体制づくりに取り組みます。
- ◆ 消防、警察署並びに関係機関との連携を図り、防災ボランティアの育成に関わる取り組みを行います。
- ◆ 町と町社協は協働し地域における災害マップや災害時要援護者等の対応マニュアルの作成をします。

町民の取組み

- ◆ 防災に関する情報収集と住民間での情報を共有できるよう努め、日頃から生活需品の備蓄や防災グッズを揃え、非常時に備えます。
- ◆ 地域での避難訓練や災害ボランティア活動に参加し、災害が起きたときに必ず対応することができる地域づくりをめざします。

福祉関係団体の取組み

- ◆ 日頃から、施設内でも入居者やサービス利用者の災害時の避難経路や避難訓練を実施し、災害が起きたときに最小限に被害を抑制する環境を整えます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	112.5	112.6	112.7	112.8	112.9	推進主体
八重瀬町地域防災計画	継続					実行計画見直し計画策定着手	総務課
ハザードマップ更新事業	継続					現況調査実施終了報告	総務課
防災行政デジタル無線施設整備事業	継続					無線通信網構築着手	総務課
防災備蓄品備蓄事業	継続					現状把握着手	総務課
ヤハラティックネットワーク事業	継続					認定登録申請着手	社会福祉課 社会福祉協議会
防災講演会・講習会事業	継続					現状把握着手	社会福祉課 社会福祉協議会
防災だより発刊事業	継続					現状把握着手	社会福祉協議会 総務課 社会福祉課

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
地区（字・自治会）において指定された災害時の避難場所を知っている人の割合	町民意識調査	%	22.9	50

II. 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

II-1 住民参加型事業の推進

基本方針

ともに生き、ともに支えあう住民参加型福祉社会の実現に向けて、住民参加による在宅福祉サービス活動の育成やネットワーク化、各種資料の作成やシンポジウムの開催、住民参加型在宅福祉サービス団体への支援等、町内における活動の普及拡大を図ります。

II-1-1 住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援

町の取組み

- ◆各字・自治会の行事等、住民参加型事業を推進します。これらの企画・運営等には、適宜、住民や当事者が参加、あるいは主体となって事業の企画・運営・実施に至るまで一貫して行えるように側面的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ◆地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会所や公民館等の施設整備・充実を図るとともに、身近なコミュニティ施設の自主管理を促進します。

町社協の取組み

- ◆地域コミュニティネットワーク事業を通してコミュニティソーシャルワーカーが住民参加型地域事業の企画・運営・実施に至るまで住民や当事者が一貫して行えるよう支援します。

町民の取組み

- ◆町社協のコミュニティソーシャルワーカーの支援を得ながら、字・自治会事業を通して地域住民が協力し、住民自治に基づいた活動や地域における助け合い活動の立ち上げ、組織化等、コミュニティ活動の活性化等に向けた取り組みを進めていきます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
集会所や公民館等の施設整備・充実	継続				■		総務課 社会福祉課 児童家庭課
地域コミュニティネットワーク事業の推進	継続				■		社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	実施主体	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
サロン等の集える場の整備	社会福祉協議会	箇所	10	15

町の取組み

- ◆配食サービス事業の運営充実強化を図る為、社協と連携を図りながら推進していきます。

町社協の取組み

- ◆在宅一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、あるいは障がい者世帯を対象に、配食サービスを実施しバランスの良い食事を摂ることによって、健康の維持・向上につながるとともに安否確認やボランティアとのふれあいで地域とのコミュニケーションも図ります。
- ◆配食を行なうボランティア等の養成・確保に努め、交流会等を実施しながら緊急時にスムーズな対応ができるように支援していきます。

町民の取組み

- ◆配食サービスにボランティアとして積極的に参加します。
- ◆緊急時に対応できるように、常日頃から町や社協と連携を密にします。

福祉関係団体の取組み

- ◆配食サービス事業の調理委託を受けている事業者として、衛生面や栄養面等に気をつけ、決まった時間で調理を終え、利用者の在宅生活リズム（昼食時間）が整えるよう支援していきます。

【 推進事業 】

重点事業	新規・継続	11月 12月 1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月	9月 10月 11月 12月 1月	推進主体
地域生活支援事業（配食サービス）	継続			➡ 受取者登録・安否確認	社会福祉課 社会福祉協議会
配食サービス利用者とボランティアの集い	継続			➡ 配食サービス利用者等の集合会	社会福祉協議会
緊急時の対応等の研修会の実施	継続			➡ 緊急時対応等の研修会の実施	社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
地域生活支援事業（配食サービス）を知っている人の割合	町民意識調査	%	24.6	30



町の取組み

- ◆ミニデイサービス事業は、地域の福祉力の充実と高齢者の行き場づくり、引きこもりの解消に効果があるため、活動の活性化・拡充が可能となるような支援に努めます。

町社協の取組み

- ◆地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、シルバーボランティア、住民団体等と連携し、ミニデイサービス事業の魅力ある活動を展開していきます。
- ◆実施箇所の増加を図り、高齢者が気軽に参加できる環境を整えます。

町民の取組み

- ◆「ミニデイサービス」にボランティアとして積極的に参加します。また、高齢者が歩いて参加できるよう小地域での開催と運営、高齢者の居場所づくりを検討します。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
ミニデイサービス事業の推進	継続				→		社会福祉協議会 社会福祉課
福祉レクリエーション研修会等の開催	継続				→		社会福祉協議会

（注）11月スケジュール
（左）ミニデイサービス事業の推進
（右）福祉レクリエーション研修会等の開催

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
ミニデイサービス事業実施地区数	社会福祉協議会	字	29字	33字 (全地域)



町の取組み

- ◆子育て中の親と子の交流や仲間づくり、情報交換や子育て学習等を通じて、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を推進します。
- ◆子育て支援活動の側面的な支援を行います。
- ◆地域の中での世代間交流と子育てサロンの交流の場づくりを支援します。

町社協の取組み

- ◆地域の子どもは地域で守り育てるための地域子育てサポート体制づくりを支援します。
- ◆地域で活動する子育てボランティア、NPOとの連携を図ります。

福祉関係団体の取組み

- ◆子育て中の親と子へ場所を提供し交流や仲間づくりに積極的に関わり、情報交換や子育てを支援していきます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
子育てふれあいサロンの推進	新規						児童家庭課 社会福祉協議会



町の取組み

- ◆障害者本人や要援護者、周囲の人からの障害者虐待に関する疑問や悩みなど、様々な相談を受けつけ必要な支援を行ないます。
- ◆地域の障がい者の方々を対象に、地域住民、ボランティアや福祉関係者等との交流を支援します。
- ◆町内外の福祉・保健・医療・教育関係機関と連携を密にし、情報把握と施策の充実を図ります。
- ◆町内の障がい者の現状把握・支援ニーズの適切な対応を推進するため、社会福祉士等専門性の高い職員の確保および研修等を通じた人材の育成を図ります。
- ◆町広報等を利用し、支援制度やサービスに関する情報発信を図ります。

町社協の取組み

- ◆社協だよりやホームページを通じて、支援制度やサービスに関する情報発信を図ります。
- ◆障がい者の立場を町民が理解し、ともに支えあう地域づくりのため、各種講座や講話、研修を実施し、支援します。

町民の取組み

- ◆障害者虐待防止法で国民に通報が義務化されたことにより、虐待を受けたと思われる障がい者を見たら市町村障害者虐待防止センター等へ速やかに通報します。
- ◆障がいをもつすべての方と、地域に暮らす主体者として、ともに支えあっていきます。
- ◆特別な配慮を要する障がい者等とのかかわりや支援を行なう際に、必要に応じて各種講座や研修に参加します。

福祉関係団体の取組み

- ◆福祉・保健・医療・教育関係機関と連携を密にし、配慮を要する障がい者等の支援を行います。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
障がい者社会参加促進事業	継続				➡	各種講座の実施(自己、松原、吉道)	社会福祉協議会 社会福祉課
福祉情報のバリアフリー化の推進	継続				➡	音字、音読みの普及	社会福祉協議会 社会福祉課

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
障がい者社会参加促進事業の周知	町民意識調査	%	9.2	15

II-2 小地域活動の推進

基本方針

字・自治会を中心として、老人会、婦人会、子ども会、青年会等の地域団体をはじめ商工会、農業、漁業組合が地域で密着した組織という特性を生かし地域福祉活動の推進役として広い範囲で人ととの結びつきを強めるコミュニティ活動を推進していきます。

II-2-1 地域住民、当事者、他関係機関との地域課題の把握と共有

町の取組み

町社協の取組み

- ◆町と町社協が連携を取りながら、地域のニーズを把握する事業（アンケートや総合相談、地域懇談会等）の企画を定期的に開催します。また、民生委員・児童委員、地区推進員ら地域の代表者主導の懇談会を開催することができるよう支援していきます。
- ◆町の窓口やホームページ等の活用により広聴活動の充実、強化を図ります。
- ◆町と町社協が連携し地域住民への福祉意識に対するアンケートや地域懇談会等を実施します。また、ふれあいプラザ相談所と連携しながら地域ニーズの把握に努め、地域住民が各地域の実情に応じて、将来を見据えた話し合いや活動への取り組みを検討することができるよう支援します。
- ◆コミュニティソーシャルワーカーを配置して人と人の結びつきを強めるコミュニティ活動を推進していきながら、地域課題の発見やその解決に向けた取り組みにつなげます。

町民の取組み

- ◆地域懇談会や集会に積極的に参加して、地域福祉の課題を把握し、住民同士話し合いながら共有化を図り、解決策を検討していくような体制づくりに取り組みます。

福祉関係団体の取組み

- ◆サービス利用者等の課題を掘り起こし、関係機関に情報の共有化を図り、課題解決に向けた環境づくりにつなげていきます。

【推進事業】

重点事業	新規・継続	II25	II26	II27	II28	II29	推進主体
地域福祉懇談会の開催	継続				➡		社会福祉課 社会福祉協議会
地域コミュニティネットワーク事業の推進	継続				➡		社会福祉協議会 社会福祉課

【評価指標】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
近所に住むものが助け合うのは当然と思う人の割合	町民意識調査	%	36.3	40
地域福祉懇談会等の開催	社会福祉協議会	回	—	5回 (年1回)

町の取組み

町社協の取組み

- ◆公民館等で実施している小地域福祉事業を推進し、住民や当事者が参加、あるいは一体となって事業の企画・運営実施に至るまで一貫して行なえるように側面的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ◆住民一人ひとりが高齢者や障がいのある方、あるいは子育て家庭等の支援活動に参加することができるよう、地域住民の一体感を高め地域の活性化につながるよう組織的かつ継続的に展開できるよう支援します。
- ◆配食サービス、音訳サークル、手話サークル等、住民参加型の各種事業、各種団体を支援しながら、それらの活動を通して地域活動への参加につながる仕組みづくりを進めます。
- ◆身近なことからボランティア活動をはじめていくことができるよう、福祉教育、体験学習を通して地域福祉活動に取り組む啓発活動を推進します。

町民の取組み

- ◆あいさつ運動を推進しながら地域福祉活動への参加につなげます。

福祉関係団体の取組み

- ◆町や町社協の支援を得ながら、地域住民で協力して地域における助け合い活動の立ち上げや組織化等、コミュニティ活動の活性化に繋がる取り組みに参加します。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
各種福祉団体事業の支援、協力	継続					→ 環境整備事業、防災会議事業、講座事業	社会福祉課 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
現在、清掃活動や地域行事等の地域活動に参加している人の割合	町民意識調査	%	46.6	50

町の取組み

- ◆広報誌やホームページ等で各種ボランティア団体の活動状況等の情報提供に努めるとともに字・自治会の行事を支援しながら、ボランティアの募集や、ボランティア参加のきっかけづくりなどの啓発活動につなげます。
- ◆地域で気軽に集まる場や地域福祉活動をより活性化していくための場づくりとして、字・自治会・公民館や集会所等、各公共施設の利用状況やスペースを考慮しながら、地域住民のコミュニケーションや情報交換を行なえる場としての利用を検討していきます。
- ◆多くの町民の参画によって活動拠点づくりができるよう、字・自治会を中心とした関係団体、老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会等と相互連携できるような人材の育成や確保に努めます。

町社協の取組み

- ◆各種ボランティア団体のリーダー等を対象に研修会や講演会を開催し、各団体活動の活性化につなげるよう支援していきます。
- ◆社協職員の専門性を生かした人と人を繋げるネットワーク構築のアイデアを提案しながら、各字・自治会の人が集う事業を通して、より良いコミュニティネットワーク形成に繋げて支援、協力していきます。
- ◆多くの町民が、参加できるような気軽に集まれる場の運営方法等に関する情報提供や専門的立場からのアドバイスを行い、支援していきます。

町民の取組み

- ◆字・自治会内のお祭りやスポーツなどのイベントを通して、地域住民同士の交流の場づくりに取り組み、あいさつ運動を推進しながら顔が見える関係をつくりあげます。
- ◆字・自治会や他のボランティア団体と連携しながら、参加者を増やすためのきっかけづくりや、活動中の課題や問題等の解決策について検討していきます。
- ◆町や町社協と連携を図り、福祉活動推進のための支援を受けながら、日頃から顔を合わせ機会の少ない世代間の交流に積極的に参加して、誰もが楽しく気軽に集える場をつくっていきます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
字・自治会行事の支援と協力	継続					➡	社会福祉課
各種団体への支援とボランティア活動の人材強化	継続					➡	社会福祉協議会

[施設整備、地域交流事業、講習の実施]

[ホシワ イベント開催の実施と人材育成]

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
現在、地域行事等に参加している人の割合	町民意識調査	%	46.6	50
現在、ボランティア活動に参加している人の割合	町民意識調査	%	9.1	15

町の取組み

町社協の取組み

- ◆町や社協の広報誌やチラシ、ホームページ等を利用して字・自治会の活動を紹介しながら、他の地域で様々な参考になる情報や楽しさを伝え、字・自治会に加入をする住民が増えるよう支援していきます。
- ◆多くの地域住民が集まるまつりや地域イベントを有効な宣伝の場として活用できるよう魅力ある行事の企画、運営について支援していきます。

町民の取組み

- ◆積極的に字・自治会活動に参加して、字・自治会内で顔が見える関係をつくりあげます。
- ◆字・自治会に加入することで様々なメリットがあることを新住民に伝え、一人でも多くの方に加入いただき、皆で快適で住みやすい地域社会をつくっていきます。
- ◆転入・転居の多い時期に「加入へのお誘い」というチラシ等を転入者に配布するなど、勧誘活動を推進していきます。

【推進事業】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
字・自治会の広報活動の支援と協力	継続					→ 町広報、社協がたり、HP等の活用	全庁的取り組み 社会福祉協議会

【評価指標】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
字・自治会へ加入している人の割合	町民意識調査	%	69.2	75



II-3 当事者組織化推進と活動への支援

基本方針

高齢者や障がいのある方等の要援護者は、単なる保護される対象者ではなく、生活の主体者です。自立とは、当事者自らが生活の課題を認識し、その解決に向けて主体的に働きかけ、自らの生活のあり方を自らの意思で決定していくことにはかなりません。こうした自立力を高める過程を支援する考えに基づき、当事者同士の組織化を推進し、当事者が自立力を高められる互助活動を支援していきます。

II-3-1 当事者福祉団体の推進

(1) 老人クラブ活動の活性化支援

町の取組み

町社協の取組み

- ◆「老人クラブ」の一層の啓発を行い、加入率の向上や役員等の後継者育成支援を目指します。
- ◆自主的運営を尊重しつつ、元気で活発的な高齢者を一つの社会資源としてとらえ、自立的な活動の重要性を啓発し、地域にみられる福祉課題の解決に向けた取り組みを推進していきます。
- ◆高齢者の生きがいと健康づくりに寄与している老人クラブ活動を支援し、地域の高齢者を元気にして町の医療費削減につなげます。

町民の取組み

- ◆「老人クラブ」活動意義等を理解し、積極的に加入するよう努めます。また、会員は活動の活性化のためにも会員の加入増に努めます。
- ◆地域貢献を取り入れながら、会員すべてが楽しく参加しやすい老人クラブ活動を目指していきます。

(2) 身体障害者協会の活動支援

町の取組み

町社協の取組み

- ◆社会参加を促進する事業など会員親睦を図るための行事を支援し、生きがいづくりや仲間づくりなど、自立活動の支援に努めます。
- ◆会員の方々が共通して抱える課題について、会員同士が互いに援助しあうことで、精神的な癒いや励ましとなり、会員自身の問題解決に役立て、豊かな生き方を求めていくことにつながる活動を支援します。
- ◆社会的に不利益をこうむっていると感じる状況や、不十分な施策（各種支援制度、公共道路等の生活環境）を改善するため、社会（行政等機関、町民の方々等）への働きかけを行います。

(3) 母子寡婦福祉会の活動支援

町の取組み

町社協の取組み

- ◆県母子寡婦福祉会の研修や行事等の活動を支援します。
- ◆会への加入率向上に努めるとともに、町母子会の会員に対して母子及び寡婦の福祉に関する制度の周知徹底を行い、自立活動の支援に努めます。

町の取組み

町社協の取組み

- ◆地域活動の源である各種当事者団体（婦人会、青年会、子ども会等）の活動活性化を支援していくながら、地域力を高め住みよい環境づくりにつなげます。
- ◆町老人クラブ連合会、町身体障害者協会、町母子寡婦福祉会、町民生委員・児童委員協議会の事務局を置くなど、当事者団体の活動を支援していくながら地域コミュニティ形成や地域貢献につながるような活動を支援していきます。

町民の取組み

- ◆地域の組織活動を通して、日常的な生活の場での助け合い、支えあい意識の向上に努めます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
当事者福祉団体の育成支援と協力	継続					➡	社会福祉課 社会福祉協議会
当事者福祉団体の育成支援と協力	継続			後継者の育成、行動基準の支援			社会福祉課 社会福祉協議会
団体の活動を紹介、広報活動	継続				➡		社会福祉課 社会福祉協議会
団体の活動を紹介、広報活動	継続			町広報、自治会月次会議による活動紹介、支援			社会福祉課 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
当事者団体活動が地域のコミュニティ形成や地域貢献につながっていると思う人の割合	町民意識調査	%	..	20

III. 結の心で支えあう健康・福祉のまちづくり

III-1 結いの心で支えあう活動の推進

基本方針

障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者までの誰もがいきいきとした生活を送ることが求められています。こうした生活を送ることができる地域をつくるため、日頃から隣近所同士の顔の見える環境づくりと住民同士で支えあう活動を推進します。

III-1-1 見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進

町の取組み

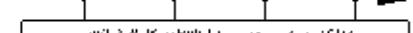
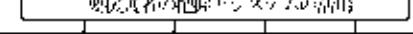
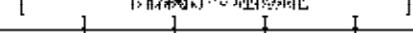
町社協の取組み

- ◆行政区（字・自治会）を単位とした日頃からの隣近所のつきあいを推進するため、字・自治会の事業を推進し、地域住民の見守り活動につなげます。
- ◆民生委員・児童委員の協力のもと、要援護者の見守り台帳を整備しながら、日頃から警察や消防等と連携を強化し、地域住民が安心してすごせるような体制をつくります。

町民の取組み

- ◆町や町社協の支援を得ながら、地域における見守り・緊急対応の仕組みを地域ごとに検討し、体制を整えます。
- ◆地域の見守り活動に積極的に参加し、地域住民間の結束力を高め、さまざまな地域課題について検討、解決のために取り組むことのできる地域組織の基盤づくりに努めます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
緊急通報システム	継続						社会福祉課 要援護者の状況リストシステムの活用
セーフティーネットワーク事業	継続					社会福祉協議会 隣接樹間での点呼強化	
要援護者見守りネットワーク事業	継続					社会福祉課 要援護者の状況リストの活用 社会福祉協議会	

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
高齢者見守りネットワーク事業を知っている人の割合	町民意識調査	%	8.6	15

町の取組み

町社協の取組み

- ◆近隣住民同士が、高齢者や障がい者、子育て家庭等がかかえる生活上の課題を地域福祉の課題として認識・共有し、字・自治会、あるいは民生委員・児童委員、地区推進員等と連携して、見守り活動等の生活上のさまざまな課題解決に向けた展開する小地域活動を推進します。
- ◆日常的に行なわれている高齢者や障がいのある方、あるいは子育て家庭等への近隣住民による私的な支援活動を尊重しつつ、住民一人ひとりがこうした活動に参加することができるよう、地域住民の一体感を高め、また、地域の活性化につながるよう組織的かつ継続的に展開できるように支援します。

町民の取組み

- ◆日常的な近隣住民間の助け合いを継続していきます。
- ◆近隣住民同士が高齢者や障がい者、子育て家庭等がかかえる生活上の課題を地域の福祉課題として認識・共有していくために、民生委員・児童委員、主任児童委員、地区推進員等の特定の人々のみならず、地域の核となる組織である自治会の会員、地域の活動団体など、地域住民の一人ひとりが「地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等にかかわりなく、その人らしく、安心のある生活がおくれるように、地域社会全体で支えあう」という共通認識に立つことができるよう努めます。
- ◆地域にみられる福祉課題の解決のために、地域住民間でその課題を認識・共有し、誰もが無理なく助けあい活動に参加できるよう、町や町社協の支援を得ながら、役割などについて検討するなど組織化に取り組みます。

福祉関係団体の取組み

- ◆福祉団体としても地域社会全体で支えあうという共通認識に努め、関係機関と連携して、見守り活動等の生活上のさまざまな課題解決に向けて展開する小地域活動を推進していきます。

【推進事業】

重点事業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
コミュニティネットワーク事業の推進	継続				■	➡	社会福祉課 社会福祉協議会

小地域活動の推進、対応

【評価指標】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
地域での助けあい活動が活発だと思う人の割合	町民意識調査	%	19.6	30

III-2 福祉教育の推進

基本方針

独自性をもった教育を推進するために多くの伝統文化を先人から受け継ぎ家庭教育、幼児教育、学校教育、平和教育をはじめあらゆる面で活用し、福祉教育の推進を図り町民の福祉意識高揚につなげていきます。

III-2-1 子ども対象の福祉教育の推進

(1) 人権教育の推進

町の取組み

町社協の取組み

- ◆小学生・中学生・高校生を対象に学校での福祉教育を推進します。
- ◆人権意識を高める人権教育と啓発活動を福祉教育と併せて推進していくことで、あらゆる差別や偏見の撤廃を目指し、人権尊重の町づくりを進めます。

町民の取組み

- ◆地域ぐるみの人権や福祉教育について学び、住民一人ひとりが自分自身の課題としてとらえ、考え、行動できる人権尊重の町づくりに参加します。

(2) 福祉教育推進校指定事業の推進

町社協の取組み

- ◆町内の保育園（所）を「福祉教育推進園（所）」に、小学校・中学校・高校を「福祉教育推進校」に指定し、福祉教育を推進します。
- ◆各々の保育園（所）や小学校・中学校・高校において総合学習の時間等に車イス・アイマスク体験学習や独居高齢者宅への訪問、小学生ボランティア研修会や中・高校生ボランティア研修会の開催による福祉教育の啓発へつなげます。

町民の取組み

- ◆園児、児童、生徒は積極的に福祉教育に関する事業に参加し、福祉の大切さを学びます。
- ◆保護者や地域住民は、各々の保育園（所）や小学校・中学校・高校における取り組みを理解し、園児、児童、生徒の活動を温かく見守り支援します。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
福祉教育の推進	継続					➡	教育委員会 社会福祉課 社会福祉協議会
小・中・高校生ボランティア研修会の実施	継続					➡	社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
子どもを対象とした福祉教育が充実していると思う人の割合	町民意識調査	%		20

(1) 各種教室や講習会、講演会の開催

町の取組み

町社協の取組み

◆シニア世代など住民の学習ニーズに応えるため、中央公民館や社会福祉会館を拠点として生涯の各期に応じた各種教室や講話、講演会を開催するなど、生涯学習を推進します。町と町社協が協働しながら、「介護講習会」「ボランティア講演会」や「子育て講習会」「認知症サポーター養成講座」等を開催します。

町民の取組み

◆町や町社協が主催する講習会や講演会等に参加し、福祉意識の高揚や自己啓発に努めます。

(2) 地域福祉懇談会の開催

町の取組み

町社協の取組み

◆地域の地区推進員や民生委員・児童委員等との「懇談会」「グループワーク」等を開催し、福祉情報を提供するなど、福祉教育を推進します。
◆住民同士の助けあいの意識を培い、住民自治の理念を推進することを目的に、小地域での地域懇談会の定期的な開催を検討し、住民の福祉意識の高揚につなげます。

町民の取組み

◆小地域での福祉懇談会が開催される時には積極的に参加し、身近な福祉課題などについて住民間で話しあい、住民同士の助けあいや住民自治のあり方について、共有を図ります。

(3) 町行事等での福祉教育やPR活動の推進

町の取組み

町社協の取組み

◆「町社会福祉大会」や「やえせ桜まつり」など町全体のイベントの際には、町社協事業や福祉活動の啓発を目的としたPR活動の推進に努めます。また、各種地域福祉団体の活動をイベントの中で紹介することで地域の福祉教育やネットワークにつなげます。

町民の取組み

◆町内の各種イベントなどに参加し、積極的に町や町社協の福祉活動などに関心をもつようにします。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
福祉教育の推進	継続					→	社会福祉課 社会福祉協議会

↓
地域福祉推進・強化

【 評価事業 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
大人を対象とした福祉教育が充実していると思う人の割合	町民意識調査	%	—	20

III-3 推進基盤の確立

基本方針

町内の社会福祉施設を支援しながら、連携を図り地域福祉の推進基盤の強化、発展につなげていきます

III-3-1 地域福祉推進資源・財源の強化

町の取組み

町社協の取組み

- ◆地域福祉を支える社会資源（老人福祉・障がい者支援・児童福祉など多くの社会福祉施設）と連携を図りながら、情報交換や困難事例研究と解決に向けた取り組みを図ります。
- ◆多くの民間事業者やNPOが事業主体として参加できる環境を整備するなど、福祉に関連する事業を展開し、発展させます。

福祉関係団体の取組み

- ◆関係機関と連携を図りながら、情報交換や困難事例研究と解決に向けた取り組みを図ります。

【推進事業】

重点事業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
福祉施設等関係機関との連携・強化	継続				■		社会福祉課 社会福祉協議会

【評価指標】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
保健、医療、福祉サービス情報提供体制の強化が必要だと思う人の割合	町民意識調査	%	40	50

町の取組み

町社協の取組み

- ◆使命感と積極性を有し、強いリーダーシップを兼ね備えた職員の育成に努めます。
- ◆時代の変化を敏感に感じ、常に創意・工夫をもって組織の効率化と、業務の資質向上及び職員の育成に努めます。
- ◆高い専門知識とスキルを身につけるとともに、バランスの取れた組織経営感覚と広い視野を有する職員の育成に努めます。
- ◆町民の声に謙虚に耳を傾け、町民から協働のパートナーとして信頼を得られる職員の育成に努めます。
- ◆情報の共有化を図り、柔軟な対応ができるよう環境づくりに努めます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
職員の接遇・連携強化の推進	継続					→	全庁的取り組み 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
職員の応対や説明が良いと思う町民の割合	町民意識調査	%	-	30

町の取組み

町社協の取組み

- ◆課題解決に向けた取り組みに役立つ知識を身につける為に必要な研修会については、積極的に職員を派遣し、地域福祉活動推進につながる環境づくりを目指します。
- ◆地域の福祉課題は年々、複雑多様化してきており、課題解決に向けた取り組みと対応がスムーズに図れるよう専門的知識を持った社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職員の配置・育成を積極的に推進します。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
管理職、初任者研修等の充実・強化	継続					→	全庁的取り組み 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職員の配置状況	社会福祉課	人	-	1

IV. 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

IV-1 相談支援の充実

基本方針

高齢者や障がい者、子育て家庭など、福祉の支援を特に必要とする方たちが、地域の中で孤立することなく、福祉サービスを誰もが気軽に相談することができる仕組みづくりに取り組んでいきます。また、近年の相談内容の複雑化に伴い、相談員の育成強化を図ります。

IV-1-1 相談体制の確立

(1) 相談窓口の周知

町の取組み

- ◆相談に応じられる機関や地域に配置されている民生委員・児童委員、地区推進員などに相談する方は限定的なため、これら相談体制についての周知を図り、利用を促進します。
- ◆寄せられた相談に応じて、必要な情報提供や福祉サービスの適切な利用につなげます。また、気軽に利用できる窓口を目指します。

町社協の取組み

- ◆町社協内に総合相談窓口を設置し、相談事業の一層の強化に努めます。
- ◆さまざまな案件についての初期相談に応じます。また、電話での相談も常時受け付ける体制を整えます。

町の取組み

町社協の取組み

- ◆さまざまな分野や領域に及ぶ相談事例に対応することができるよう、町と町社協が協働して相談体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制を強化します。

町民の取組み

- ◆生活上の困っていることなどについて、公的な支援が必要であることや、自身で解決が難しいればあいには、身近な機関や地域に配置されている民生委員・児童委員、地区推進員などに相談するようになります。



(2) 利用しやすい相談窓口の整備拡充

町の取組み

町社協の取組み

- ◆専門性を要する相談が増加し、早急に解決等に結びつかなくとも、親切、丁寧に最後まで対応し、必要な情報の提供や福祉サービスの適切な利用につなげ、気軽に利用できる窓口をめざします。
- ◆相談内容が年々、複雑化して各課の所管業務も専門細分化している状況で一つの窓口ですべての相談に対応することが困難となっておりさまざまな生活課題等に速やかに対応することができるよう関係相談機関などとのネットワークづくりを進め、連携体制を構築していきます。
- ◆各種研修会等で相談員の接遇対応や資質の向上を図ります。

町民の取組み

- ◆専門的相談窓口等を利用するほか、窓口がわからない場合には、身近な相談機関や地域の民生委員・児童委員と地区推進員等に尋ねるようにします。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
相談窓口の充実・強化	継続			→			全庁的な取り組み 社会福祉協議会
相談窓口の周知	継続			→			全庁的な取り組み 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
福祉の相談窓口を知っている人の割合	町民意識調査	%	29.7	35
専門の相談窓口や相談員の連絡先を知っている人の割合	町民意識調査	%	16.3	25



IV-2 情報伝達・共有の仕組みづくり

基本方針

要援護者等の支援を必要とする方たちが、地域の中で孤立することなく、福祉サービス、あるいは近隣住民から支援が得られることに関する情報を知り、その情報を共有できる環境づくりを推進します。

IV-2-1 情報提供体制づくりの推進

町の取組み

- ◆町広報誌やホームページ等を活用して福祉の現状や介護保険制度など、福祉・保健・医療の情報を定期的に提供します。
- ◆住民の暮らしに、より密着した情報提供サービスの充実を図り、適切な福祉サービスの利用など、住民生活の質的向上と地域社会の活性化につなげていきます。
- ◆リアルタイムで情報提供が図れるよう各字・自治会の放送器具等の整備を支援しながら、いろいろな情報が共有できる環境づくりを推進します。

町社協の取組み

- ◆社協だよりやホームページ等を活用して、町民に必要な福祉情報を繰り返し提供します。
- ◆福祉図書、各種情報コーナー（防災等）を設け、町民への閲覧と貸し出し等を実施し、情報提供を図ります。
- ◆ミニデイサービス等の事業を活用して、福祉情報の伝達、共有化を図ります。

町民の取組み

- ◆町民一人ひとりが町や町社協から提供されるさまざまな福祉情報に関心をもち、内容を理解し、隣近所同士が情報共有できるよう努めます。

福祉関係団体の取組み

- ◆町の広報や社協だより等を活用して福祉関係団体が実施しているサービス情報や、地域交流事業等を紹介していきます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
町広報誌、社協だより等、住民向け機関紙の充実・強化	継続				→		全庁的取り組み 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
地域や福祉の情報の入手先が町広報の割合	町民意識調査	%	46.8	60
地域や福祉の情報の入手先が社協だよりの割合	町民意識調査	%	46.3	60

町の取組み

町社協の取組み

- ◆手話通訳・要約筆記の普及や、文字情報サービスの充実などを図り、耳や目の不自由な人等がコミュニケーションを図れる環境づくりを推進します。
- ◆手話サークルや音訳サークル等を支援し、手話や点字等の講習会を開催して地域の中で情報を伝達、共有できる環境づくりを目指していきます。

町民の取組み

- ◆手話や要約筆記に興味を持ち、耳や目の不自由な人等に対して支援できるよう努めます。

【推進事業】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
情報のバリアフリー化の推進	継続				▲	▲	全庁的な取り組み 社会福祉協議会

【評価指標】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
手話通訳者・要約筆記者等の配置	社会福祉課	人		1

町の取組み

町社協の取組み

- ◆町内の福祉関係事業所間の情報交換や困難事例研究等を行なう連絡会の設置や、運営支援、情報提供などを行ないます。
- ◆福祉専門職の専門性の向上を図るため、福祉サービス事業所、町社協等で行なう研修会を支援します。

福祉関係団体の取組み

- ◆利用者がサービスを利用する際に、必要とされるサービスに関する情報が不足しないよう介護サービス情報を公表し、利用者が各事業所の介護サービス情報を比較検討できるような環境づくりに努めます。

【推進事業】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
情報を共有する仕組みづくりの推進	継続				▲	▲	全庁的な取り組み 社会福祉協議会

【評価指標】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
福祉関係機関連絡会の開催	社会福祉協議会	回		5 (年1回)

IV- 3 権利擁護体制の推進

基本方針

保健や福祉のサービスを利用した方が感じた不満や苦情に対して十分に対応できる仕組みを整えるとともに、提供されているサービスについて、定期的に評価します。また、サービスに関する苦情処理体制や福祉サービスの利用支援体制など、権利擁護を進めています。

IV- 3-1 苦情解決の仕組みづくりの推進

町の取組み

- ◆福祉サービス事業所に住民からの苦情解決体制を充実させるよう推進し、住みよいまちづくりを目指します。

町社協の取組み

- ◆第三者委員の委嘱と第三委員会を設置し、福祉サービス事業所のサービスの質の向上と利用者への情報提供を図ることを目的に、「福祉サービス第三者委員の設置」を推進します。また、県社協等と連携し、事業所のよりよい環境づくりと利用者の安心を目指します。
- ◆苦情解決責任者を置き、利用者から寄せられた苦情等に対応します。

市民の取組み

- ◆福祉サービス利用にあたり、不満や不都合なことについては、関係機関を通じて提言します。

福祉関係団体の取組み

- ◆福祉サービス利用者等からの苦情に対応できる体制づくりに努めます。

【 推進事業 】

1点事業	新規・継続	II25	II26	II27	II28	II29	推進主体
福祉サービス第三者委員の設置	継続					→ 苦情解決体制の充実・強化	社会福祉課 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
福祉サービスの苦情相談事業を実施している事を知っている人の割合	町民意識調査	%	12.4	20

町の取組み

- ◆認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が不十分な方が、不利益を被らないよう、個人の尊厳と利用者の利益を確保するとともに、被害を未然に防ぐための情報等を提供していきます。
- ◆地域包括支援センターを中心に、成年後見制度や任意後見制度等の権利擁護に関する制度の啓発を推進します。

町社協の取組み

- ◆県社協等と連携して、認知症高齢者や知的障がい者などで判断能力が不十分な方に、福祉サービスの情報提供、利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行なう「日常生活自立支援事業」の周知を図り、利用の促進に努めます。

町民の取組み

- ◆人としての権利が守られるための制度や支援を活用することや、必要と思われる方に権利擁護についての情報を提供するよう努めます。

福祉関係団体の取組み

- ◆町や町社協が行っている権利擁護事業等の周知を図ります。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
成年後見制度の利用促進	継続			制度の周知と相談促進		→	社会福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の充実・強化	継続			自立に向けた支援を取り組む		→	社会福祉課 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
成年後見制度年間相談件数	社会福祉課 社会福祉協議会	件	—	増加
日常生活自立支援事業年間相談件数	社会福祉協議会	件	…	増加

町の取組み

- ◆関係機関と連携し子ども・配偶者・高齢者等への虐待防止と被害者保護への取り組みを推進します。

町社協の取組み

- ◆地域包括支援センターや要保護児童等地域対策協議会、障害者虐待防止センター等の関係機関と連携し、虐待防止対策や虐待等が発生した場合に必要な支援に取り組みます。

町民の取組み

- ◆虐待等が懸念される場合は情報を関係機関等に伝えるようにします。

福祉関係団体の取組み

- ◆サービス利用者等の虐待防止の取り組みを進めるとともに、関係機関等との連携強化に積極的に取り組みます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
虐待防止対策の充実・強化	継続					→ 虐待の早期発見体制の構築	社会福祉課 児童家庭課 学校教育課 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
「虐待相談窓口を知っている」町民の割合	町民意識調査	%	—	50

V. 地域福祉推進のための人・組織づくり

V-1 地域福祉推進のための人づくり

基本方針

地域福祉を推進する上で、町民一人ひとりの福祉意識の向上を図ることは重要であり、必要不可欠なことです。同時に地域活動を推進する指導者の存在が極めて重要となります。

各地区に配置されている民生委員・児童委員の育成と研修の強化、障がい者相談員や地区推進員等の養成や研修の強化を図り、町民一人ひとりを巻き込んだ地域福祉活動の活性化につなげます。

また、老人クラブ、身体障害者協会等の当事者組織のリーダー養成、さらには字・自治会役員、ボランティア、NPO団体の代表者等を対象にしたリーダー養成に努めます。

V-1-1 地域福祉を担う役職者的人材育成の強化

(1) 民生委員・児童委員の育成と研修の強化

町の取組み

町社協の取組み

- ◆民生委員・児童委員の研修会を開催し、資質向上に努めます。
- ◆民生委員・児童委員推薦会を開催し、より地域に根ざした活動に取り組める適任者の選定を行ないます。
- ◆民生委員・児童委員は、地域に根ざした福祉活動の中心的存在です。県等とも連携して一層の資質の向上に努めます。
- ◆民生委員・児童委員は、小地域における福祉課題の発見、地域住民による助け合い活動のリーダーとしての役割が期待されます。連携体制を整備することで活動基盤の強化を図り、福祉活動の充実を目指します。
- ◆民生委員・児童委員協議会の活動助成を行なうとともに、定期的に研修会を実施するなど、意識の高揚に努め、小地域での懇談会などの企画や運営を委任するなど、役割や活動の強化に向けて支援します。また、これら地域の福祉活動者の役割等について、広く町民に周知するよう努めます。

(2) 障がい者相談員の養成と研修の強化

町の取組み

- ◆民生委員・児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取り組みを推進するリーダーとして、障がい者相談員の養成と研修の強化に努めます。

町民の取組み

- ◆地域住民は、障がい者相談員の役割を理解し、ともに地域福祉活動に取り組むようにします。

(3) 地区推進員の養成と研修の強化

町社協の取組み

- ◆地区推進員へ町社協が委嘱し、民生委員・児童委員等と連携しながら、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取り組みを推進するリーダーとして、その養成と研修の強化に努めます。

町民の取組み

- ◆地域住民は、地区推進員の役割や活動を理解し、ともに地域の助けあい活動に参加していきます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
民生委員・児童委員活動の推進・周知	継続				➡		社会福祉課 社会福祉協議会
地域コミュニティネットワーク事業の強化	継続				➡		社会福祉協議会 社会福祉課

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
自分の住む地区の民生委員を知っている人の割合	町民意識調査	%	36.5	50

V-1-2

各組織団体等のリーダーの養成

町の取組み

町社協の取組み

- ◆字・自治会、あるいは商工会、地域内にある企業等を対象に、福祉教育を推進し、福祉活動の参加につなげるとともに、そのリーダーの養成に努めます。
- ◆地域の活動組織団体（老人クラブ、子ども会、青年会、婦人会等）や地域における各分野の当事者組織団体の活動を活性化させていくため、各組織団体の育成支援を図り、そのリーダー養成に努めます。

町民の取組み

- ◆地域福祉活動の重要性やリーダーの必要性・役割を理解し、リーダーの養成に協力します。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	1125	1126	1127	1128	1129	推進主体
リーダーの育成・推進	継続				➡		社会福祉課 社会福祉協議会 社会教育課

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
各組織団体リーダー研修会の開催	社会福祉協議会	回	—	5 (年1回)

町の取組み

町社協の取組み

(1) 団塊世代の地域活動への参加の促進

- ◆定年退職を迎えた団塊世代の、第2の人生（セカンドステージ）を地域に戻り生きがいを持ちながら有意義に送りたい、また長年培った技術や経験を地域の中で社会貢献等に活かしたいなどと考えている方を対象に、生きがいを持ちながら地域で活動していただくための支援を実施します。
- ◆様々な活動（字・自治会、ボランティア、健康、仕事、生涯学習、趣味・スポーツ・観光など）に及ぶ地域参加に関する情報の提供や地域参加を希望される方からの相談を受け付け、コーディネートなどを実践するとともに、イベントや講座、セミナー等の開催により、地域参加に関する啓発やきっかけづくりを行ないます。

(2) 青少年育成を通じた早期からの地域活動への参加の促進

- ◆公民館活動、地域活動やボランティア活動等への参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。
- ◆各学校単位で独自に進められている福祉協力校事業を町全体でのまちづくりに発展させていくために、ボランティア担当者連絡協議会の中で連携と協力を図っていきます。
- ◆各学校等の取り組みについての情報交換や共通のプログラムを開発するなど、各学校の独自性を踏まえつつ一体となって推進し、地域社会との連携を進めていきます。

町民の取組み

- ◆地域活動や福祉活動の場に積極的に参加します。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
生涯学習講座の推進	継続				↗		生涯学習文化課
総合学習（福祉教育の推進）	継続				↗		学校教育課 社会福祉課 社会福祉協議会

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
思いやり、やさしい心を育む福祉教育が重要な人の割合	町民意識調査	%	27.8	40

V-2 八重瀬町社会福祉協議会の強化・発展

基本方針

八重瀬町社会福祉協議会は社会福祉法人格を有し、地域福祉の推進を目的とする公共性と公益性(非営利)の高い民間法人です。一方で、町の委託事業を提供する事業者として行政の補完的役割を側面に併せ持っている団体です。

地域福祉を推進する中核的機関として、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくため、町社協事業の経営理念等を明確にして事業展開を図ることで、町民の一層の理解の促進を図りつつ、町社協組織を強化・発展させていきます。

V-2-1

八重瀬町社会福祉協議会の認知度向上

町社協の取組み

- ◆「社会福祉大会」や「福祉まつり」など町民が参加できる行事の開催、「福祉週間」や「市民福祉の日の制定」等に町社協イメージキャラクター「クックル」を活用し認知度向上につなげます。
- ◆職員の見識を広めることや、専門性を高めるために、町や福祉関係機関との人事交流のほか、町社協事業や福祉教育などを実施する際には積極的に地域住民との交流を図り、町民に寄り添った団体としてPRし、町社協の認知度向上につなげます。また、地域福祉の推進を担う中核機関としての役割を果たしていきます。
- ◆町民に広く町社協の活動を周知するため、社協だよりやホームページ等を活用し、認知度向上につなげます。また、若年層や福祉へ関心が低い人にもPRできるよう検討します。
- ◆社会福祉協議会の活動を地域福祉懇談会等でわかりやすく説明し、認知度向上に努めます。

町民の取組み

- ◆町社協の存在意義や事業等を正しく理解し、知らない人には周知するよう心がけます。

【推進事業】

重 点 事 業	新規・継続	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	推進主体
社協だよりの発刊	継続					→	社会福祉協議会
		福岡県版や佐賀県版の情報提供					
ホームページの設置運営	継続					→	社会福祉協議会
		福岡県版や佐賀県版の情報提供					
地域福祉懇談会等の開催	継続					→	社会福祉協議会
		福祉意識の啓発、福利厚生の発信					
町社協イメージキャラクター等の活用	継続					→	社会福祉協議会
		イメージキャラクター等の運用					

【評価指標】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
社会福祉協議会の名前も事業内容も知っている人の割合	町民意識調査	%	20.3	40

町社協の取組み

- ◆町事業の委託を積極的に受け、適切な事業財源の確保に努めます。
- ◆八重瀬町社会福祉協議会の会費を納め社協会員になることで、地域福祉活動に間接的に参加していくということを広く周知していきます。
- ◆赤い羽根共同募金運動の意義や使命などのPRに努め、町民をはじめ、法人や職域・団体などの拡大を図り、積極的に募金活動を推進し、自主財源の確保に努めます。
- ◆地域での福祉活動の推進に必要な財源として、一般寄付金の拡充や福祉チャリティー、バザー等の開催により、安定的財源の確保に努めます。

町の取組み

- ◆事業の委託や補助金の助成を行い、町社協事業を支援し、町内の地域福祉向上を推進します。

町民の取組み

- ◆社協会費や赤い羽根共同募金運動等の町社協事業を理解し協力することにより、住み良い福祉のまちにつなげます。

福祉関係団体の取組み

- ◆社協会費や赤い羽根共同募金運動等の町社協事業を理解し協力していきます。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
社協会費募集の実施、強化	継続				➡		社会福祉協議会
				社協会費募集の実施及び強化			
赤い羽根共同募金運動の実施、強化	継続				➡		社会福祉協議会
				赤い羽根共同募金運動の実施及び強化			
一般寄付金の拡充	継続				➡		社会福祉協議会
				寄付金拡充の強化			

【 評価指標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
赤い羽根共同募金が地域福祉活動に活用されていることを知っている人の割合	町民意識調査	%	41.2	50

町社協の取組み

(1) 方針決定体制と事業執行体制

- ◆社協組織運営・経営の執行責任を有する役員体制（理事会）の活性化を図ります。また、最高議決機関である評議員会は、地域を代表して社協の運営にあたります。
- ◆役職員が評議員と一体となって連携を図り、それぞれが組織運営の在り方や地域福祉推進の方法を共有し、町社協事業の方針を年度ごとに検討します。
- ◆事業を推進する上で、必要な職員体制、人員配置を確立します。地域福祉活動を推進するために専門性と熱意あふれる職員を育成できるよう条件整備の強化を図ります。

(2) 職員の専門性など資質向上

- ◆各種研修や他市町村社協との連絡会、勉強会や講演会に積極的に参加します。
- ◆職員一人ひとりが専門的集団として自覚し、日頃から資質向上に努めます。また、専門資格の取得など自己研鑽に努めます。
- ◆町委託事業への取り組みにあたり、すべての町民に良質なサービスを提供する安心できる事業者として認識され、また、サービス利用者に、満足の得られるサービスを提供できる事業者として信頼されるよう、職員一人ひとりの専門性や資質向上に努めます。

(3) 広域的連携の推進

- ◆町内機関との連携にとどまらず、広域的に取り組む事業等に対応するためにも、近隣市町村社協間、関係機関等の連携・協働に努めます。

(4) コミュニティソーシャルワーカーの配置

- ◆字・自治会は基礎圏域として、地域住民のコミュニティ形成の場として大事な役割を担っています。小学校区毎にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、字・自治会を支援していくことで地域住民との連携や地域の福祉課題の把握と解決に向けた取り組みにつなげます。
- ◆コミュニティソーシャルワーカーは、地域生活支援に必要な人々をつなぐ役割や地域住民の活動を創出し支える重要な役割を担い、住みよい地域づくりにつなげます。
- ◆学校、P T A等と連携を図りながら住みよい環境や防犯防災等に対応できる地域づくりを支援します。
- ◆生活課題が見えにくく、サービスや支援を拒否する人や複数の生活課題を抱える人が増える中、地域に出向き住民と協働し、個別支援やネットワークづくりを行なうコミュニティソーシャルワーカーを配置します。

町の取組み

- ◆深刻な地域の生活課題（生活困窮者や虐待、権利侵害、引きこもり等）について、地域住民や民生委員・児童委員、専門機関と連携・協働を積極的に働きかけるためにコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進し、支援していきます。

町民の取組み

- ◆自分の住んでいる担当地域のコミュニティソーシャルワーカーに対して地域の特性や課題等の情報提供、あるいは相談を行ない、ともに支えあう地域を推進していきます。

福祉関係団体の取組み

- ◆コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、グループ、団体等の福祉課題解決に向けた体制づくりに協力します。

【 推進事業 】

重 点 事 業	新規・継続	H25	H26	H27	H28	H29	推進主体
理事会、評議員会等の事業体制強化	継続					→ 役員活動の活性化に向けた取り組み	社会福祉協議会
地域コミュニティネットワーク事業の実施、強化	継続					→ 身近な地域を支援強化していく取り組み	社会福祉協議会
事務局体制の基盤強化	継続					→ 機会、連絡、社説等の確認強化と標準化	社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカーの配置	継続				6人	7人	8人 → 社会福祉協議会

【 評価目標 】

評価指標	指標の基準	単位	現状値 平成24年度	目標値 平成29年度
コミュニティソーシャルワーカーの配置	社会福祉協議会	人	6	8

第5章

地域福祉の推進体制について

第5章 地域福祉の推進体制について

第1節 計画における「地域」の範囲

1. 地域福祉活動圏域の設定

地域福祉活動は、地域に暮らす住民だからこそ見えてくる生活課題に対して、主体的な支え合いや関係機関と連携した活動等によって課題を解決する取り組みといえます。

そのため、町民を主体とした福祉活動を行う単位となる地域の設定が重要となります。地域の設定については、人口規模、地理的条件、生活文化等の条件や福祉に対するこれまでの取り組みなどを総合的に検討しました。

本町は、平成 18 年 1 月 1 日に旧 2 町村（東風平町、具志頭村）が合併した地域であり、平成 19 年 4 月 1 日より、職員数に応じた独自の福祉圏域を 7 か所に設定、地区毎に独自に名前を付け 5 年目に入ったが町民自体が地区名や地区ワーカーを知らないなど、再度の圏域設定の必要性がでてきました。

本計画では住民相互の支え合いという個別活動や生活課題に対応した福祉サービスの提供を効率よく推進し、多様な関係機関との連携や協働を図るため個々の取り組みに応じた活動の範囲となる「圏域」を以下のように設定します。

～ 地域設定のイメージ ～



《町全域》

- 八重瀬町全域として公的サービス等を提供する範囲として設定します。

《中圏域》

- 小学校区を範囲として、町域内を 4 地区に設定します。
- 地区ワーカーを小学校区毎に配置し、PTA組織等を活用しながら、中間層の働き盛りの父母を中心に地域コミュニティづくりへ繋げていく範囲。

《小圏域：基礎圏域》

- 行政区（字、自治会）を範囲として設定します。
- 字、自治会を軸として、地区推進員を配置。「基礎圏域」として、各字公民館での事業（ミニディイ等）や字、自治会単位で組織されている各種団体（老人クラブ、婦人会、青年会、子供会等）を支援しながら地域コミュニティ形成につなげる範囲。

《隣近所》

- 隣近所という、最も身近な範囲を単位として設定します。
- 要援護者等の把握体制、情報提供の源としての範囲。

第2節 推進基盤の整備

1. 社会福祉協議会の基盤強化

本町の社会福祉協議会は、東風平地域に本所を置き、具志頭地域に支所が存在し、地域コミュニティネットワーク事業の地区ワーカーが配置されるなど住民参加による地域福祉活動の根底を支える中核組織として、極めて大きな役割を担っています。地域特性を踏まえた福祉活動の中心的役割を担うものとして、地域住民の福祉活動や人材の育成支援並びに地域組織間ネットワークの調整機能等を發揮するための組織強化や基盤整備に対する支援を行います。

2. 小地域福祉委員会（地区推進会等）の設置

本町では、各字・自治会を単位として民生委員・児童委員及び地域住民、社会福祉協議会との連携により要支援者に対する見守り、支え合いの活動（小地域福祉活動）を推進しています。

同じ地域に暮らす住民同士が、地域の課題を共有しながら助け合い、支え合いの活動に取り組むとともに、民生委員・児童委員、各種団体、社会福祉協議会等と連携しながら小地域福祉活動を支援する地域組織の中核として各字・自治会単位に小地域福祉委員会（地区推進会等）を設置します。

3. 地域福祉活動推進拠点等の整備

本町には、福祉行政の活動拠点として八重瀬町社会福祉会館（東風平）、具志頭老人福祉センター（具志頭）が立地するとともに、各字・自治会には公民館等が整備されています。

これら公共施設や公民館等は、保健福祉事業やボランティアをはじめ福祉関係団体の活動拠点として利用されています。

今後とも地域に存在する公共施設、福祉施設、公民館等の社会資源を利用し町民が主体となって活動を推進する場として、また、地域の支え合いネットワーク機能を担う拠点としての機能向上に向けた取り組みを進めます。

基礎地域での福祉活動を推進していくため、既存施設（空き店舗、公民館など）を活用し住民が気軽に集まり、ユンタクから情報収集等が行える交流拠点としての居場所づくりを進めていきます。

4. 計画の進行管理・評価体制の構築

地域福祉（活動）計画の内容を具現化していくためには、計画の進捗状況を管理し、一定の期間においてその達成度を評価する必要があります。そのため、町民との協働により地域福祉に関する課題及び意見を反映させた進捗管理体制や計画の進行管理を含めた計画の総合的な評価体制づくりを進めています。

① 町民との協働による進捗管理体制

地域福祉（活動）計画は、町民との協働を前提として各地域の個別課題を把握するとともに、具体的な推進方策等について町民ワークショップを開催し検討しました。

町民ワークショップの参加者は、地域のよき理解者であり、また、地域の福祉を推進するリーダー的存在になりうる人材であると考えられます。そのため、地域コミュニティネットワーク事業の地区推進会の推進委員になり参加して頂いた町民を中心として、地域福祉（活動）計画の進捗状況等に対する意見や要望などを充分に反映させるため定期的なワークショップの開催などによる進捗管理体制を構築します。

② 「八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会」の活用による評価体制の構築

地域福祉（活動）計画に掲げられた具体的な事業及び評価指標の達成状況等に対し、サービス利用者の視点や地域福祉に関わる専門的立場から全体的な評価と進捗に対する提言を行う体制づくりが必要となります。そのため、本計画策定の審議機関である「八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会」を活用し、総合的な評価体制を構築します。

第3節 町民及び関係機関等への「期待」、社会福祉協議会、行政の「役割」

1. 町民の役割

「結の心」の意識に支えられた地域福祉を推進していくためには、町民一人ひとりが福祉サービスの利用者としてだけではなく、地域社会の一員として身近な地域の問題点や課題に関心を持ち、それぞれの立場に応じ地域福祉の担い手として、主体的に関わり活動することが必要です。

町民一人ひとりが、自らの健康管理に気をつけながら日頃から隣近所同士の交流や地域活動への参加を通してコミュニケーションを深め、お互いに支え合う意識を高めていくことが大切です。

また、生活者の視点で地域の問題点や課題を捉え、協力し合いながら問題解決に向けた取り組みへ参加していくことを期待します。

2. 地域関係団体等の役割

本町においては、各字・自治会を中心として老人会、婦人会、子ども会、青年会等の地域団体をはじめ、商工会、農業、漁業協同組合等の組織がそれぞれの立場で地域活動を展開しています。

これらの地域関係団体は、町民一人ひとりが地域福祉活動へ参加するための受け皿となるとともに、地域に密着した組織という特性を生かした地域福祉活動の推進役としての役割が求められています。今後とも、これらの関係団体が広い範囲で人と人の結びつきを強めながら、多くのネットワークを活用し多様な地域福祉活動へ参画していくことを期待します。

3．民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、常に地域に密着し支援を必要とする町民の立場に立ち多様な相談支援や情報の提供を行うとともに、地域の福祉課題や問題解決に向け、社会福祉協議会、関係機関、行政等との連携や協力をを行う役割を担っています。

今後とも、身近な地域における地域福祉の推進役として町民ニーズや地域課題を的確に把握し、町民や関係機関との相互連携と協働により、町民福祉の向上に向けた取り組みへの積極的な関わりを期待します。

4．サービス提供事業者の役割

事業者は、多様な福祉ニーズに応じ利用者本位の立場に立って、より質の高いサービスを提供するとともに、関係機関との連携を図りながら専門性を活かした地域福祉活動への参加が求められています。

今後とも、利用者の自立と地域福祉の向上支援という立場に立ち、必要とされる事業内容等に関する情報提供やサービスの質の向上に努めるとともに、町民や行政並びに社会福祉協議会等と協働しながら、事業所が有する専門技術と人材を活用し地域福祉活動への積極的な関わりを期待します。

5．社会福祉協議会の役割

本町の地域福祉計画は、地域福祉活動の一層の強化を図るため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的な策定を行っています。

計画策定後において、地域福祉をさらに進めていくためには、地域福祉の中心的な担い手と位置付けられる社会福祉協議会の活動が非常に重要なものです。

今後とも、社会福祉協議会が、地域と密着してこれまでに取り組んできた活動の経験を活かし、町民や関係団体並びに行政等との一層の連携を強化しつつ、本会が持つ機動性・柔軟性を活かした地域福祉活動を展開します。

6．行政の役割

行政は、地域福祉を推進する主体として、福祉施策を総合的に推進するため、全庁的な連携体制や社会福祉協議会をはじめ多様な関係機関、団体等との連携に基づく推進体制の構築を図るとともに、計画の適正な進行管理が求められています。

そのため、関係各課との横断的な連携体制の構築を図るとともに、関係機関や各種団体等との相互の連携や協働体制を整え、効率的で効果的な地域福祉施策を推進し、あわせて、推進施策の適切な進行管理体制に基づく、地域福祉計画の着実な推進を図ります。

第6章

資料編

1. 八重瀬町地域福祉計画策定委員会設置要綱

八重瀬町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 11 月 21 日

公 示 第 12 号

(設置)

第 1 条 本町は八重瀬町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の企画立案に関すること。
- (2) 目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) その他特に必要とする事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 公募による町民
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画策定完了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

- (1) 第2条の審議事項の調査に関すること。
- (2) 委員会に提出する原案作成に関すること。

(個人情報の保護)

第8条 委員会の関係者は、会議で知り得た障がい者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく個人の秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会名簿

	氏 名	構成組織	所属団体	備考
1	神里 博武	学識経験者	かみざと社会福祉研究所	委員長
2	伊集 守晃	福祉関係者	八重瀬町社会福祉協議会	副委員長
3	屋宜 宣詳	〃	八重瀬町老人クラブ連合会	委員
4	兼城 和夫	〃	八重瀬町民生委員児童委員協議会	〃
5	神谷 信吉	〃	八重瀬町身体障害者協会	〃
6	金城 正和	区長会	八重瀬町区長会	〃
7	大城 光子	住民代表	八重瀬町婦人連合会	〃
8	高良 正樹	福祉関係者	沖縄県社会福祉協議会	〃
9	宮城 嘉	住民代表	八重瀬町ボランティア連絡協議会	〃
10	金城 哲生	行政	八重瀬町役場 総務課	〃
11	宇地原 耕	〃	八重瀬町役場 児童家庭課	〃

3. 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定作業部会名簿

	職　名	氏　名	備考
1	八重瀬町役場 総務課	永山 安盛	
2	八重瀬町役場 社会福祉課	伊野 博一	
3	八重瀬町役場 児童家庭課	新垣 吉勝	
4	八重瀬町役場 学校教育課	金城 盛勝	
5	八重瀬町役場 生涯学習文化課	喜友里 誠	
6	八重瀬町役場 企画財政課	金城 勇誠	
7	八重瀬町役場 まちづくり計画課	大田 厚	
8	八重瀬町役場 健康保険課(保健師)	宮城 里美	
9	八重瀬町地域包括支援センター 所長	津波古 正春	
10	八重瀬町社会福祉協議会 事務局長	石川 健	

事務局

1	社会福祉課長	神谷 元誠
2	社会福祉課 補佐	金城 清光
3	町社会福祉協議会	島 勉
4	町社会福祉協議会	山城 望

4. 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定の経過

平成 23 年

10月 19 日 他市町村へ計画策定に向けての情報交換会（金武町社会福祉協議会）

11月 1 日 他市町村へ計画策定に向けての情報交換会（南城市社会福祉協議会）

11月 2 日 他市町村へ計画策定に向けての情報交換会（宜野湾市社会福祉協議会）

11月 29 日 第 1 回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催
委嘱状交付、委員長・副委員長の選出、講話、町民意識調査について

12月 6 日 第 1 回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定作業部会の開催
委員の紹介、講話、町民意識調査について

12月 22 日 他市町村へ計画策定に向けての情報交換会（南風原町社会福祉協議会）

12月 15 日～ 町民意識調査

1月 31 日 対象者 1,000 名に配布、回収

平成 24 年

1月 11 日 計画策定に向けての講演会を民生委員・児童委員を対象に実施

3月 9 日 第 2 回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定作業部会の開催
町民意識調査の報告、計画の概要（行政事業と社協事業の現状と課題）、
平成 24 年度策定スケジュール

3月 16 日 第 2 回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催
町民意識調査の報告、計画の概要（行政事業と社協事業の現状と課題）、
平成 24 年度策定スケジュール

5月 11 日 第 3 回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定作業部会の開催
町民意識調査報告書、施策の体制、計画における「地域の範囲」、推進基盤の整備、町民及び関係機関等への役割の期待と社協、行政の役割

5月 18 日 第 3 回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催
町民意識調査報告書、施策の体制、計画における「地域の範囲」、推進基盤の整備、町民及び関係機関等への役割の期待と社協、行政の役割

6月28日 . . . 東風平地区地域福祉懇談会の開催

8月3日 . . . 具志頭地区地域福祉懇談会の開催

8月10日 . . . 第4回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定作業部会の開催
第1章、第3章、第5章、今後のスケジュール

8月21日 . . . 第4回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催
第1章、第3章、第5章、今後のスケジュール

11月30日 . . . 第5回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定作業部会の開催
第2章、第4章、その他

12月14日 . . . 第5回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催
第2章、第4章、その他

平成25年

3月8日 . . . 第6回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定作業部会の開催
八重瀬町地域福祉（活動）計画の素案について、その他

3月19日 . . . 第6回 八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催
八重瀬町地域福祉（活動）計画の素案について、その他

3月19日 . . . 答申
(委員長より町長及び町社協会長へ)

5. 八重瀬町地域福祉（活動）計画について（諮問）

八重社 第2524号
平成23年11月29日

八重瀬町地域福祉計画策定委員会
委員長 神里博武 殿

八重瀬町長 比屋根方次

諮問書

急激に変化する社会情勢の中で、複雑多様化する福祉ニーズに対して地域住民の参加と合意形成を得ながら地域に実情に応じた社会福祉を社会全体で担う仕組みを構築していくことが強く求められています。

また、社会福祉法においては、新たに地域社会を基盤とした地域福祉の推進に関する規程が設けられるとともに、市町村に地域福祉計画を策定するよう規定がされています。

そこで、八重瀬町地域福祉計画策定委員会設置要綱第2条により、八重瀬町における将来の地域福祉の推進のため、八重瀬町地域福祉計画の策定について貴会の意見を求める。

八 社 協 第527号
平成23年11月29日

八重瀬町地域福祉計画策定委員会
委 員 長 神 里 博 武 殿

社会福祉法人
八重瀬町社会福祉協議会
会 長 神 谷 榮 助

八重瀬町地域福祉活動計画の策定について(諮問)

地域福祉を取り巻く環境は、少子化・高齢社会の急速な進展や経済情勢が大きく変化し、地域課題も複雑化してきております。

このような中、地域福祉の課題に対しては、行政の役割はもちろんのこと町内の福祉機関や団体、地域住民が一体となって解決にむけて取り組んでいく必要があります。

八重瀬町社会福祉協議会においては地域社会を基盤に地域福祉を計画的、総合的に推進していくため、住民参加による地域福祉のあり方を調査・研究し、町民と社会福祉施設等との連携に基づく行動計画である「八重瀬町地域福祉活動計画」の策定について諮問いたします。

6. 八重瀬町地域福祉（活動）計画について（答申）

八重瀬町長
比屋根 方次 殿

地域福祉（活動）計画策定委員会
委員長 神里 博武

八重瀬町地域福祉計画の策定について（答申）

平成23年11月29日付、八重社第2524号で諮問がありましたみだしの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、別添「八重瀬町地域福祉（活動）計画」としてまとめましたので答申します。

〈付帯事項〉

- ① 関係各課と社会福祉協議会の連携した事業実施をはじめ、学校及び教育委員会、消防、警察等と連携しながら事業へ取り組んでいくよう要望します。
- ② 連携した事業実施を行なうためにも、関係各課、社会福祉協議会等の関係機関が定期的な会議を持ち福祉事業の推進に努めるよう要望します。
- ③ 施策事業の広報については、広報紙とホームページでの広報活動のほか、町民全体にいきわたるような周知活動への取り組みを要望します。
- ④ 相談支援体制の充実を図るとともに、地域の福祉課題を早期に発見し解決に導く仕組みを構築するよう要望します。
- ⑤ 計画の総合的な評価体制づくりを進めるために進捗状況を管理し、一定期間においてその達成度を評価しながら町民との協働による地域福祉解決に向けた取り組みを推進するよう要望します。

平成25年3月19日

八重瀬町社会福祉協議会
会長 神谷 榮助 殿

地域福祉（活動）計画策定委員会
委員長 神里 博武

八重瀬町地域福祉活動計画の策定について（答申）

平成23年11月29日付、八社協第527号で諮問がありましたみだしの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、別添「八重瀬町地域福祉（活動）計画」としてまとめましたので答申します。

〈付帯事項〉

- ① 無縁社会防止の為、字・自治会を中心とした地域活動を促進できるよう後方支援していくよう要望いたします。
- ② ボランティアコーディネーターを活用し、町民が身近な地域ボランティア活動の推進に努める環境づくりを構築するよう要望します。
- ③ 広報紙とホームページ等を活用し、町民全体に福祉情報がいきわたるような周知活動への取り組みを要望します。
- ④ コミュニティソーシャルワーカーを活用し、字・自治会を基礎圏域として隣近所や集いの場を支援し、共にささえあう地域づくりに推進するよう要望します。
- ⑤ 相談支援体制の充実を図るとともに、地域の福祉課題を早期に発見し解決に導く仕組みを構築するよう要望します。

7. 用語集

【あ行】

☆インフォーマル（サービス）

家族、隣人、知人などの地域社会が不定期かつ無報酬などで提供する非公式なサービス

☆NPO（Non-Profit Organization）

民間の非営利組織。様々な分野で活動する民間の営利を目的としない組織。

【か行】

☆ケアマネジメント

高齢者等の意向を踏まえ、福祉、介護、医療などのニーズに対し適切なサービス提供に対する調整を行うとともに、総合かつ継続的なサービスの供給の確保等に対する活動を行う。

☆コーディネート

全体を調整する機能。

☆コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。一般的に地域の共同社会のこと。

☆コミュニティソーシャルワーカー

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門的知識を有する者。支援方法は、地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係を他の関係機関等と連携して調整を行う。

【さ行】

☆市町村障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法 第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

☆社会福祉基礎構造改革

急速な少子高齢化、核家族化の進展に伴って、社会福祉への需要が多様化したことから、21世紀の社会福祉の制度を利用者本位の視点で整理していくことを目的として実施された改革。

☆社会福祉士

ソーシャルワーカーの国家資格であり、精神保健福祉士、介護福祉士と並ぶ福祉の国家資格（通称：三福祉士）のひとつである。社会福祉士は、介護福祉士と共に昭和62年5月の第108回国会において制定された社会福祉士及び介護福祉士法で位置づけられた、社会福祉（主として相談援助）業務に携わる人の国家資格である。

☆主任児童委員

児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当。地区担当の民生委員・児童委員と連携・協力して、様々な児童問題について取り組む。

☆障害者虐待防止法

障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。2011年6月成立、2012年10月施行。正式名称を、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。

☆障がい者相談員

おもに障がい者やその家族で構成される。同じ悩みを抱える立場から、障がいのある方やその家族の方の日常生活などにおける様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行う。

☆情報のバリアフリー化

障がい者でも支障なく情報通信を利用ができるようにすること。

☆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断が不十分な町民の財産や権利を保護するための法制度。

【た行】

☆第三者委員

利害をもつ当事者とは関係の無い第三者による委員会。不祥事などの問題が発覚した場合に、疑惑告発者と疑惑対象者の双方に関係の無い第三者が、疑惑調査などを担うこと。

☆団塊世代

第2次世界大戦後のベビーブーム期（1947年～1949年）に生まれた世代。

☆地域福祉懇談会

地域の住民が集まり、地域の福祉課題やニーズについてみんなで考える場。

☆地域包括支援センター

地域の高齢者の状況（健康の維持、生活環境、保健・福祉サービス等利用状況）等を把握するとともに、総合相談や権利擁護、介護予防事業等のマネジメントを実施し、高齢者が自立した日常生活を送るために必要な援助を包括的に行う機関。

☆地域コミュニティ事業

町内の福祉・保健・医療・教育の関係機関等と連携を図り、乳幼児から高齢者までの総合的な相談体制を図る。また、生活支援体制及びコミュニティづくり等を促進するとともに、地域の福祉課題を総合的に把握し、地域に適した福祉事業を開発・推進する事業。

☆地区推進員

社協会長より委嘱をし、地域の福祉課題の発見、福祉課題をもつ世帯への支援などを行う者。

☆点字ブロック

歩道や公共建築物、駅のプラットホームなどに敷設された視覚障害者誘導用のブロック。介護者なしで歩く盲人の安全を図るためのもので、突起がつけられていて足の裏の触感で位置や方向が分かるようになっている。

【な行】

☆日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護）

認知症、知的障がい、精神障がい等で、判断力が不十分な町民を対象として自立した日常生活を送ることができるよう、福祉サービスを利用する場合の手続きや金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施。

【は行】

☆パブリックコメント

行政機関が作成した政策案やその関連資料を公表して広く意見を募集し、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定をする仕組み。

☆バリアフリー

バリアフリーの「バリア」は「障壁」で、身体障害のある方や高齢の方が社会活動を行う場合に障害となるものを指す。「フリー」が「・・・のない」ですから、「バリアフリー」は「障壁を取り除く」こと。

☆福祉サービス

行政や社会福祉法人、民間事業者などが公的な制度のもとに行う福祉関連のサービス

【ま行】

☆民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれ担当する区域内で、地域福祉増進のための幅広い活動を行う。例えば、ボランティア活動や共同募金運動への協力・支援、生活福祉資金貸付の相談等、高齢者世帯等への訪問・見守り、日常的な声掛け・挨拶などを通じた災害等で援護が必要な住民の把握、など。また、民生委員は児童委員を兼務しているため、一人の民生委員を「民生委員・児童委員」と呼んでいる。

【や行】

☆ユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

☆要援護者

台風などの災害に、自力で避難することが困難な方々で、主に高齢者や障がいのある方が対象。

☆要保護児童等地域対策協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換及び適切な連携の下での支援を実現するために設置。

【わ行】

☆ワークショップ

参加者が、ある目的に対し、相互の意見を取り入れながら課題の明確化や解決方策の提示などを具体化しようとする取り組みのこと。

八重瀬町地域福祉（活動）計画

【 編集・発行 】

八重瀬町役場 社会福祉課

〒901-0592

八重瀬町字具志頭659番地

TEL 098-998-9598 FAX 098-998-7164

八重瀬町社会福祉協議会

〒901-0401

八重瀬町字東風平1318-1 町社会福祉会館内

TEL 098-998-4000 FAX 098-998-8999

